第５８回　八代市災害対策本部会議

日時：令和８年１０月３０日（金）午後４時００分
場所：八代市役所　３階　災害対策本部事務室

次　　第

１　開　　会

２　現在の状況等

３　各対策部報告

４　災害対策本部長訓示

５　閉　　会

各部局別被害報告（速報・確定）

令和8年10月30日（金）　　八　代　市

令和8年熊本地震による被害

令和8年10月30日　15時00分現在

報告者名：各部より

区分			被害
人的被害	死者	人	20
	うち災害関連死者	人	－
	行方不明	人	－
	重症	人	－
	中等症	人	－
	軽症	人	－
住家被害（り災証明発行件数）	全壊	件	1,269
	大規模半壊	件	193
	中規模半壊	件	494
	半壊	件	1,388
	準半壊	件	2,234
	一部損壊	件	16,835
非住家等	公共建物	棟	1
	その他	棟	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
災害対策本部設置市町村			
災害警戒本部等設置市町村			
災害救助法適用市町村			
消防職員出動延人数			
消防団員出動延人数			

備考

※住家被害の欄は、り災証明書発行件数。

区分				件数	被害額 千円
健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設		174	確認中
		児童福祉施設	公立保育園	5	2,373
			私立保育園	37	857,944
		心身障害者福祉施設		34	1,501,900
		その他		16	25,600
		小計		266	2,387,817
	衛生施設	医療施設		83	3,007,096
		その他			
		小計		83	3,007,096
	健康福祉部　合計			349	5,394,913
市民環境部	水道施設				
	ごみ処理施設			1	92,000
	し尿処理施設				
	産業廃棄物処理施設				
	水質特定施設・排水施設・対象事業場				
	その他			21	96,000
	市民環境部　合計			22	188,000
経済文化交流部	商業			1,300	15,016,250
	工業			549	11,603,370
	鉱業				
	船舶（漁船を除く）				
	観光施設			7	79,228
	文化財			63	30,682,400
	スポーツ施設			9	261,576
	その他			172	3,200,361
	経済文化交流部　合計			2,100	60,843,185
農林水産部	農業関係	農作物等	農作物	1	1,248
			樹体		
			家畜等		
			在庫品		
			その他		
			小計（1）	1	1,248
		農業施設	共同利用施設 集出荷貯蔵施設	23	1,902,623
			共同利用施設 処理加工施設	1	
			共同利用施設 ハウス		
			共同利用施設 機械機具	9	
			共同利用施設 農舎		
			非共同利用施設 処理加工施設		
			非共同利用施設 ハウス	239	4,451,800
			非共同利用施設 機械機具	361	941,040
			非共同利用施設 農舎	385	1,547,310
			非共同利用施設 畜舎	3	8,000
			非共同利用施設 堆肥舎		
			市有施設（建物）	1	20,665
			市有施設（農村公園）	3	10,300
			小計（2）	1,025	8,881,738

区分				件数	被害額 千円
農林水産部	農業関係	農地等	農地 田	1,462	1,413,065
			農地 畑	39	70,100
			農地 小計（3）	1,501	1,483,165
			農業用施設 農道	352	646,977
			農業用施設 用水路	1,707	13,711,400
			農業用施設 頭首工	5	80,000
			農業用施設 排水路	1,415	5,638,950
			農業用施設 排水機場	71	15,112,000
			海岸（排水樋門含む）	515	12,272,000
			小計（4）	4,065	47,461,327
		合計（1）～（4）		6,592	57,827,478
		林業関係	公共施設 林道施設	73	21,000
			公共施設 林地荒廃防止施設		
			公共施設		
			公共施設 小計（1）	73	21,000
			山地崩壊（2）		
			造林地（3）		
			特用林産物（4）		
			苗畑等（5）		
			林産施設 原木流通施設	1	32,500
			林産施設 木材加工施設	17	1,747,430
			林産施設 小計（6）	18	1,779,930
			作業道施設（7）	2	500
			林業機械（8）		
			合計（1）～（8）	93	1,801,430
		水産業関係	公共施設 海岸		
			公共施設 漁港	3	671,000
			公共施設 庁舎・公舎等		
			公共施設 小計（1）	3	671,000
			共同利用施設（2）	2	200,000
			水産物（3）		
			漁船（4）		
			養殖施設（5）	2	120,000
			漁場（6）		
			在庫品（7）		
			その他（8）		
			合計（1）～（8）	7	991,000
		農林水産部　合計		6,692	60,619,908
	建設部	公共土木施設	河川（1）	78	112,091
			海岸（2）	7	0
			道路（3）	2,541	5,611,187
			橋りょう（4）	62	490,900
			港湾（5）	6	112,000
			都市下水路（6）	238	273,693
			下水道・集落排水（7）	365	606,550
			不明	45	1,800
			小計(8)=(1)～(7)	3,342	7,208,221

区分			件数	被害額 千円
建設部	都市施設	公園等	38	316,500
		民地堆積土砂	0	0
		小計(9)	38	316,500
	公営住宅(10)		0	0
	行政施設その他(11)		33	12,099
	建設部合計(8)～(11)		3,413	7,536,820
	被災状況	崩土・倒木	23	3,860
		土砂堆積	10	5,600
		亀裂	1,183	3,296,716
		路肩崩壊	94	297,250
		構造物破損	1,071	2,468,300
		護岸崩壊	76	127,949
		浮上・沈下	818	941,710
		浸水	4	20,100
		側溝等閉塞	9	8,900
		建築物破損	38	39,450
		電気設備故障	6	1,600
		その他	125	367,935
		小計	3,457	7,579,370
	車両交通止	全面通行止め	59	
		車両通行止め	0	
		通行可	0	
		交通止合計	59	
公営企業	水道局		256	113,692
	その他の施設			
	公営企業　合計		256	113,692
教育部	公立学校施設	小学校	24	700,816
		中学校	15	420,039
		特別支援学校	1	2,500
		幼稚園	2	1,500
	社会教育施設		7	445,567
	その他		10	27,754
	教育部　合計		59	1,598,176
その他の被害	火災発生	建物		
		危険物		
		その他		
		合計		
被害総額				136,294,694

◎総務企画部、財務部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

八代市
YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【総務企画対策部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　現在の状況等

（1）地震情報（令和８年７月２８日（火）１６時２７分　発生）

最大震度　　震度６強

（2）本市の体制・避難情報

令和８年７月２８日（火）１６時２７分～　非常配備体制（第３配備）

令和８年７月２８日（火）１８時００分～　避難指示（市内全域）

令和８年８月１８日（火）１８時００分　　避難指示解除

（3）避難所開設情報（１０月３０日　１５：００現在）

自主避難所・地震１避難所　合計１０か所

避難者数：５７９名（※前回比 ▲５人）、最大避難者数：４，０９５名（7月３１日　２０：００現在）

（4）被害情報（災害対策本部事務室受付分）

【人的被害】死亡：２０名、行方不明者：調査中、重症：調査中、中等症：調査中、軽症：調査中、安否不明：調査中、分類未確定：１４７名

【物的被害】住家被害（り災証明発行件数）：全壊：１，２６９件、大規模半壊：１９３件、中規模半壊：４９４件、半壊：１，３８８件、準半壊：２，２３４件、一部損壊：１６，８３５件

その他、現在把握している被害の詳細については、別紙「各部局別被害報告（速報）」のとおり

2　今後の対応

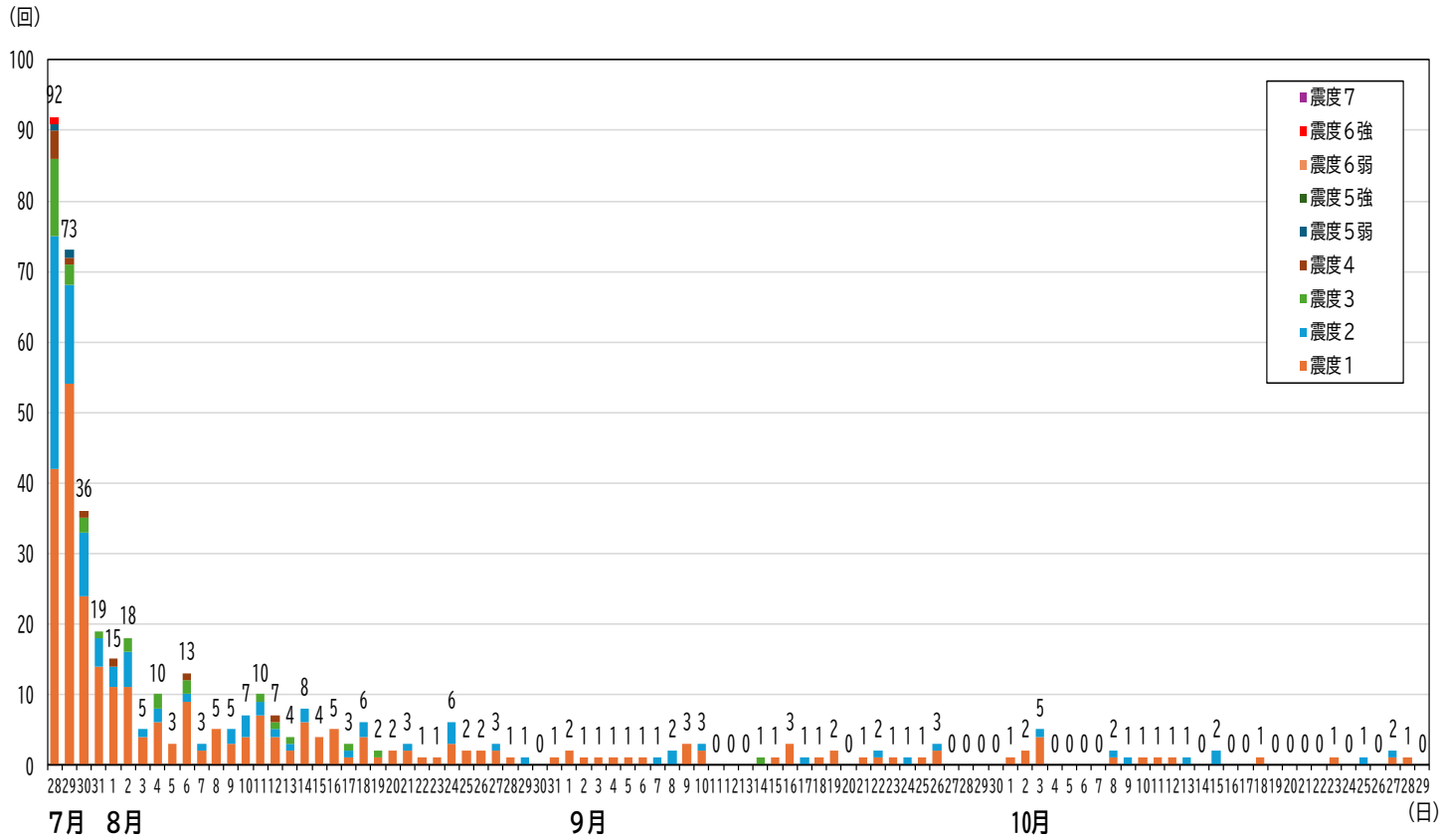
・被害状況の把握や防災情報の速やかな発信及び適切な避難所運営、環境改善等に努める

八代市における地震発生状況（7月28日～10月29日）

【震度別・期間別地震回数表】

月	日	震度別回数									
		震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
7	28～31	134	60	17	6	2	0	0	1	0	220
8	1～10	58	18	6	2	0	0	0	0	0	84
	11～20	36	9	5	1	0	0	0	0	0	51
	21～31	15	6	0	0	0	0	0	0	0	21
9	1～10	12	4	0	0	0	0	0	0	0	16
	11～20	7	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	21～30	6	3	0	0	0	0	0	0	0	9
10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		283	109	29	9	2	0	0	1	0	433

【日別地震回数グラフ】



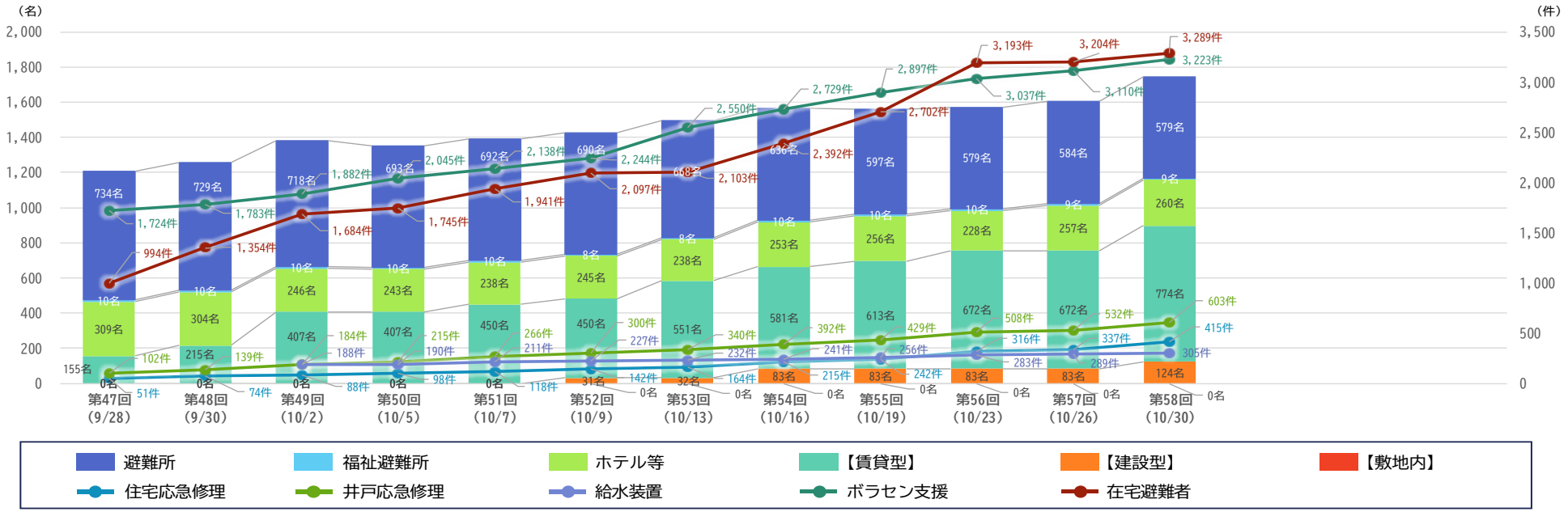
○ 7月28日 16時27分の地震（最大震度7）以降、震度1以上を観測した地震が 433回

（ 震度1：283回、震度2：109回、震度3：29回、震度4：9回、震度5弱：2回、震度6強：1回 ）

※熊本地方気象台の観測による集計

八代市
YATSUSHIRO

各避難者及び仮設住宅入居者数等の推移



区　分	第47回 (9/28)	第48回 (9/30)	第49回 (10/2)	第50回 (10/5)	第51回 (10/7)	第52回 (10/9)	第53回 (10/13)	第54回 (10/16)	第55回 (10/19)	第56回 (10/23)	第57回 (10/26)	第58回 (10/30)			
避難所入所者数	734名	729名	718名	693名	692名	690名	668名	636名	597名	579名	584名	579名			
福祉避難所入所者数	10名	10名	10名	10名	10名	8名	8名	10名	10名	10名	9名	9名			
ホテル等避難者数	309名	304名	246名	243名	238名	245名	238名	253名	256名	228名	257名	260名			
【賃貸型】仮設住宅入居者数	155名	215名	407名	407名	450名	450名	551名	581名	613名	672名	672名	774名			
【建設型】仮設住宅入居者数	0名	0名	0名	0名	0名	31名	32名	83名	83名	83名	83名	124名			
【敷地内】仮設住宅入居者数	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名			
合　計	1,208名	1,258名	1,381名	1,353名	1,390名	1,424名	1,497名	1,563名	1,559名	1,572名	1,605名	1,746名	0名	0名	0名

住宅応急修理申請件数	51件	74件	88件	98件	118件	142件	164件	215件	242件	316件	337件	415件			
井戸応急修理申請件数	102件	139件	184件	215件	266件	300件	340件	392件	429件	508件	532件	603件			
給水装置工事件数（井戸→上水）			188件	190件	211件	227件	232件	241件	256件	283件	289件	305件			
ボラセン支援完了件数	1,724件	1,783件	1,882件	2,045件	2,138件	2,244件	2,550件	2,729件	2,897件	3,037件	3,110件	3,223件			

在宅避難者支援カード受付件数	994件	1,354件	1,684件	1,745件	1,941件	2,097件	2,103件	2,392件	2,702件	3,193件	3,204件	3,289件			
炊き出し提供数	1,018食	928食	928食	928食	928食	855食	808食	808食	720食	720食	680食	680食			
内、在宅避難者への提供数 ※	284食	199食	210食	235食	236食	165食	140食	172食	123食	141食	96食	101食	0食	0食	0食

※「在宅避難者への提供数」については、炊き出し提供数と避難者数の基準日が異なるため参考値

【総務企画対策部】
令和８年 10 月 30 日

・避難所の集約

７月３１日：63 か所　⇒　46 か所
８月　１日：46 か所　⇒　43 か所（高田小、宮地小、旧泉第一小）閉鎖
８月　２日：43 か所　⇒　42 か所（代陽小）閉鎖
８月　３日：42 か所　⇒　43 か所（鏡中学校）追加
８月　４日：43 か所　⇒　41 か所（昭和小学校、今泉地区公民館）閉鎖
８月　７日：41 か所　⇒　40 か所（鏡わかあゆ高等支援学校）閉鎖
８月　８日：40 か所　⇒　39 か所（七中）閉鎖
８月　９日：39 か所　⇒　38 か所（金剛小）閉鎖
８月２６日：38 か所　⇒　37 か所（八代支援学校）閉鎖
８月３０日：37 か所　⇒　39 か所（桜十字ホールやつしろ、太田郷小）
９月１日の拠点化に伴い新設
９月　１日：39 か所　⇒　16 か所（一中、八代ｺﾐｾﾝ、八代小、植柳ｺﾐｾﾝ、植柳小、麦島小、松高ｺﾐｾﾝ、松高小、四中、保健ｾﾝﾀｰ、金剛ｺﾐｾﾝ、六中、郡築ｺﾐｾﾝ、昭和ｺﾐｾﾝ、宮地ｺﾐｾﾝ、宮地東ｺﾐｾﾝ、八中、龍峯ｺﾐｾﾝ、二見ｺﾐｾﾝ、坂本ｺﾐｾﾝ、文政小、有佐小、東陽ｺﾐｾﾝ）閉鎖
９月　５日：16 か所　⇒　15 か所（五中）閉鎖
９月１２日：15 か所　⇒　14 か所（日奈久小）閉鎖
９月１９日：14 か所　⇒　13 か所（高田ｺﾐｾﾝ）閉鎖
１０月１８日：13 か所　⇒　10 か所（代陽ｺﾐｾﾝ、太田郷小、二中）閉鎖
（別紙、**10/30　6:00 時点** 避難所開設状況一覧を参照。）

・洗濯支援

① 避難所等における衛生環境の確保及び生活環境の向上を図るため、避難者を対象とした洗濯支援事業を８月 10 日（月）から熊本県クリーニング生活衛生同業組合において実施中。　（詳細については、各避難所にご案内）

② ランドリーカー（大阪府交野市）
ランドリーカーの配置により、避難所での洗濯・乾燥が可能。
八代トヨオカ地建アリーナ（8/20～）

③ 洗濯機・乾燥機設置
本市より、各避難所に洗濯機・乾燥機を設置し、避難所での洗濯・乾燥が可能。

・避難所からの移送支援

各避難所と病院やスーパー等を巡回する避難者の移送支援を 9 月 8 日から実施
10 人乗りワゴン 7 台がそれぞれのルートを運行。1 日各 4～6 便程度、月～土毎日実施
八代市役所をすべてのルートに組み込み、市内循環バスとの接続も行う。

【10 月 1 日からの見直しの概要】

・避難所のグルーピングや施設・ルートを変更（7→5 ルートに再編）
・近くに買い物場所のない日奈久コミセンの運行ルートにスーパーを追加
・スーパーについては、15～30 分の待機時間を確保
（詳細については、9 月 3 0 日報告済）

・災害サポートレンタカー無料貸し出し

期間：8 月 10 日（月）～12 月 25 日（金）　（詳細資料については、8 月 8 日報告済）
貸出場所：千丁支所
受付時間：10：00～16：00（※水・日・祝　休み）
【実施状況（10 月 23 日　15 時 30 分時点)】

申込件数	貸出実績	
766 件（+39 件）	271 件（+39 件）	※（前回比）

・在宅避難者の支援

現在、避難所数や避難所の避難者数は、減少傾向にあるところですが、避難所以外の自宅の軒先や車中泊、親族・知人宅等で引き続き避難生活をされている方々の状況を把握し、今後の様々な支援に繋げていくための調査を行っている。

把握方法として、各避難所やコミュニティセンターでの食料・物資配布の段階において「在宅避難者支援カード」にご記入いただき、名刺サイズのパスを配布中。

（詳細については、9 月 11 日報告済）

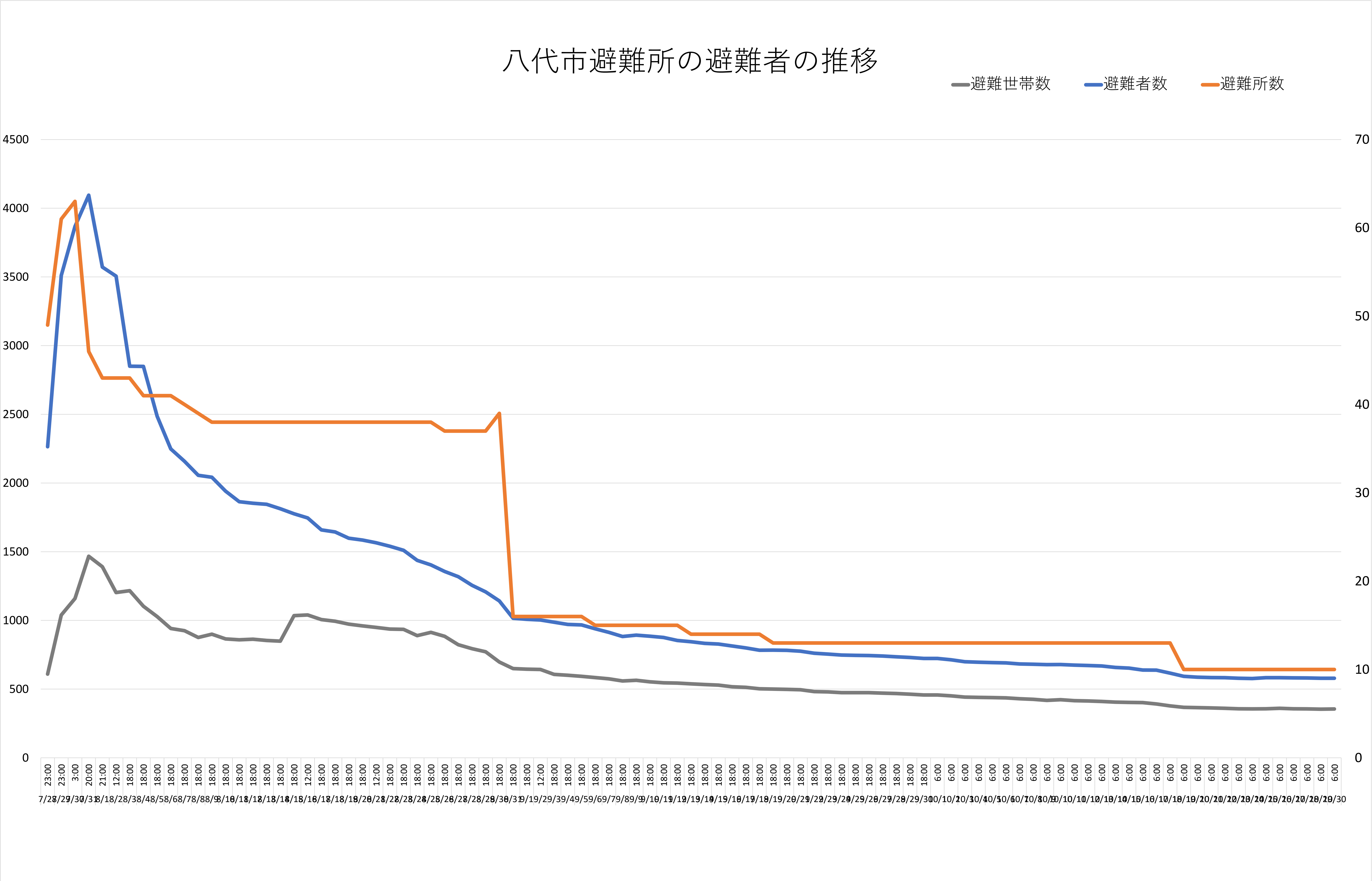
避難所開設状況一覧

令和８年１０月３０日　　６時００分現在

No.	避難所名	避難所基本情報 地区	最大※1 収容人数	避難者情報 避難世帯数	避難者数	水	電気	エアコン	テレビ	洗濯支援	シャワー等	仮設トイレ	トイレカー
1	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	代陽	1,250	49	71	○	○	○	○	○	○	0	0
2	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	太田郷	3,000	126	223	○	○	○	○	○	○	5	2
3	太田郷コミュニティセンター	太田郷	130	17	28	○	○	○	○	○	○	0	0
4	麦島コミュニティセンター	麦島	500	31	44	○	○	○	○	○	○	0	0
5	八千把コミュニティセンター	八千把	200	13	19	○	○	○	○	○	○	0	0
6	日奈久コミュニティセンター	日奈久	100	13	19	○	○	○	○	○		0	0
7	千丁コミュニティセンター	千丁	100	13	19	○	○	○	○	○	○	0	0
8	鏡コミュニティセンター	鏡	250	41	55	△※2	○	○	○	○	○	5	0
9	鏡小学校	鏡	360	23	54	○	○	○	○	○	○	0	0
10	鏡中学校	鏡	370	29	47	○	○	○	○	○	○	0	0
	合計		6,260	355	579	9	10	10	10	10	9	10	2

※１　最大収容人数は、実面積を1.5㎡/人で算出した値です。避難所への入所については、各避難所の実情を勘案のうえ対応しています。

※２　男子トイレ使用不可のため（女子トイレは共用の洗面所として使用中）


八代市避難所の避難者の推移
避難世帯数
避難者数
避難所数
4500
4000
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
70
60
50
40
30
20
10
0

通院・買い物・入浴支援　利用実績

R8.10.30時点

単位：人

		鏡コミセン	鏡中	鏡小	千丁コミセン	太田郷コミセン	二中	太田郷小	八千把コミセン	トヨオカ地建アリーナ	桜十字ホール	代陽コミセン	麦島コミセン	日奈久コミセン	日計
9月計	通院・買い物（9/8～）	7	5	2	0	0	9	0	0	13	21	2	2	15	76
	入浴	26	35	17	24	49	68	1	31	16	41	32	101	0	441
10月1日(木)	通院・買い物	1	2	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	8
	入浴	4	3	1	1	2	4	0	3	2	4	0	6	0	30
10月2日(金)	通院・買い物	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	5
	入浴	0	0	1	0	5	3	0	0	0	0	0	2	0	11
10月3日(土)	通院・買い物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	入浴	2	0	4	0	0	4	0	3	5	4	1	2	0	25
10月4日(日)	通院・買い物	運休													運休
	入浴	0	0	1	0	1	4	0	0						6
10月5日(月)	通院・買い物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	入浴	2	1	1	3	1	3	0	4	1	3	0	4	0	23
10月6日(火)	通院・買い物	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
	入浴	0	0	1	0	1	3	0	0	1	1	0	5	0	12
10月7日(水)	通院・買い物	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0	7
	入浴	運休								1	3	0	3	0	7
10月8日(木)	通院・買い物	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	6
	入浴	3	0	1	2	1	3	0	1	0	0	0	6	0	17
10月9日(金)	通院・買い物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	入浴	0	0	1	1	4	6	0	2	1	3	0	9	0	27
10月10日(土)	通院・買い物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	入浴	2	1	1	2	3	3	0	2	3	2	0	7	0	26
10月11日(日)	通院・買い物	運休													運休
	入浴	0	0	1	0	3	4	0	0						8
10月12日(月)	通院・買い物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	入浴	1	0	3	1	0	4	0	1	1	3	0	10	0	24
10月13日(火)	通院・買い物	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	入浴	0	0	1	0	4	3	0	1	0	1	0	7	0	17
10月14日(水)	通院・買い物	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4
	入浴	運休								3	2	0	6	0	11
10月15日(木)	通院・買い物	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5
	入浴	3	0	2	0	2	2	0	1	0	1	0	6	0	17
10月16日(金)	通院・買い物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
	入浴	0	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	8	0	14
10月17日(土)	通院・買い物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	入浴	1	1	1	0	1	1	0	3	2	3	0	6	0	19
10月18日(日)	通院・買い物	運休							運休				運休		運休
	入浴	0	0	1	0	1			2						4
10月19日(月)	通院・買い物	1	0	0	0	0			0	3	2		0	0	6
	入浴	2	0	1	1	2			1	7	3		8	0	25
10月20日(火)	通院・買い物	0	0	0	0	0			0	3	4		0	2	9
	入浴	0	0	1	0	3			1	運休			運休		5
10月21日(水)	通院・買い物	1	0	0	0	0			0	3	0		0	1	5
	入浴	運休							運休	5	1		8	0	14
10月22日(木)	通院・買い物	0	0	0	0	3			0	0	1		0	0	4
	入浴	1	0	1	0	3			1	0	2		5	0	13
10月23日(金)	通院・買い物	2	0	0	0	0			0	0	1		3	0	6
	入浴	2	0	1	1	1			4	1	2		4	0	16
10月24日(土)	通院・買い物	1	0	0	0	0			0	0	0		0	0	1
	入浴	2	2	1	4	2			1	6	6		8	0	32
10月25日(日)	通院・買い物	運休							運休				運休		運休
	入浴	0	0	1	0	0			2						3
10月26日(月)	通院・買い物	運休							運休				運休		運休
	入浴														
10月27日(火)	通院・買い物	0	0	0	0	3			0	0	1		0	0	4
	入浴	0	0	1	0	3			0	4	3		6	0	17
10月28日(水)	通院・買い物	0	0	0	0	0			1	0	0		0	0	1
	入浴	運休							運休	2	3		7	0	12
10月29日(木)	通院・買い物	0	1	0	0	1			0	1	2		0	0	5
	入浴	2	1	1	0	3			1	0	0		5	0	13
10月30日(金)	通院・買い物														0
	入浴														0
10月31日(土)	通院・買い物														0
	入浴														0
避難所計	通院・買い物	12	8	0	0	7	10	0	1	13	30	0	7	11	99
	入浴	30	9	32	16	51	49	0	35	47	51	1	144	0	465

閉鎖

【総務企画対策部】
令和 8 年 10 月 30 日

被災者の方に対する無料入浴支援に関するまとめ

1. 公衆浴場の入浴支援

① **日奈久温泉センター ばんぺい湯**
場　所:日奈久中町 316 TEL 38-0617
営業時間:15:00～20:00 入浴制限:1人 20 分まで
休館日:毎月第 3 火曜日

② **坂本憩いの家 元湯**
場　所:坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820
営業時間:10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)
休館日:毎週火曜日

③ **坂本温泉センター「クレオン」**
場　所:坂本町川嶽1091 TEL 45-8814
営業時間:10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)
休館日:毎週木曜日

④ **東陽交流センター せせらぎ**
場　所:東陽町南 1051-1 TEL 65-2112
営業時間:10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)
休館日:毎週水曜日

⑤ **八代温泉 さくらの湯**
場　所:川田町西 505 TEL 39-1000
営業時間:10:00～20:00

⑥ **八代市西松江城老人憩いの家**
場　所:西松江城町2－17 TEL 32-3048
無料入浴時間:16:00～20:00
休館日:毎週土、日曜日、祝日

⑦ **市外の実施施設(協力施設)**はこちら熊本県ホームページ　⇒

2. 本市による入浴支援

① **鏡コミュニティセンター**
日 時:8月30日(日)から当面の間
入浴時間:16:00～21:00

② **桜十字ホールやつしろ**
日 時:8月31日(月)から当面の間
入浴時間:16:00～22:00

(8/31～9/29までの集計)

	鏡コミセン	桜十字ホール
利用者延べ人数	737人	1,651人
(1日あたり)	(24.6人)	(55.0人)

【総務企画対策部】
令和 8 年 10 月 30 日

3. その他

① **各避難所に対する仮設シャワー設置**については、避難所開設状況一覧、参照。

② **各避難所から市内入浴施設等への無料バス送迎**

9月1日から14避難所で送迎を開始

※9月4日から第五中学校、日奈久小学校でも送迎を開始し、全 16 避難所（現在13避難所）で実施

月曜～土曜運行（日曜は運休）、定員28名

トヨオカ地建アリーナ（週：6 便）、その他（週 3 便）

【10 月 1 日からの見直しの概要】

・マイクロバス 1 台（定員 28 名）→ワゴン 2 台（定員各 8 名）

・すべての避難所で週 6 日（9～18 便）運行（水曜もしくは日曜は運休）

（詳細については、9月30日報告済）

【総務企画対策部】
令和 8 年 10 月 30 日

各避難所における入浴支援について

令和 8 年 10 月 30 日 時点

No.	避難所名	入浴設備	市内入浴施設への送迎
1	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	○	○
2	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	○ （既設）	○
3	太田郷コミュニティセンター	○	○
4	麦島コミュニティセンター	○	○
5	八千把コミュニティセンター	○	○
6	日奈久コミュニティセンター		○
7	千丁コミュニティセンター	○	○
8	鏡コミュニティセンター	○	○
9	鏡小学校	○	○
10	鏡中学校	○	○

入浴支援の詳細については、別紙「入浴支援に関するまとめ」を参照のこと

令和８年熊本地震　公共交通の運行状況表　（　2026年10月30日　時点　）

会社名	路線名	運行状況	特記事項
産交バス	市街地循環バス ※３路線	運行中 8/17～	（みなバス、まちバス、ゆめバス）通常運行 ※３路線とも、ゆめタウンでの乗降不可
	一般路線バス ※６路線	運行中 10/1～	全６路線で通常運行
市内タクシー会社	乗合タクシー ※21路線	運行中 9/12～	全２１路線で通常運行
肥薩おれんじ鉄道	肥薩おれんじ鉄道	運行中 10/13～	八代～肥後田浦間：10月13日(火)運行再開 肥後田浦～水俣間：9月1日(火)運行再開 ≪バス代行輸送の実施≫　※10月12日(月)終了 （八代駅～水俣駅間）8/10(月)からバス代行実施 熊本高専の授業再開に伴い9月28日(月)より増便 平日：上り１３便、下り１２便、休日：上下６便 ※別途、JR九州の代行バスへ接続する便を特別運行(1便) 上り　水俣駅4:00発　～　停車駅省略　～　八代駅5:55着 ※八代市管内停車場所 八代駅～短大高専前（肥後高田の代替）～日奈久温泉駅～肥後二見駅
ＪＲ九州	九州新幹線	運行中 9/18～	熊本駅～新水俣駅間　通常運行
	鹿児島本線	運行中 10/10～	宇土駅～八代駅間　10月10日(土)運行再開 ≪新幹線による振替輸送の実施≫9/18(金)～10/9(金)終了 輸送区間：新八代駅～熊本駅 ≪バス代行輸送の実施≫ （宇土駅～八代駅間）8/26(水)～10/9(金)終了 ＜9/18～運行見直し＞ 運行区間：八代駅～小川駅　1日：37便 小川駅～宇土駅　1日：92便 ※有佐駅、千丁駅はバスの乗り入れができないため停車不可
神園交通	すーぱーばんぺいゆ号	一部運行 8/3～	新八代駅を発着地として往復8便運行（一部便は運転免許センター発着） 運行経路：新八代駅～八代IC～阿蘇くまもと空港（～運転免許センター）

八代市
YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】状況報告

【総合対策部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　受援状況

○これまでの受入延べ人数（団体ごとの人数等は別紙参照）

期　間	避難所運営	保健師業務	住家被害認定調査	り災・被災証明受付	その他	計
7/29～10/30	4,905	2,401	7,994	469	1,235	17,004
上記延べ人数のうち本日の人数	0	8	95	0	2	105

※業務区分「その他」は、ボランティアセンター
※本日時点で前日までの実績を修正することがあるため、これまでの合計と合わないことがある。

○今後の受入予定

No.	自治体名	人数	始期	活動内容
1	岡山県総社市	2	11月2日	住家被害認定調査
2	熊本市・人吉市・荒尾市・水俣市・山都町	10	11月1日	住家被害認定調査
3	熊本市・人吉市・荒尾市・水俣市・山都町	10	11月6日	住家被害認定調査
4	熊本市・人吉市・荒尾市・芦北町・五木村	10	11月11日	住家被害認定調査
5	熊本市・芦北町・錦町・多良木町・水上村・山江村	11	11月16日	住家被害認定調査
6	熊本市・津奈木町・湯前町・あさぎり町	9	11月21日	住家被害認定調査
7	熊本市・荒尾市・相良村・球磨村・あさぎり町	10	11月26日	住家被害認定調査

※その他受入れについても調整中

八代市
YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】状況報告

【総合対策部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

2　中長期派遣職員受入状況

受入時期	人数	業務内容	派遣元自治体
10月1日	5	公費解体関連	山口市・諫早市・日南市・日向市・薩摩川内市
10月13日	2	公費解体関連	うきは市・延岡市

※今後も、順次調整の上、受入れ予定。

●受援状況について

（別紙）

区分		自治体名	活動内容	派遣人数（人）																																		
				7月小計	8月小計	9月小計	10月 1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	10月小計	延べ人数
県		熊本県	LO派遣	12	124	30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								23	189
九州内市町村等	九州市長会	鹿児島市	避難所運営	6	8																																	14
		大分市	避難所運営	6	2																																	8
		那覇市	避難所運営	4	8																																	12
	県内市町村間応援	人吉市	支援物資配送等		45																																	45
		合志市	支援物資配送等		100																																	100
		湯前町	支援物資受入等		9																																	9
		津奈木町	支援物資受入等		52																																	52
		人吉市	保健師業務		20	26																																46
		熊本県	災害ゴミ処理		64	209	7	8	7	8	6	6	6	5	5	5	5	5	2		2	2		2													81	354
		熊本県	ブルーシート配布		2																																	2
		水俣市	災害ゴミ処理		38	11																																49
		水俣市	支援物資受入等		17																																	17
		和水町	支援物資受入等		12																																	12
		水俣市	義援金受付		4																																	4
		津奈木町	避難所運営		36																																	36
		錦町	支援物資受入等		10																																	10
		小国町	支援物資受入等		2																																	2
		熊本県	住家被害認定調査		125	182	9	9	9	9	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	442	749
		人吉市	避難所運営		4																																	4
		水俣市	避難所運営		2																																	2
		菊池市	避難所運営		6																																	6
		熊本県	り災証明・被災証明申請受付		1																																	1
		熊本県	応急住宅申請受付		2	25																																27
		人吉市	災害ボランティアセンター関係業務		2	36	2	2			2	2	2	2	2				2	2	2	2			2	2	2	2	2				2	2	2	2	40	78
		あさぎり町	保健師業務			4																																4
		湯前町	保健師業務			2																																2
		錦町	保健師業務			6																																6
		水上村	保健師業務			2																																2
		多良木町	保健師業務			4																																4
		合志市	井戸応急復旧コールセンター			24																																24
		熊本県	井戸応急復旧申請受付			9																																9
		水俣市	保健師業務			2																																2
九州・山口の各県	九州知事会	大分県	避難所運営		596	107																																703
		沖縄県	避難所運営		718	28																																746
		鹿児島県	避難所運営		993	82																																1075
		山口県	避難所運営		330	66																																396
		長崎県	避難所運営		510	171																																681
		沖縄県	住家被害認定調査		73	415	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	180	668
		大分県	り災証明・被災証明申請受付			122																																122
		長崎県	住家被害認定調査			204	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	354	558
		大分県	住家被害認定調査			268	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	568
		鹿児島県	住家被害認定調査			402	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	180	582
		山口県	住家被害認定調査			168	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120	288

●受援状況について

（別紙）

区分		自治体名	活動内容	派遣人数（人）																																		
				7月小計	8月小計	9月小計	10月 1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	10月小計	延べ人数
県外の自治体	対口支援	北九州市	避難所運営		355	67																																422
		岡山県	避難所運営		341	99																																440
		北九州市	住家被害認定調査		251	398	14	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	465	1114
		大阪府	住家被害認定調査		521	550																																1071
		福井県	り災証明・被災証明申請受付		164	104																																268
		埼玉県さいたま市	住家被害認定調査		156	300																																456
		京都府京都市	住家被害認定調査		180	180																																360
		愛知県名古屋市	住家被害認定調査		43																																	43
		大阪府大阪市	住家被害認定調査		72	124																																196
		京都府	住家被害認定調査		42	174																																216
		岡山県	住家被害認定調査			155	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150	305
県外自治体他	その他	香川県三豊市	避難所運営		14																																	14
		福岡県古賀市	保健師業務等		87																																	87
		宮城県石巻市	保健師業務等		52																																	52
		九州農政局	支援物資搬送		156																																	156
		九州農政局	排水機場現状調査		4																																	4
		福岡県うきは市	保健師業務等		16																																	16
		奈良県田原本町	保健師業務等		20																																	20
		長崎県壱岐市	保健師業務等		21																																	21
		東京都文京区	保健師業務等		60																																	60
		福岡県八女市	保健師業務等		18																																	18
		福岡県宇美町	保健師業務等		22																																	22
		大分県臼杵市	保健師業務等		33	6																																39
		法務省九州矯正管区	避難所運営		104																																	104
		長野県佐久市	保健師業務等		9																																	9
		滋賀県	保健師業務等		108																																	108
		神奈川県横浜市	保健師業務等		20																																	20
		山口県	保健師業務等		81	57																																138
		鹿児島市	保健師業務等		81																																	81
		奈良県	保健師業務等		108	72																																180
		宮崎県延岡市	保健師業務等		22																																	22
		静岡県磐田市	保健師業務等		50																																	50
		福岡県那珂川市	避難所運営		50	8																																58
		香川県三豊市	住家被害認定調査		60	18																																78
		宮城県石巻市	住家被害認定調査		60																																	60
		静岡県掛川市	保健師業務等		55	6																																61
		静岡県掛川市	り災証明・被災証明申請受付		14	3																																17
		岡山県倉敷市	公費解体関係業務		14																																	14
		宮崎県新富町	保健師業務等		10	2																																12
		福岡県宮若市	保健師業務等		18																																	18
		福岡県中間市	保健師業務等		18																																	18
		大阪府河内長野市	り災証明・被災証明申請受付		28																																	28
		東京都江東区	避難所運営		44	28																																72
		香川県宇多津町	避難所運営		18																																	18
		宮崎県新富町	避難所運営		12																																	12
		宮城県石巻市	り災証明・被災証明申請受付		14																																	14
		愛知県蒲郡市	避難所運営		8																																	8
		愛知県蒲郡市	保健師業務等		6																																	6

●受援状況について

（別紙）

区分	自治体名	活動内容	派遣人数（人）																																		
			7月小計	8月小計	9月小計	10月 1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	10月小計	延べ人数
	京都府京丹後市	保健師業務等		9																																	9
	宮崎県日向市	保健師業務等		40																																	40
	大阪府枚方市	保健師業務等		21																																	21
	大分県	保健師業務等	4	124	120	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120	368
	神奈川県川崎市	保健師業務等		16																																	16
	山梨県	保健師業務等		69																																	69
	奈良県奈良市	保健師業務等		60																																	60
	林野庁九州森林管理局	避難所運営		60																																	60
	静岡県掛川市	住家被害認定調査		20	3																																23
	福岡県築上町	保健師業務等		18																																	18
	静岡県掛川市	避難所運営		14																																	14
	国税局	住家被害認定調査		16																																	16
	福岡県朝倉市	公費解体関係業務		6																																	6
	宮崎県都城市	緊急解体工事関係事務		28	36																																64
	神奈川県相模原市	保健師業務等		16																																	16
	神奈川県	保健師業務等		25																																	25
	神奈川県横須賀市	保健師業務等		20																																	20
	東京都品川区	保健師業務等		52																																	52
	栃木県	保健師業務等		66																																	66
	九州財務局	住家被害認定調査		40	184																																224
	新潟県加茂市	保健師業務等		12	8																																20
	新潟県加茂市	り災証明・被災証明申請受付		3	2																																5
	長崎県	保健師業務等		39	90	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				81	210
	大阪府大東市	保健師業務等			12																																12
	宮城県	保健師業務等			63																																63
	長野県	保健師業務等			57																																57
	宮崎県延岡市	住家被害認定調査			26																																26
	滋賀県日野町	住家被害認定調査			10																																10
	東京都江東区	住家被害認定調査			54	2	2																													4	58
	福岡県那珂川市	住家被害認定調査			30																																30
	大阪府	保健師業務等			56																																56
	宮崎県新富町	住家被害認定調査			10																																10
	神奈川県藤沢市	保健師業務等		16																																	16
	神奈川県茅ヶ崎市	保健師業務等		12																																	12
	鹿児島県	保健師業務等			39																																39
	静岡県磐田市	住家被害認定調査			14																																14
	宮崎県新富町	災害ゴミ処理			8																																8
	大阪府東大阪市	住家被害認定調査			6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2										42	48
	大阪府	住家被害認定調査				3	3	3	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	199	199
	長野県諏訪市	り災証明・被災証明申請受付				2	2	2	2	2	2	2																								14	14
	宮城県岩沼市	住家被害認定調査																					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		24	24
	島根県	保健師業務等																															4	4	4	12	12
	小計		20	8233	5754	85	88	83	84	89	89	89	85	85	83	83	83	88	87	89	89	86	90	100	106	106	104	104	102	102	104	106	107	107	105	2808	16815
合計			32	8357	5784	86	89	84	85	90	90	90	86	86	84	84	84	89	88	90	90	87	91	101	107	107	105	105	102	102	104	106	107	107	105	2831	17004

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。

第９版

八代市
YATSUSHIRO

令和８年熊本地震関連

被災者応援ガイドブック

～生活再建に向けた支援制度のご案内～



本内容は、令和8年10月28日時点のもので、今後も随時更新を行っていきます。



【システムメンテナンスのお知らせ】

現在、PHP(ウェブサイト等で使用されるプログラミング言語)の重大な脆弱性が公表されたことを受け、セキュリティ対策のため「八代市被災者支援ワンストップセンター」のサービスを一時停止し、メンテナンスを実施しております。

安全性が確認でき次第、サービスを再開する予定です。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【パソコンからのアクセスはこちら】

https://www.numa.iis.u-tokyo.ac.jp/yatsushiro/yatsushiro_support_db/index.php

目次

被災者対応

災害相談窓口【更新】 1

災害ごみの受入れ【更新】 2

ホテル等への避難 4

公衆浴場の無料入浴支援 5

災害ボランティアの派遣依頼 6

災害サポート・レンタカーの貸出 7

弁護士による無料法律相談 8

日本弁護士連合会（日弁連）による無料電話相談 8

司法書士による無料法律相談 9

税金・保険料等の減免措置等

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免 10

市県民税の減免 11

固定資産税の減免 13

国民年金保険料の免除 14

自動車税の減免【新規】 15

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行 16

住民票等の交付手数料の免除 17

マイナンバーカードの再交付手数料の免除 18
災害に関連する税証明書の手数料の免除 19

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます 20
医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除【更新】 21
被災した学用品を配付します 22
被災者生活再建支援制度 23
災害援護資金の貸付【更新】 25
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 27
災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給 28
令和8年熊本地震に伴う就学援助制度のご案内 29
災害義援金の配分（第1次配分）【新規】 30

公共料金の減免措置等

NHK受信料の免除 31
九州電力の電気料金等の特別処置 32
NTT西日本の電話料金等の特別措置 33

住まいの確保

建設型応急住宅（仮設住宅）【更新】 34
自宅敷地内への建設型応急住宅【更新】 35
賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）【更新】 36

住宅の応急修理……37
住家の緊急修理(ブルーシート展張等)【更新】……39
合併処理浄化槽の補助……41
建築士による被災住宅相談会の開設について……42
建築士による電話相談窓口の開設について……43
水道の宅内配管工事コールセンターの開設……44
被災井戸に関する支援について……45
生活用水確保用資材の貸出【新規】……46
住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」(一般)……47
建物の解体・撤去について……49

事業経営・農林漁業への支援……

農地災害復旧事業……50
営農再開ワンストップ窓口……51
八代市農業用機械・施設等復旧支援事業(R8熊本地震)【更新】……52
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」……53
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」……54
緊急時短期資金保証制度……55
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)……56
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和8年熊本地震分))……57
小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)……58

雇用調整助成金（令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置） 59
八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」【更新】 60
令和8年熊本地震に係る「くまもと事業者再出発支援補助金」【更新】 61
小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞【更新】 63
中小企業者事業再建支援利子補給事業（令和8年熊本地震）【更新】 64
産業雇用安定助成金（令和8年熊本地震災害特例人材確保支援コース）【新規】 65
商店街にぎわい創出事業（被災商店街等再建支援事業）【新規】..... 66

被災者対応

制度の名称	**災害相談窓口【更新】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎１階会議室 D】 住所：八代市松江城町１－２５ 開設時間：平日（月～金） 【１０/２８（水）から時間変更】9:００～１２:００／１３:００～１６:００ 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。 なお、外国語（22 言語）での相談も可能です。 あわせて、外国人市民向けに市ホームページでの情報発信を行っております。 （https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326780/index.html）
活用できる方	令和８年熊本地震で被災された方
注意事項	―
お問合わせ先	災害相談窓口　℡：３３－４４５２ 外国語での相談及び外国人向け相談会（国際課） ℡：３３－６８４６

制度の名称	**災害ごみの受入れ【更新】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町 ３ 丁目 １ 番地） １２月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 八代市鏡支所（鏡町内田４５３番地１） １２月末まで ※受入休止日：１０月３１日まで 毎週水曜日、土曜日 １１月１日から 毎週火曜日、金曜日 八代市北新地グラウンド（鏡町北新地 1205 番地） １０月３１日まで ※受入休止日：毎週月曜日 ＜受入時間＞ 午前： ９ 時～１１時３０分 午後：１３時～１６時 ＜持参物＞ ・身分証（免許証・マイナンバー等）とり災証明書または被災証明書（写し可）（※1）をご提示ください。 （※1）り災証明書等の原本がお手元に届いていない方は、り災証明書受付票、もしくはオンライン申請完了メール（AU で始まる受付番号）を提示下さい ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） ⑴ 災害ごみ発生の世帯住所 ⑵ 処理を委任した人の氏名 ⑶ 仮置場に来た人の住所・氏名 ＜受入品目＞

ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード
スレート	サイディング		

（※1）タンス等の中は空にしてください。衣類は資源ごみとして出して下さい。
（※2）４品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。

※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。

【八代市ホームページ】▶

活用できる方	令和８年熊本地震で被災された方
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、R8 熊本地震に伴い八代市で発生した災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・事業所で発生した災害廃棄物や農業用資材はお断りしております。 ・靴・ぬいぐるみ等は可燃ごみで、紙類や衣類、発泡スチロール等は資源ごみで排出してください。
お問合わせ先	循環社会推進課（エコエイトやつしろ）　℡：34-1997

制度の名称	**ホテル等への避難**
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県では「ホテル等への避難」を実施しています。 1．避難先 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 2．費用 ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税等は、自己負担となります。 3．移動 ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 4．期間 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 5．申込フォーム 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方はご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問合わせ先	熊本県ホテル等避難コールセンター　℡：0120-325-327（9:30～17:30） 八代市健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>公衆浴場の無料入浴支援</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>サービス等</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>
避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。
・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。
・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。
・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。

【実施施設（協力施設）】
<table>
<tr><td>日奈久温泉センター
ばんぺい湯</td><td>日奈久中町 316　℡ 38-0617
営業時間：10:00 ～ 20:00
※湯量不足により時間前に終了する場合あり
休館日：毎月第３火曜日</td></tr>
<tr><td>坂本憩いの家　元湯</td><td>坂本町鶴喰 893　℡ 45-8820
営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで）
休館日：毎週火曜日</td></tr>
<tr><td>東陽交流センター
せせらぎ</td><td>東陽町南 1051-1　℡ 65-2112
営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで）
休館日：毎週水曜日</td></tr>
<tr><td>さかもと温泉センター
クレオン</td><td>坂本町川嶽 1091　℡ 45-8814
営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで）
休館日：毎週木曜日</td></tr>
<tr><td>八代温泉　さくらの湯</td><td>川田町西 505　℡ 39-1000
営業時間：10:00～20:00
休館日：なし</td></tr>
<tr><td>市外の実施施設
（協力施設）</td><td>熊本県ホームページを
ご確認ください→</td></tr>
</table>
※施設の都合で臨時休館や営業時間等が変更になる場合があります。
各施設のホームページ等でご確認ください。
※自家用車など移動手段をお持ちでない方を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、避難所に掲示しているポスターをご確認ください。（地域政策課 ℡：33-4168）
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。　市ホームページ→</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害ボランティアの派遣依頼**
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っています。 活動拠点：鏡総合グラウンド（鏡町両出 1430） 災害ボランティアセンターホームページ　→ 【ボランティアの支援をお願いしたい方（被災された方）】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 対応できないもの：空き家、店舗（店舗兼住宅は要相談） ※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：９時～１６時 《ニーズ受付専用電話》電話番号のおかけ間違いにご注意ください 080-5065-9461　080-5065-9219 080-5068-9506 【ボランティア活動に参加したい方】 災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームからお申込みください。 《ボランティア専用電話》　080-5065-9144（９時～16 時） 時間外問合せ　16 時～17 時 15 分 070-4798-9182　080-5799-8422
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	社協 Facebook もご参考ください　→
お問合わせ先	八代市災害ボランティアセンター 上記の専用電話におかけください

制度の名称	**災害サポート・レンタカーの貸出**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	日本カーシェアリング協会では、令和８年熊本地震で被災された方、支援活動を行う団体を対象に、車の無償貸出支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。 当協会のご協力のもと、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施することとなりました。 利用いただくためには、事前の申し込みが必要です。 【実施期間】 ８月１０日（月曜日）から１２月２５日（金曜日）まで　※無料貸出 【貸出車両】 軽トラック、軽バン（合計３台） ※車両は確保でき次第追加予定です。 【貸出期間】 最長３日間（実施期間中であれば、何度でも利用可能） 【貸出条件】 （１）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可） （２）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （３）被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡し窓口】 千丁支所（千丁町新牟田１５０２－１） 受付時間：１０時～１６時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 【申し込み・お問合せ】 完全予約制です。申し込みフォーム（上記二次元バーコード）または電話でお申し込みください。 専用電話番号：０５０－５７９９－４７４０ 受付時間：１０時～１６時　※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。
活用できる方	令和８年熊本地震により被災された方、支援活動を行う団体 ※ 被災された方を優先します。
注意事項	長期貸出（最長１４日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。ご希望の方は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会 専用電話番号：０５０－５７９９－４７４０ 受付時間：１０時～１６時　※定休日は水曜日、日曜日、祝日

制度の名称	**弁護士による無料法律相談**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県弁護士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 ※災害関連の相談をお受けします。 期日：９月３日（木曜日）から毎週木曜日（祝日を除く）　※当面の間 時間：１０時～１２時（相談時間は１組あたり３０分） 場所：市役所本庁舎２階　市民相談室 ※受付順　市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。 市民相談室は午前９時から開きますので、それ以降に受付をお願いします。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災された方
注意事項	―
お問合わせ先	市民活動政策課（本庁舎５階）　℡：３３－４４８２

制度の名称	**日本弁護士連合会（日弁連）による無料電話相談**
支援の種類	サービス等
制度の内容	日本弁護士連合会（日弁連）による電話での熊本地震に関する無料法律相談が行われています。 電話相談 日弁連による電話相談を下記のとおり実施されています。 実施期間：１１月３０日（月）まで 電話番号：０１２０－２５４－９９４ 受付時間：平日１０時～１２時／１４時～１６時
活用できる方	令和８年熊本地震で被災され、法律相談を希望される方
注意事項	―
お問合わせ先	日本弁護士連合会 人権第２課 ０３－３５８０－９５０８

制度の名称	**司法書士による無料法律相談**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県司法書士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 ※災害関連の相談をお受けします。 期日：８月２６日（水曜日）から毎週水曜日（祝日を除く） ※終了時期未定 時間：１３時～１６時（相談時間は１組あたり３０分） 場所：市役所本庁舎２階　市民相談室 ※受付順　市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災された方
注意事項	―
お問合わせ先	市民活動政策課（本庁舎５階）　℡：３３－４４８２

税金・保険料等の減免措置等

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>地震により被害を受け、下記の基準に該当する被保険者は、令和８年度７月分～３月分の令和８年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。
【基準】
① 居住する住宅に損害を受けた世帯（申請は不要です）
<table><tr><th>損害の程度</th><th>減額または免除の割合</th></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊、中規模半壊、大規模半壊</td><td>２分の１</td></tr></table>
② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病等を負った世帯
③ 主たる生計維持者などの行方が不明となった世帯
④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれる世帯
※②～④の減免額等について詳しくは市 HP で確認ください。
【申請】
・基準①に該当する世帯は、申請は不要です。り災証明書の損害の程度に基づき減免します。
・基準②～④のいずれかに該当する世帯は、減免の申請が必要です。
※複数の基準に該当する場合、①～④の減免額が大きいものをいずれか一つ適用します。
【受付期間】　令和８年９月 14 日（月）～令和９年３月 31 日（水）
【受付場所】　市役所本庁舎１階　国保ねんきん課、介護保険課
各支所地域振興課</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>基準に該当する
・八代市国民健康保険の被保険者
・熊本県後期高齢者医療制度の被保険者
・八代市介護保険の被保険者</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>―</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】
国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4113
【介護保険料】　介護保険課（本庁舎１階）　℡：32-1175</td></tr>
</table>

制度の名称	**市県民税の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	今回の地震により被害を受け、下記の基準に該当する方は、令和８年７月２８日以降に納期を迎える令和８年度の市・県民税を減免します。令和８年度の市・県民税が減免される割合は、以下のとおりです。 ＜制度内容＞ **① 損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例** **※り災証明の申請をもって減免申請とみなすため、申請は不要です。** 令和８年熊本地震により居住する住宅に被害があった世帯の構成員は、令和８年度の市・県民税が減免となる可能性があります。 令和７年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。

令和７年中の合計所得金額	損害の程度	
	半壊、中規模半壊、大規模半壊	全壊
５００万円以下	２分の１	全部
７５０万円以下	４分の１	２分の１
１，０００万円以下	８分の１	４分の１

② 納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分

令和８年熊本地震により所有する住宅（所有者本人は居住せず、扶養する親族が居住する住宅に限ります）又は家財が被害を受けた場合、令和８年度の市・県民税が減免となる可能性があります。

令和７年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。

令和７年中の合計所得金額	損害の程度	
	１０分の３以上１０分の５未満	１０分の５以上
500 万円以下	２分の１	全部
750 万円以下	４分の１	２分の１
１，０００万円以下	８分の１	４分の１

＜対象となる税額＞

【令和８年７月２８日以降に納期を迎える市・県民税】

・特別徴収…７月分（納期限：令和８年８月 10 日（月））以降の税額

・普通徴収…第２期（納期限：令和８年８月３１日（月））以降の税額

＜申請受付＞

申請期間：令和８年 11 月４日（水）～令和９年３月 31 日（水）

受付時間：９：00～16：00

	＜申請場所＞ 本庁舎２階　市民税課窓口（13 番） ＜申請に必要な書類＞**※近日中に HP 上で公開します。** 【②を申請される方のみ】 ・市民税県民税減免申請書 ・市税の減免申請について（注意事項） ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ※家財の範囲 納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるものは含まれません。 【家財の対象外となる動産】 ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：３３－４１０７

制度の名称	**固定資産税の減免**
支援の種類	減免

制度の内容

令和８年熊本地震により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、７月 28 日以降に納期限が到来する令和８年度の固定資産税の税額を減免します。

資産区分	損害の程度	減免の割合
家屋	全壊のとき	全部
	大規模半壊のとき	10 分の6
	中規模半壊・半壊のとき	10 分の4

家屋の損害において必要な申請書類

（１） 住家の場合

申請は不要です。居住する住宅に被害を受けられた場合は、罹災証明書の被害の程度に基づき減免します。

（２）住家以外の場合

- 減免申請書
- 被害状況がわかる写真
- 家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書

資産区分	損害の程度	減免の割合
土地	当該土地の面積の 8/10 以上	全部
	当該土地の面積の 6/10 以上 8/10 未満	10 分の8
	当該土地の面積の 4/10 以上 6/10 未満	10 分の6
	当該土地の面積の 2/10 以上 4/10 未満	10 分の4

※地盤が崩壊した土地や岩石等が大量に流入した土地が対象

土地の損害において必要な申請書類

- 減免申請書
- 被害状況がわかる写真

資産区分	損害の程度	減免の割合
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部
	10 分の6以上	10 分の8
	10 分の４以上 10 分の6未満	10 分の6
	10 分の２以上 10 分の4未満	10 分の4

償却資産の損害において必要な申請書類

- 減免申請書
- 被害状況がわかる写真
- 償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書
- 償却資産申告書の控え

（次ページへ続く）

	＜対象となる税額＞ 【７月２８日以降に納期を迎える令和８年度分の固定資産税】 ・第２期（納期限：令和８年７月３１日）以降の税額 ＜申請期間＞ 令和８年10月19日（月）～　令和９年３月３１日（水） ＜受付場所＞ 本庁舎２階：資産税課 ※非住家の家屋及び償却資産については、オンライン申請を準備中です。
活用できる方	令和８年熊本地震により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	―
お問合わせ先	資産税課（本庁舎２階）　℡：33-4108

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎１階）または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第１号被保険者で上記に該当する方
注意事項	―
お問合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4105 八代年金事務所　℡：35-6123

制度の名称	**自動車税の減免【新規】**
支援の種類	減免
制度の内容	・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税 ＜減免の内容＞ ・自動車が使用不能の場合　→　全額免除 ・被害額が自動車の被災前の価額の１／２以上の場合 →　税額の１／２相当額を軽減 ＜主な必要書類＞ ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ※市町村長又は所管官公署長発行 ③使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 ※一時抹消の場合は、一時抹消登録証明書が必要。 ※抹消できず解体した場合は、解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要 ④修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書（写し） ⑤保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ＜その他＞ ・「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 ただし、被害を受けた自動車について、修理をする場合の減免申請については電子申請で受け付けることができません。 ・申請期限や申請方法等、詳しくは県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネットで「熊本県　災害　減免　自動車」と検索
活用できる方	令和８年熊本地震により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	軽自動車は対象ではありません。 ※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。 ※損害(被害)額は、保険金等で補てんされる額を除きます。
お問合わせ先	自動車税事務所　℡：096-３６８-４０２０

公的書類の発行等

制度の名称	**り災・被災証明書の発行**
支援の種類	証明書
制度の内容	令和８年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 オンライン申請を受け付けていますので、ぜひご利用ください。 【オンライン申請】 令和８年８月３日（月曜日）１３時～ （申請フォーム）　（ホームページ記事） 【窓口申請】 〇受付開始：令和８年８月１０日（月曜日） 〇受付時間：閉庁日を除く９時～１６時 〇開設窓口：本庁１階多目的ホール、各支所、日奈久出張所 ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和８年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：３３－４１０７

制度の名称	**住民票等の交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	令和８年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 ⑴印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 ⑵印鑑登録証明書の交付 ⑶住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎１階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 ⑴り災証明書又は被災証明書 ⑵本人確認ができるもの ⑶地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類 ※⑶の書類は、【対象となるお手続き】の⑵と⑶の場合のみ
活用できる方	⑴令和８年７月２８日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、令和８年熊本地震により紛失等をされた方 ⑵災害に関する手続きに使用する方
注意事項	・印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きには、**登録する印鑑**が必要です。また、再交付には**数日要する場合**があります。 ・代理人が来られる場合は、**委任状が必要**となります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問合わせ先	市民課（本庁舎１階）　℡：33-4110

制度の名称	**マイナンバーカードの再交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	令和８年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおりマイナンバーカードの再交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付 【申請場所】 市民課（本庁舎１階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【手続き方法】 窓口で申請される際、以下の書類を提示してください。 ⑴り災証明書又は被災証明書 ⑵本人確認ができるもの ・１点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・２点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など
活用できる方	令和８年７月２８日以前にマイナンバーカードの交付を受けられた方で、令和８年熊本地震により紛失等をされた方
注意事項	―
お問合わせ先	市民課（本庁舎１階）　℡：33-4110

制度の名称	**災害に関連する税証明書の手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 ＜対象になる税証明書＞ ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 【証明書の交付窓口】 ・証明書発行窓口（本庁舎１階） ・市民税課（本庁舎２階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
活用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	**保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます**
支援の種類	介護保険、医療
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 〇被爆者健康手帳　〇結核患者に対する医療に係る患者票 〇指定難病医療受給者証　〇特定疾患医療受給者証 〇肝炎治療特別促進事業受給者証 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 〇児童福祉療育券　〇小児慢性特定疾病医療受給者証 〇未熟児養育医療に係る養育医療券 〇生活保護に係る診療依頼書 〇医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 〇自立支援医療受給者証　〇水俣病関係手帳　など
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者
注意事項	―
お問合わせ先	＜介護サービス利用＞　介護保険課（本庁舎１階）　℡：33-4145 ＜医療機関受診＞　国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4113

制度の名称	**医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除【更新】**
支援の種類	医療保険診療、介護保険サービス、障害福祉サービス
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方で、以下の要件に該当する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料、障害福祉サービス等の利用料が免除されます。 ※免除できるのは、利用料のみです。食費、居住費等の自己負担分については、支払いが必要となります。 【対象となる方】 次のいずれかに該当する方 （１） 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 （２）主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 （３）主たる生計維持者の行方が不明である方 （４）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 （５）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【適用期間】 令和８年 11 月利用分まで　　※令和９年２月末まで実施予定（期間延長） ※該当する方は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告ください。
活用できる方	医療機関等を受診される方、または、介護保険サービスや障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方のうち上記の対象となる方
注意事項	※被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。
お問合わせ先	〈国民健康保険〉国保ねんきん課 TEL：３３－４１１３ 〈後期高齢者医療〉国保ねんきん課 TEL：３３－４４９０ 〈介護保険〉介護保険課 TEL：３３－４１４５ 〈障害福祉サービス〉障がい者支援課　TEL：35－0294

制度の名称	**被災した学用品を配付します**
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和８年熊本地震により被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒を対象に被災した学用品を配布します。 【対象品目】 ①文房具や通学用品（鉛筆・消しゴム・ノート・定規セット、筆箱、傘、運動靴および通学靴、体育服、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫道具セット）※柄や種類は選べません。 ②学校指定の問題集・資料集 ③制服、ランドセル（通学用バッグ） 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※り災証明書（写し）の提出が必要 ※り災証明書が取れない場合や被災状況が準半壊・一部損壊の場合は、学用品が使用できなくなったことが分かる写真等の提出が必要
活用できる方	被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒
注意事項	・見舞い制度ではないので、一律に文房具類を同数配付することはできません。 ・配付は小学校児童・中学校生徒一人につき１回限りです。
お問合わせ先	学校教育課（本庁舎４階）　℡：３３－６１３３

制度の名称	**被災者生活再建支援制度**
支援の種類	給付

制度の内容

令和８年熊本地震により被災され、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援します。

＜対象となる被災世帯＞

八代市に居住の世帯で、令和８年熊本地震により居住する住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体する世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯

※被災の程度については、り災証明書の「住家の被害の程度」の判定となります

＜支援金の支給額＞

・基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額
複数世帯（被災時世帯の人数が2人以上）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	１００万円	建設・購入	２００万円	３００万円
			補修	１００万円	２００万円
			賃借	５０万円	１５０万円
	大規模半壊世帯	５０万円	建設・購入	２００万円	２５０万円
			補修	１００万円	１５０万円
			賃借	５０万円	１００万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	１００万円	１００万円
			補修	５０万円	５０万円
			賃借	２５万円	２５万円
単数世帯（被災時世帯の人数が１人）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	７５万円	建設・購入	１５０万円	２２５万円
			補修	７５万円	１５０万円
			賃借	３７.５万円	１１２.５万円
	大規模半壊世帯	３７.５万円	建設・購入	１５０万円	１８７.５万円
			補修	７５万円	１１２.５万円
			賃借	３７.５万円	７５万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	７５万円	７５万円
			補修	３７.５万円	３７.５万円
			賃借	１８.７５万円	１８.７５万円

＜申請書類＞

基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など

加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など

※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。

※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。

	＜申請から支給まで＞ 申請書類は市生活援護課での受付後、熊本県を経由して、本制度の委託機関である「公益財団法人 都道府県センター」に送付されます。同法人において申請書類等の内容の審査を行い、支給額を決定し指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。 ※申請受付から支給まで２～３ヵ月前後かかります。（申請書類等に不備がない場合） ＜申請期間＞ 基礎支援金：令和　９年８月２７日（災害発生日から１３ヵ月以内） 加算支援金：令和１１年８月２７日（災害発生日から３７ヵ月以内） 申請書や必要書類、制度の詳細については、 公益財団法人 都道府県センターホームページをご参照ください。→
活用できる方	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・自己所有の住宅であっても実際に居住していない場合は対象となりません。 ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸物件に居住していた場合でも、り災判定が中規模以上（半壊は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。 ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。） ・住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。 ・その他の留意事項については、公益財団法人 都道府県センターホームページを参照ください。
お問合わせ先	生活援護課（本庁舎２階）　℡：33-8722

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>災害援護資金の貸付【更新】</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>令和８年熊本地震により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。

＜１世帯あたりの貸付限度額＞
<table>
<tr><th>区　分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に１か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr>
<tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>―</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td>家財の１/３以上の損害</td><td>１５０万円</td><td>２５０万円</td></tr>
<tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>１７０万円
（２５０万円）※1</td><td>２７０万円
（３５０万円）※1</td></tr>
<tr><td>住居の全壊</td><td>２５０万円
（３５０万円）※1</td><td>３５０万円</td></tr>
</table>
※１　被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合の限度額

＜貸付条件＞
<table>
<tr><th>条　件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>利率</td><td>年１％ ※据置期間中は無利子
※保証人を立てる場合は無利子</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>３年（特別な事情がある場合は５年）</td></tr>
<tr><td>償還期限</td><td>１０年（据置期間含む）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>＜対象者＞　次の（１）および（２）の要件すべてに該当する世帯
（１）　被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯
（２）　世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯
<table>
<tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr>
<tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr>
<tr><td>５人</td><td>１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は１，２７０万円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

注意事項	＜申請に必要なもの＞ ・借入申込書　※保証人を立てる場合は、保証人の記載も必要 ・り災証明書（写し）または被災証明書の（写し） ・世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、印鑑、預金通帳 ・世帯主の負傷を理由とする場合は、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書 ・住民票謄本　　※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・令和８年度（令和７年分）所得課税証明書（世帯員全員分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・完納証明書又は課税がない証明書（現年度を含む３年度分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ＜申込期限＞　令和８年１１月２日（月）　※申込期限は延長する予定です
お問合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003

制度の名称	**生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付**
支援の種類	貸付
制度の内容	令和８年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付を行います。 〈貸付対象〉 令和８年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯 〈貸付限度額〉 １世帯につき１回限り。原則として１０万円以内。 ただし、以下の場合は、２０万円以内。 ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ ４人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯 〈据置期間〉 貸付けの日から１年以内 〈償還期限〉 据置期間終了後２年以内 〈貸付利子〉 無利子 〈借入申込に必要なもの〉 ・身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード 等） ・申込者の預金通帳またはキャッシュカードなど預金口座がわかるもの 〈貸付金の交付方法〉 ・借入申込者が指定する金融機関に送金します。 〈相談・申込み受付〉 時間：午前１０時～午後４時まで(土日、祝日除く) 八代市社会福祉協議会 本所 （本町 1-9-14） ※現在避難されている所在地の市町村社会福祉協議会でも申込みできます。
活用できる方	令和８年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
注意事項	申込期限 令和８年１０月３０日（金）
お問合わせ先	八代市社会福祉協議会 TEL：0965-37-6001

制度の名称	災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給
支援の種類	給付
制度の内容	**【災害弔慰金】** 令和８年熊本地震により、亡くなられた方（災害関連死を含む）のご遺族に対し弔慰金を支給します。 〈対象者〉　令和８年熊本地震により亡くなられた方のご遺族の方 〈遺族の範囲・順位〉①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（①から⑤のいずれの方もいない場合で、かつ、亡くなった死亡当時、同居又は同一生計に限る。） 〈支給額〉亡くなった方が ・生計維持者の場合　５００万円 ・生計維持者以外の場合　２５０万円 **【災害障がい見舞金】** 令和８年熊本地震により、心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給します。 〈対象者〉令和８年熊本地震により下記の障害を受けられた方 ※医師の診断書が必要です １．両目が失明した方 ２．咀嚼及び言語の機能を廃した方 ３．神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ４．胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ５．両上肢をひじ関節以上で失った方 ６．両上肢の用を全廃した方 ７．両下肢をひざ関節以上で失った方 ８．両下肢の用を全廃した方 ９．精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方 〈支給額〉上記の障がいを負った方が ・生計維持者の場合　２５０万円 ・生計維持者以外の場合　１２５万円 **【災害見舞金（重傷者）】** 災害による重傷者に対し見舞金を支給します。 〈対象者〉地震等による被害または火災等による被害により負傷し、１か月以上の入院治療を要する見込みのもの 〈支給額〉重傷を負った方が ・世帯で１人の場合　３万円 ・同一世帯内で２人以上の場合　５万円 ※お尋ねやご不明な点は、事前にご相談ください。
活用できる方	令和８年熊本地震により、上記の対象者に該当される方
注意事項	―
お問合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td colspan="2">令和８年熊本地震に伴う就学援助制度のご案内</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td colspan="2">給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td colspan="2">令和８年熊本地震の影響で家屋に被害を受けたり、休業・離職せざるを得なくなったことにより家計が急変し、経済的に就学が困難な状況となった小中学生の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
<table>
<tr><th></th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr>
<tr><td>学用品費等
（７～３月分）</td><td>１年：　9,923 円
2～6 年：11,625 円</td><td>１年：18,780 円
2～3 年：20,483 円</td></tr>
<tr><td>校外活動費
（宿泊を伴うもの）</td><td colspan="2">実費（援助対象として認められるもの）：上限あり</td></tr>
<tr><td>修学旅行費</td><td colspan="2">実費（援助対象として認められるもの）</td></tr>
<tr><td>学校給食費</td><td colspan="2">実費</td></tr>
<tr><td>通学費</td><td colspan="2">実費（片道の通学距離が小学生 4km 以上、中学生 6km 以上で、公共交通機関を利用して通学）：校区外通学を行っているものを除く</td></tr>
<tr><td>医療費</td><td colspan="2">実費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td colspan="2">（１）被災により主たる家計維持者が死亡した世帯
（２）り災証明書の住家の被害の程度が、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかである世帯
（３）被災により、休業、離職、売上の減少により収入が著しく減少し、減収後の収入が生活保護法の要保護世帯またはそれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td colspan="2">在籍校を通じて申請してください。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td colspan="2">学校教育課（本庁舎４階）　℡：３３－６１３３</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>災害義援金の配分（第１次配分）【新規】</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>
被災者の生活再建を支援するため、本市へ寄せられた災害義援金の一部と、熊本県（県･日本赤十字社･共同募金会）からの第１回配分額を合わせて、被災された世帯の被害状況に応じて支給します。

＜第１回配分の支給対象者＞
（1） 死亡された方のご遺族（災害弔慰金受給者）
（2） 重傷者
※熊本地震により負傷し、医師の治療を受け、１カ月以上の治療を要した方。
なお、被災に直接起因しない負傷は対象となりません。
※対象となる方は、上記条件を満たすことが確認できる資料（診断書等）をこども未来課へご提出ください。（診断書費用については自己負担となります。）
（3）令和８年９月16日時点で「り災証明書」の交付を受けている世帯
※９月16日（水）までに「り災証明書」の交付を受けている世帯のうち、現在、住家被害認定調査の再調査を申請中の世帯につきましては、調査結果が確定次第、第２回配分以降に順次、申請書を発送します。

＜支給対象世帯と支給額＞
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">被害区分</th><th colspan="3">支 給 金 額（円）</th></tr>
<tr><th>県</th><th>市</th><th>合 計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">人的被害</td><td>死亡者</td><td>100万円</td><td>10万円</td><td>110万円</td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td>10万円</td><td>1万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">住家被害</td><td>全壊</td><td>100万円</td><td>10万円</td><td>110万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>75万円</td><td>7万5千円</td><td>82万5千円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>50万円</td><td>5万円</td><td>55万円</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>30万円</td><td>3万円</td><td>33万円</td></tr>
<tr><td>準半壊</td><td>10万円</td><td>1万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>一部損壊</td><td>5万円</td><td>5千円</td><td>5万5千円</td></tr>
</table>
＜申請方法および支給までの流れ＞
対象となる世帯には、順次申請書をお送りします。
※重傷者の方は、事前にこども未来課にて受付をお願いします。
・申請は窓口、郵送またはオンラインで受付けます。
窓口申請 ・本庁舎２階（１２番窓口） こども未来課
・各支所地域振興課
・申請を受け付けた世帯から、順次支給します。
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>令和８年熊本地震において被害を受け、上記に該当される方</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>申請者以外の方の口座への振込を希望される方は委任状が必要となります。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>こども未来課（本庁舎２階） TEL：３３-８７２１</td></tr>
</table>

公共料金の減免措置等

制度の名称	ＮＨＫ受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 ＜災害救助法が適用されている区域＞ 八代市全域 ＜免除の対象＞ 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 ＜免除期間＞ 令和８年７月から令和８年１２月まで（６か月分） ■免除には申請が必要です ＜申請に必要な書類＞ ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※申請書はNHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ ＜申請書類のお送り先＞ 〒213−8790　神奈川県川崎市高津区久本3-5-7 NHK溝口事務センター　災害免除担当　宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 ９：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

制度の名称	**九州電力の電気料金等の特別処置**
支援の種類	免除
制度の内容	令和８年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します。 （電気料金の支払い期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施します。） ＜特別措置の対象市町村＞ 災害救助法が適用された市町村 ＜特別措置の内容＞ １．電気料金の支払期日の延長 ２．不使用月または不使用日の電気料金の免除 ３．工事費負担等の免除 ４．基本料金の免除 ＜特別措置の申し込み＞ この特別措置の適用を希望されるお客さま、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。
活用できる方	住居等に被害を受けられたお客さま
注意事項	お申込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体により発行される「罹災証明書」などを提出していただきます。
お問合わせ先	お問合せ先は、九州電力ホームページを参照ください。 https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html

制度の名称	ＮＴＴ西日本の電話料金等の特別措置
支援の種類	免除等
制度の内容	令和８年熊本地震により被災及び避難されたお客さまに対する電話料金等について特別措置を行います。 ＜特別措置の内容＞ １．電話サービス及び電話サービス以外の電気通信サービスの基本料金等の免除 ※「避難指示」等により電話が使用できなかった場合、お客様からの申し出に基づき、その期間の基本料金等を無料とします。 ２．電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い ※フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。 ３．ご利用料金の支払期限の延長 ※利用料金を「請求書」にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書に記載の日付より１ヶ月延長します。 ４．移転工事費の無料化 ※被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を、お客様からの申し出に基づき無料とします。
活用できる方	NTT 西日本の電話サービスをご利用中の方 ※電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。
注意事項	詳細な内容は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問合わせ先	＜特別措置の問い合わせ・申し込み＞ ●熊本地震　専用受付窓口　フリーアクセス：0120-602776 受付時間：午前９時～午後５時　土日年始（12 月 29 日～1 月３日）を除く （注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、ご契約先の事業者さまへお問い合わせください。 ●その他　故障・修理に関するお問い合わせについて 携帯電話から　0120-444113　加入電話から　113 ※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話または SMS 等でご対応いたします。 令和８年熊本地震により被災されたお客さまに対する電話料金等の取り扱い https://www.ntt-west.co.jp/newscms/kumamoto_info/15430/1_20260824.pdf

住まいの確保

制度の名称	**建設型応急住宅（仮設住宅）【更新】**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和８年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、建設した仮設住宅を提供する制度です。 ※受付は１０月２０日で終了しました。 追加募集は、改めてお知らせします。
活用できる方	（１）～（５）全ての要件にあてはまる方が対象となります。 （１）令和８年７月２８日時点で、八代市に居住する方 （２）１～４のいずれかを満たす方 １．住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方 ２．住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方 ３．二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方 ４．その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 （３）他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方 （４）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方 （５）暴力団員でない方
注意事項	・先着順ではありません。入居には一定の要件があります。 ・入居期間は、最長２年間です。 ・住宅の応急修理制度との併用はできません。 ・駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。
お問合わせ先	住宅課（本庁舎５階）　℡：33-4122

制度の名称	**自宅敷地内への建設型応急住宅【更新】**
支援の種類	現物給付
制度の内容	作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅に居住する必要がある方に、自宅敷地内に仮設住宅を設置できる場合があります。 ＜申請受付・相談窓口＞ 日　時　10月16日（金）～30日（金） 9:00～12:00　13:00～16:00 （土曜休み、日曜開設） 場　所：市役所１階会議室Ｂ 申込フォーム QRコードから必要事項を入力してお申し込みください。 （URL）　https://logoform.jp/form/zis6/1818158
活用できる方	【主な要件】 ・住宅が「全壊」、または「半壊」以上で、やむを得ず解体を行う方 ・農業、畜産業等の生業や、その他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な方 ・自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす方（例：敷地が接している道路幅が４m以上、搬入経路が確保できる等）
注意事項	※ご相談（申込）後、改めて聞き取りと現地調査を行い、個別の事情を確認したうえで、仮設住宅の設置を判断します。 ※入居期間は、原則として２年間です。 ※設置、撤去は公費負担、光熱費等は入居者の負担です。
お問合わせ先	住宅課（本庁舎５階）　℡：33-4122

制度の名称	**賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）【更新】**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和８年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 ＜条件＞ 賃貸する物件の家賃が１か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯　　月額　５万５千円以内 ２人の世帯　　月額　６万５千円以内 ３～４人の世帯　月額　９万５千円以内 ５人以上の世帯　月額　１３万円以内 ＜入居期間＞ 最長２年間 ＜申請受付・相談窓口＞ 受付場所：市役所１階会議室Ｂ 受付時間：９：００～１２：００／１３：００～１６：００ （土曜休み、日曜開設）
活用できる方	令和８年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （１）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （２）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （３）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （４）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が１カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・応急修理制度を利用される方は、申請手順及び家賃対象時期にご注意ください。 ＜既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ＞ ・７月２８日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（仲介手数料、保険は遡及できません）
お問合わせ先	住宅課（本庁舎５階）　℡：33-4122

制度の名称	**住宅の応急修理**
支援の種類	現物給付
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用 （限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 ＜修理の範囲＞ 屋根、外壁、基礎等の修理及び、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 ＜費用の限度額＞

被害認定	限度額
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり　最大７５万７千円
準半壊	一世帯あたり　最大３６万７千円
一部損壊	対象外

＜申請受付・相談窓口＞
受付場所：市役所１階会議室Ｃ
受付時間：９時～１１時３０分／１３時～１５時３０分
※土日祝日のご相談は事前に営繕課までご連絡ください。

＜必要書類＞
・市役所窓口で記入いただけるもの（市 HP にも様式を掲載）
（１）（２）修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書（様式第１号）
（３）資力に関する申出書（様式第２号）
（４－１）修理見積書（様式第３号）

・事前に準備いただくもの
（４－２）修理業者が作成した詳細な見積書
（５）り災証明書（写）
（６）施工前の被害状況がわかる写真
※修理業者の口座番号などを事前にご確認ください。

＜応急修理制度説明用フォーム＞
応急修理制度の説明用フォームを作成しておりますので、活用ください。

活用できる方	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。 ※一部損壊は対象外となります。
注意事項	• 必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 • 事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援を受けられない可能性があります。 •「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が１か月を超える場合は、修理完了までの間、原則６か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 • 借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
お問合わせ先	営繕課（本庁舎５階）　℡：33-4401

制度の名称	**住家の緊急修理（ブルーシート展張等）【更新】**
支援の種類	助成
制度の内容	令和８年熊本地震により住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。 【支援費用】 上限５６，４００円を八代市から修理業者に直接お支払いします。 ※この金額には、ブルーシート、ロープ、土のう等の資材費、修理作業に係る人件費及び事務など修理に必要な一切の経費が含まれます。 【手続きの流れ】 （１）八代市への相談 以下の情報を準備してご相談ください ①被害状況が分かる写真 ※屋根、外壁、建具等の貫通等の損傷があり、降雨があれば浸水を免れないことがわかるもの、または、損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保が必要なことがわかるもの ②予定している工事内容及び修理金額（概算でも可）が分かるもの （２）修理業者への相談 本制度を利用して修理を希望される方は、ご自身で修理業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書の作成に時間がかかる場合は、工事内容と概算金額を確認してください。 （３）申込み 以下の書類をご提出ください。 ①緊急修理に関する申込書 ②被害状況報告書（被災状況の写真） ③修理業者の見積書 （４）修理の実施 制度対象と認められた場合、八代市から修理業者へ正式に依頼します。申込者の方には、修理依頼を行った旨を市からご連絡します。

	（５）完了報告 　修理が完了したら、修理業者から八代市へ「工事完了報告書」「修理前後の施工写真」「請求書」が提出されます。 （６）完了期日 　令和８年１２月２７日まで（完了報告の提出期限） （７）支払い 　完了報告と請求内容に基づき、八代市から直接、修理業者へ費用が支払われます。 【申請受付】 窓口①：建設政策課（本庁舎５階） 受付時間：平日の９時から１７時　※閉庁日（土、日、祝日等） 窓口②：１階会議室Ｃ（本庁舎１階） 受付時間：平日の９時～１１時３０分／１３時～１５時３０分 　※窓口②の受付時間外は窓口①で受付
活用できる方	災害発生時に居住していた住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある世帯 ※損傷を受けた住家の写真等をお持ちください。 ※倉庫、物置、駐車場は対象外です。
注意事項	・既に支払いが済んでいる修理への支援はできませんので、必ず事前にご相談ください。 ・修理費用が上限の５６，４００円を超える場合、差額は申込者（被災者）負担となります。 ・八代市から修理業者への支払は契約処理の都合上、大幅に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・原則、市内の業者への修理依頼をお願いします。 ・災害に便乗した悪質な修理業者にご注意ください。
お問合わせ先	建設政策課（本庁舎５階）℡：３３－４１１６

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>合併処理浄化槽の補助</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>助成</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>令和８年熊本地震により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。
従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。
＜補助内容＞
（１）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る）
・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助
・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助
<table>
<tr><th>人槽区分</th><th>補助限度額</th></tr>
<tr><td>５人槽</td><td>332,000 円</td></tr>
<tr><td>６～７人槽</td><td>414,000 円</td></tr>
<tr><td>８～１０人槽</td><td>548,000 円</td></tr>
</table>
※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に１人槽につき 30,000 円を加算した額とします。
※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。

（２）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る）
故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助
（例：ブロワーの交換、浄化槽本体の補修など）
<table>
<tr><th>補助額</th></tr>
<tr><td>国に事前協議をして承認を得た額</td></tr>
</table>
※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の 30 日前までに申請をお願いします。
＜申請期間＞
令和９年１月末まで</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和８年熊本地震により合併浄化槽が損傷した方</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・申請前に工事を開始された場合は、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。
・事前に点検業者に　既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。
・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>下水道総務課（本庁舎５階）　℡：33-4147</td></tr>
</table>

制度の名称	**建築士による被災住宅相談会の開設について**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する相談会を開設いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもご案内しますので、ぜひご利用ください。 ※事前申込不要 ※被災状況の分かる住宅の写真などをご準備ください。 **〈相談例〉** ・家を修理すべきか、建て直すべきか迷っている。 ・どのような修理工事をする必要があるか。 ・住宅の耐震化はどう進めればよいか。　　など **〈日時〉** 毎週木曜日（令和８年１１月までを予定） 開催時間　９：００～１２：００、１３：００～１６：００ **〈場所〉** 八代市役所　１階会議室Ｃ横ホール **〈実施主体〉** 熊本県リフォーム推進協議会、熊本県 熊本県建築士会八代支部、八代市
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	当日先着順です。 相談時間は１件当り３０分程度とさせていただきます。 受付状況により、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
お問合わせ先	建築指導課（本庁舎５階）（会場関係）　電話番号　０９６５－３３－４７５０ 熊本県土木部住宅局建築課　電話番号　０９６－３３３－２５３４

制度の名称	**建築士による電話相談窓口の開設について**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する無料電話相談窓口『令和８年熊本地震住まいサポートダイヤル』を開設いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもご案内しますので、ぜひご利用ください。 **１ 無料電話相談** 住宅の復旧、改修等に関する電話相談を行います。 ○ 実施期間 **令和８年１０月３０日（金）**まで （土日、祝祭日を除く） ○ 受付時間 **９時～１２時、１３時～１６時** **２ 現地での対面相談** 住宅の被害状況等に応じ、建築士等を被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修等のアドバイスを行います。ご希望の方は、「１」の無料電話相談窓口へご連絡ください。 ○ 相談時間 １件あたり３０～６０分程度 ○ 実施期間 **令和８年１０月３０日（金）**まで ○ 訪問日時 後日、訪問日時をご連絡いたします。 ※指定する日時にできる限りご協力ください。
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	状況により、現地の派遣をいたしかねる場合がございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
お問合わせ先	熊本県住宅リフォーム推進協議会 （一財）熊本県建築住宅センター内 **電話番号　050−8882-5924**

制度の名称	**水道の宅内配管工事コールセンターの開設**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震で被災した水道の宅内配管修繕工事の需要増加を踏まえ、宅内配管修繕工事に対応可能な工事業者を紹介する「令和８年熊本地震　水道の宅内配管工事コールセンター」を国土交通省が開設しました。 ■電話番号　0120-275-557 ■受付時間　９時～１７時（土日祝も受付） ■設置期間　１２月２８日（月）まで
活用できる方	八代市、宇城市、八代生活環境事務組合（八代市の一部、氷川町）の水道使用者　※井戸の修理は対象外
注意事項	水道の新設や改造工事は、八代市指定給水装置工事事業者（指定工事事業者）でなければ施工することができませんが、令和８年熊本地震の発生にともない、当面の間、他の水道事業者（市町村長等）が指定した給水装置工事事業者についても施工を認めることとしています。
お問合わせ先	水道の宅内配管工事コールセンター　℡：0120-275-557

制度の名称	**被災井戸に関する支援について**
支援の種類	サービス等
制度の内容	熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸等の修理（掘り直し等）の支援をしています。 【原因調査】…井戸内を洗浄し不具合の原因を調査します 〇調査の内容 ・井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の不具合を調査します。 ・舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。 ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】…井戸等の修理を支援します 〇井戸等の修理の支援内容 井戸等の復旧作業について１世帯あたり最大で７５万７千円の支援があります。 ※被災者が修理業者に既に修理費用を支払い済の場合は、支援対象になりません。 〇申込に必要な書類 応急修理申込書、被害状況に関する申出書、資力に関する申出書、修理前の現況が分かる写真、修理見積書（井戸、設備など）、洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書、井戸等の応急修理申込チェックシートなど
活用できる方	【原因調査】 ・八代市在住で井戸水のみを利用されている方 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】 ①　自宅敷地内にある井戸等が損傷を受けた方 ②　**井戸が飲用水を得る唯一の手段**である方 ③　以下のいずれかに該当する方 ・　洗浄の実施が困難。 ・　洗浄を実施したものの機能が回復しない。 ・　電動ポンプ等の損傷であること。 ④　井戸等を修理することで**自宅での生活が可能**と見込まれる方 ⑤　井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力できる方　等
注意事項	事業者および上水道を併用されている方は「対象外」となります。
お問合わせ先	【原因調査】【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】℡：６５－７７２２ 受付時間　８時３０分～１７時１５分（土曜日、祝日を除く）

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>生活用水確保用資材の貸出【新規】</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>現物貸与</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>近隣の水源などを活用して生活用水を確保できるよう、ビニールホース等の資材一式を無料で貸し出しています。

【貸出資材】
<table><tr><th>品目</th><th>規格等</th><th>数量</th></tr><tr><td>屋外用ビニールホース</td><td>30m巻、内径 15mm・外径 20mm
耐圧・耐藻　※耐寒ではありません</td><td>１巻</td></tr><tr><td>ホースバンド</td><td>SUS 製、11～25mm 対応</td><td>２個</td></tr><tr><td>ホースジョイント</td><td>ホース内径 12～15mm 対応</td><td>２個</td></tr><tr><td>ホース継手セット</td><td>ホース内径 15～18mm 対応</td><td>１セット</td></tr></table>
貸出申請窓口：各校区のコミュニティセンター
※設置場所の校区のコミュニティセンターで申請してください
※市役所本庁舎及び支所での貸し出しは行っておりません

貸出期間：井戸が復旧するまで</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>生活用水を確保するために資材を必要とされる方
※家族等による代理受領も可能です</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・飲用水ではなく、生活用水の確保にご使用ください。
・資材は必ず４品まとめて受領してください。１世帯１セットまで。
・貸出を行った資材が破損・故障した場合、追加の貸出は行いません。
・資材の設置後速やかに、設置場所の写真の提出が必要です。
・上水道と井戸など、異なる給水系統をつなぐ「クロスコネクション」は禁止されています。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>環境課　地下水緊急対応担当（エコエイトやつしろ内）℡：33-8773</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td colspan="2">住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」（一般）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td colspan="2">貸付・融資</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td colspan="2">（１）融資限度額
<table><tr><td rowspan="2">建設</td><td>土地を取得する場合　　：　5,500 万円</td></tr><tr><td>土地を取得しない場合　：　4,500 万円</td></tr><tr><td>購入</td><td>5,500 万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>2,500 万円</td></tr></table>（２）融資金利：年 1.45%～年 1.89%（2026 年９月１日現在）
※借入申込時に返済期間全ての金利が確定します。
融資金利は毎月見直します。
※ご返済期間や団体信用生命保険の内容により異なります。
また、団体信用生命保険に加入されない方は、上記より金利が年 0.2%低くなります。
（３）返済期間：最長 35 年
※申込本人等の年齢により返済期間が短くなる場合があります。
（４）返済方法：元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い
（５）担保：融資対象の建物及び土地
（融資額が 500 万円以下の場合は無担保）
（６）保証人：必要ありません。
（７）火災保険：融資の対象となる建物に火災保険を付けていただきます。
（８）団体信用生命保険：所定の団体信用生命保険に加入いただけます。
※健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も融資は利用できます。
（９）手数料：無料
（10）申込受付期間：原則として、り災日から２年間です。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td colspan="2">次の（１）から（５）までの全てにあてはまる方
（１）自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方
<table><tr><td>建設
購入</td><td>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」
※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。</td></tr><tr><td>補修</td><td>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」</td></tr></table>（２）ご自分が居住するための住宅を建設、購入または補修する方
（３）年収に占める全てのお借り入れの年間合計返済額の割合が次表の基準を</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>満たしている方
<table><tr><td>年　　収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr><tr><td>総返済負担率基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table>（４）日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
（５）お申込時点の年齢が満 79 歳未満の方</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・申込条件を満たす場合でも、審査の結果、融資をお断りする場合があります。
・災害復興住宅融資には別途、「高齢者向け返済特例」による融資もあります。
「高齢者向け返済特例」は、毎月のお支払いが利息のみのため月々の負担を低く抑えられるなどの特徴があります。
・詳しくは、以下のカスタマーセンターにお問合せください。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>住宅金融支援機構　カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）
℡：０１２０－０８６－３５３（通話料無料）</td></tr>
</table>

制度の名称	**建物の解体・撤去について**
支援の種類	費用負担
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した損壊家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的に、公費により解体・撤去を行う制度です。公費解体と自費解体の方法があります。 ■対象となる建物 ● り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の家屋等 ● 「被災証明書」を取得した建物のうち、相談受付又は解体申請後、市の調査により「半壊」以上と判定された非住家等（空き家、倉庫、店舗等） ※対象は倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となります。それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。 ※建物の一部解体は対象外となります。 ① 公費解体（市が解体・撤去） 家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって直接、解体撤去を行うもの　※原則、所有者等の費用負担はありません ② 自費解体（費用償還） 所有者等が自らの費用負担で事業者に解体・撤去を依頼し、解体に要した費用を市が償還（払い戻す）もの ※所有者等と解体業者との解体の契約が令和８年７月28日（地震発生日）～令和９年２月28日（予定）に締結されたもの ※償還額は、市の積算基準に基づく算定額との比較により決定するため、要した費用の全額が償還されない場合があります。自費解体を実施する前に市へご相談ください ※早急な解体をする必要がない場合は、「①公費解体」をご利用ください **■申請・相談（公費解体・自費解体とも）**　＊事前予約が必要です＊ 【期間】　令和８年９月28日（月）～令和９年３月31日（水） 【場所】　循環社会推進課（エコエイトやつしろ　２階） Web 予約：９/１８（金）～：市ホームページまたは右下 QR コード 電話予約：９/２４（木）～：0965-37-7550 自費解体を希望する方の電話相談は随時行っています。 Web 予約↑　詳細はこちら↑
活用できる方	損壊した家屋等の所有者等
注意事項	―
お問合わせ先	予約・問合せ専用ダイヤル　℡：37－7550

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	**農地災害復旧事業**
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が 40 万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：50%※注　　申請者負担：50% ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	―
お問合わせ先	農地整備課（本庁舎４階）　℡：33-4118 各支所産業建設課（坂本）℡：45-2290　（鏡）℡：52-7820 （千丁）℡：46-1102　（東陽）℡：65-2114 （泉）℡：67-2112

制度の名称	**営農再開ワンストップ窓口**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けた営農再開支援事業を活用し、復旧・復興に向けた取組を迅速に行うため、国、県等を構成員とした「営農再開ワンストップ相談窓口」を設置します。 ◆開設場所 八代市役所 千丁支所 第１会議室（八代市千丁町新牟田 1502-1） 【開設日時】：令和８年９月２４日（木）から開設 平日（月～金） ９：００～１６：００ ◆相談内容 ・営農再開に向けた支援事業の活用相談 ・営農技術や品目転換等の相談 ・融資相談など
活用できる方	令和８年熊本地震により被災した農業者
注意事項	―
お問合わせ先	営農再開ワンストップ窓口　℡：３０－１６７１

制度の名称	**八代市農業用機械・施設等復旧支援事業（Ｒ８熊本地震）【更新】**
支援の種類	補助
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けて、 農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。 **■支援内容及び補助率** ・農業用機械・農舎等の修繕又は再取得に係る経費の 9/10 以内 ・農業用ハウス等の修繕又は再取得に係る経費の 7/10 以内 ・被災農業者が共同で利用する農業用機械等の再取得に係る経費の 9/10 以内 ・被災した営農施設等の補強に係る経費で、事業費が 50 万円以上のものに対して 7/10 以内 ・農業専用トラックの修繕又は再取得に係る経費の 9/10 以内 ・施設の解体、運搬、処理などに係る経費の 8/10 以内 ※被災前と同程度（原形復旧）が対象であり、超える部分は自己負担になります。 ※業者への発注のほか、自力施工を行う場合の資材費も対象です。 ※令和８年熊本地震により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。 **■要望受付・提出先** 場所：営農再開ワンストップ相談窓口 （八代市千丁支所 １階 第１会議室） 時間：９時～１２時／１３時～16 時（平日のみ。土日、祝日は休業） ※要望受付期間は、令和８年１２月２８日（月）までです。 （受付期間が延長される場合、お知らせいたします） 全ての添付書類がそろった場合、営農再開ワンストップ相談窓口にて、要望調査の受付・提出をお願いします。
活用できる方	令和８年熊本地震により農業用機械・施設に被害を受けた農業者
注意事項	・要望調査に当たっては、被害状況を確認するため、ほ場ごとに被害箇所の 写真やその他の 関係資料を提出する必要があります。
お問合わせ先	営農再開ワンストップ 相談窓口（千丁支所 １階） TEL：30-1671 農林水産政策課（本庁舎４階） TEL：33-4117

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付・融資</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

＜制度内容＞
<table>
<tr><td></td><td>国民事業</td><td>中小企業事業</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>３千万円（※１）</td><td>１億５千万円（別枠）</td></tr>
<tr><td>融資期間
（うち措置期間）</td><td colspan="2">１０年以内（※２）
（２年以内）</td></tr>
<tr><td>金利（※３）</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table>
（※１）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
（※２）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間 15 年以内（うち措置期間２年以内）
（※３）金利については日本政策金融公庫にご相談ください。なお、令和８年８月２５日付けで、以下の特別措置の取扱いを開始しました。
①融資後３年間、利率を 0.9%引下げ
②利率引下げ適用の限度額　1,000 万円（中小企業団体　3,000 万円）
特別措置の適用にあたっては、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（被災証明書）を受けることが条件になります。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>災害により被害のあった中小企業・小規模事業者</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>－</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>日本政策金融公庫　八代支店　℡：32-5195</td></tr>
</table>

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	（１）借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて７割～９割を乗じて得た額（５０万円以上で５万円の倍数となる額）と１，０００万円のいずれか少ない額 （２）借入利率：年０．９％（令和８年７月 29 日現在） （３）借入期間：借入金額 50 万円～500 万円 ３６ヵ月 505 万円～1,000 万円 ６０ヵ月 （４）借入金の返済方法：６ヵ月ごとの元金均等返済 （５）担保、保証人：不要 （６）借入窓口：商工組合中央金庫本支店 （７）取扱期間：災害発生の日から６か月以内
活用できる方	50 万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の 1.または 2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 （１） 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、 流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 （２） 当該災害の影響を受けた後、原則として１月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※１ 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。 ・小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例:共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・借入金額に応じた収入印紙 ・印鑑登録証明書（３か月以内発行の原本） ・実印 ・被災証明書または罹災証明書 ・被災証明願 ※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『被災証明書』『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。
お問合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室　℡：050-5541-7171

制度の名称	**緊急時短期資金保証制度**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度　２億８，０００万円以内 ② 小口零細企業保証制度　２，０００万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 ６か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年 0.45%～年 1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年 0.50%～年 2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和８年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
注意事項	１事業者１口限りとする
お問合わせ先	熊本県信用保証協会　八代支所　℡：33-2579

制度の名称	**金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠）**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 １企業　8,000 万円 １組合　１億円 〈融資期間〉 １年以上 10 年以内 据置期間　２年以内 〈保証料率〉 事業者負担分　0.00%　※県補助後 〈融資利率〉 ２年以内　固定　年 1.50%以内 ３年以内　固定　年 1.70%以内 ５年以内　固定　年 1.85%以内 ７年以内　固定　年 2.00%以内 ７年超　　固定　年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の⑴又は⑵に該当する者 ⑴　令和８年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 ⑵　令和８年熊本地震の影響を受け、申込日から１年以内の連続する３か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方⑵の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和８年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所　　℡：32-6191 八代市商工会　　℡：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所　　℡：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和８年熊本地震分））
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠　8,000 万円 〈融資期間〉 １年以上 10 年以内 据置期間　２年以内 〈保証料率〉 事業者負担分　0.00%　※県補助後 〈融資利率〉 ２年以内　固定　年 1.50%以内 ３年以内　固定　年 1.70%以内 ５年以内　固定　年 1.85%以内 ７年以内　固定　年 2.00%以内 ７年超　　固定　年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和８年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第５項（以下「セーフティネット」という。）第４号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者
注意事項	セーフティネット記事 URL （八代市 HP：下記 URL 又は二次元バーコードからご覧ください。） https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326866/index.html
お問合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所　TEL：32-6191 八代市商工会　TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所　TEL：33-2579

制度の名称	**小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分）**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 2,000 万円 〈融資期間〉 設備　１年以上７年以内 据置期間　６か月以内 運転　１年以上５年以内 据置期間　６か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分　0.00%　※県補助後 〈融資利率〉 ３年以内　固定　年 1.50%以内 ５年以内　固定　年 1.65%以内 ７年以内　固定　年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が 2,000 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業５人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の⑴,⑵のいずれかに該当する者 ⑴ 令和８年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 ⑵ 令和８年熊本地震の影響を受け、申込日から１年以内の連続する３か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証４号の指定期間に限り、申し込み可。
お問合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所　TEL：32-6191 八代市商工会　TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所　TEL：33-2579

<table>
<tr><th>制度の名称</th><td>雇用調整助成金（令和８年熊本地震の災害に伴う特例措置）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>補助</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するものです。
【受給額】
・休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額
・教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額
に次の助成率を乗じた額
※教育訓練を行った場合は、１人１日あたり以下の加算があります。
教育訓練実施率が 20%以上の場合、加算額は 1,800 円になります。
<table>
<tr><th>企業規模</th><th>助成率</th><th>教育訓練加算額</th></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>２／３</td><td rowspan="2">1,200 円</td></tr>
<tr><td>大企業</td><td>１／２</td></tr>
</table>
※休業等の初日が令和８年７月 28 日～令和９年１月 27 日が対象です。
※上限日数（１年間で 100 日）までが助成対象になります。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、受給要件を満たすもの
※受給要件の詳細は、お問い合わせ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>【今回の地震に伴う主な特例措置】
・生産指標の確認期間を３か月から１か月に短縮します。
・最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。
・地震発生時に事業所設置後１年未満の事業主も助成対象とします。
・残業相殺のルール（支給対象となる休業等の延べ日数から所定外労働時間を控除）を撤廃します。
・教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>熊本労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
（℡：096-312-0086）</td></tr>
</table>

制度の名称	**八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」【更新】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	■主に旧八代市の事業者向け（八代商工会議所） ≪専門家等による個別相談会（予約制）≫ 【対応内容】 主に「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」に関する相談 ※その他の融資相談などについては、通常の相談窓口をご利用ください。 【会場】桜十字ホールやつしろ　２階　練習室 【日時】平日 10 時～16 時（10 時、11 時、13 時、14 時、15 時から各 1 時間）※土・日・祝日を除く ≪常時開設している相談窓口≫ 【日時】平日９時 00 分 ～ 17 時 00 分　※土・日・祝日を除く 【場所】八代商工会議所 ■主に旧郡部の事業者向け（八代市商工会） ≪専門家等による個別相談会（予約制）≫ 【対応内容】 事業再建に向けた相談全般（社会保険労務士など、専門家による相談にも対応） 【会場】八代市商工会本所（鏡町）、千丁支所（千丁町） 【開催日】平日（土・日・祝日を除く） ※社会保険労務士等の専門家相談は、月・木曜日のみ（場所：商工会本所） ９時～16時（９時、10 時、11 時、13 時、14 時、15 時から各 1 時間） ≪常時開設している相談窓口≫ 【日時】平日８時 30 分～17 時　※土・日・祝日を除く 【場所】八代市商工会 鏡支所、千丁支所、坂本支所、東陽支所、泉支所
活用できる方	令和８年熊本地震により被害・影響を受けた事業者
注意事項	専門家等による個別相談会は、現時点での予定であり、変更・終了する場合があります。
お問合わせ先	（主に旧八代市の事業者向け）八代商工会議所　℡：32-6191 （主に旧郡部の事業者向け）八代市商工会（本所）℡：52-8111

制度の名称	令和８年熊本地震に係る「くまもと事業者再出発支援補助金」【更新】
支援の種類	補助金・サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した中小企業者等の事業用施設・設備等の復旧を補助するもの。 また、被災した事業者の事業再建を支援するため、「現地サポートセンター」を開設しています。 ●くまもと事業者再出発支援補助金 【補助対象経費】 令和８年熊本地震により被災した事業用施設・設備・車両等の復旧に要する経費 ※令和８年７月28日以降に復旧した経費については、交付決定前に復旧工事等に着手した場合でも、一定の要件を満たす場合は補助対象となることがあります。 【補助率・補助上限額】 中小企業者等：補助率 3/4、上限 ３億円 中堅企業等：補助率 1/2、上限 ３億円 多重被災事業者・特定被災事業者：別途要件・補助上限あり ●現地サポートセンター 【開設期間】 令和８年10月19日（月）～令和９年３月31日（水） 【開設日】 月曜日～金曜日（祝日を除く） 【相談時間】 午前10時～12時、午後１時～５時　※相談時間は１コマ１時間 【会場】 桜十字ホールやつしろ（やつしろハーモニーホール） １階 楽屋２（八代市新町5-20）　※12月以降は会場が変更される予定 【相談内容】 ・くまもと事業者再出発支援補助金に関すること ・小規模事業者持続化補助金に関すること ・事業計画に関すること ・資金繰りに関すること
活用できる方	熊本県内に事業所を有し、令和８年熊本地震により事業用の施設・設備等が被災した中小企業者（小規模事業者・個人事業主含む）、中堅企業（みなし中堅企業含む）等

注意事項	●くまもと事業者再出発支援補助金 【申請受付】 令和８年 10 月１日（木曜日）から受付開始 ※毎月、期間を区切って申請を受け付ける予定です。 ※申請期間の詳細は、熊本県ホームページでご確認ください。 【申請方法】 申請書類を「くまもと事業者再出発支援補助金受付センター」へ郵送または持参してください。 ●現地サポートセンター 事前に電話で予約してください。
お問合わせ先	●くまもと事業者再出発支援補助金 【問い合わせ・申請書提出先】 くまもと事業者再出発支援補助金受付センター 熊本市中央区神水１丁目 3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル４階 電話：096-284-7660 受付時間：平日　９時～17 時（祝日を除く） ※書類作成支援を行っております※ （主に旧八代市の事業者）八代商工会議所　TEL：32-6191 （主に旧郡部の事業者）八代市商工会（本所）TEL：52-8111 ●現地サポートセンター 【予約・お問い合わせ先】 くまもと事業者再出発支援補助金受付センター 電話：096-284-7660 受付時間：平日　午前９時～午後５時（祝日を除く）　要予約

制度の名称	小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）＞【更新】
支援の種類	補助金
制度の内容	令和８年熊本地震で被災した小規模事業者等が事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて自らが経営計画を策定して実施する、機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部を補助。 【補助上限】 200 万円（直接被害） ⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 100 万円（間接被害） ⇒令和８年熊本地震に起因して、売上げ減少などの間接的な被害を受けた場合 【補助率】 ２／３以内、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象） 【補助対象】 機械装置等費、修繕費、広報費、展示会出展費、委託・外注費など
活用できる方	熊本県に所在する、令和８年熊本地震の被害を受けた小規模事業者等 ※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く）」の場合は５人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合 20 人以下である事業者
注意事項	【第２次公募スケジュール】 申請受付開始　　：令和８年１１月２日（月） 申し込み締め切り日：令和８年１２月１５日（火） ※申請に必要な書類の発行には時間を要する場合があります。申請を予定されている方は、期限に余裕をもって、お早めにご相談ください。 ※第３次公募など、今後の公募に関する情報については、お問い合わせください。
お問合わせ先	（主に旧八代市の事業者） 八代商工会議所　℡：32-6191 （主に旧郡部の事業者） 八代市商工会（本所）℡：52-8111

制度の名称	**中小企業者事業再建支援利子補給事業（令和８年熊本地震）【更新】**
支援の種類	補助金
制度の内容	令和８年熊本地震で被災した市内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害関連の融資制度を活用した事業者に対し、市が融資に係る利子を補給するもの。 【対象融資】 ① 金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠） ② 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和８年熊本地震分）） ③ 小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分） ④ 日本政策金融公庫　災害貸付・災害復旧貸付 **※いずれも令和８年７月28日以降に融資の申し込みを行い、** **令和８年12月31日までに貸付実行されたものが対象** 【利子補給期間】 融資実行後３年間 【補助率】 10/10（利子全額補給） ※④については、上限20万円/年
活用できる方	次の①～④すべてを満たす方 ①令和８年１２月３１日までに対象融資制度による事業資金の融資を受けていること ②市内で３か月以上事業を営んでいること ③市税の滞納がないこと ④本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと
注意事項	【利子補給の申請時期】 前年中に支払った利子について、翌年1～2月に申請していただく予定です。 ※申請方法や対象要件等の詳細については、決定次第、改めてお知らせします。
お問合わせ先	（利子補給事業に関すること） 商工政策課（本庁舎４階）　℡：33-8513 （融資に関すること） 市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 ℡：32-6191 八代市商工会 ℡：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 ℡：33-2579

制度の名称	**産業雇用安定助成金（令和８年熊本地震災害特例人材確保支援コース）【新規】**
支援の種類	助成金（雇用維持支援・在籍型出向支援）
制度の内容	令和 ８ 年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた熊本県内事業主が、従業員を他社へ在籍型出向させる場合に、出向期間中の賃金等の一部を助成する制度。 中小企業 4/5、中小企業以外 2/3。 令和８年 10 月１日から令和９年９月 30 日までに実施した出向。
活用できる方	令和 ８ 年熊本地震の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた熊本県内の事業主。 上記出向元事業主からの出向者を受け入れる全国の事業主。
注意事項	・地震に伴う経済上の理由による雇用維持のための出向が対象。 ・出向先との契約、労働組合等との協定、出向労働者本人の同意が必要。 ・出向計画届の提出後に出向を実施し、支給申請を行う。 ・対象期間内に実施した出向が助成対象。 【事業者支援施策説明会】 日時：１１月１３日（金）、１１月３０日（月） １４：００～１５：３０ 場所：ハローワーク八代　八代会議室（八代市清水町１－３４） ※各開催日、定員は４０人です。 ※事前申し込みが必要です。 右の二次元バーコードからお申込みください。
お問合わせ先	熊本労働局職業安定部職業対策課 または最寄りのハローワーク。 産業雇用安定センター熊本事務所 ℡：096-359-3526

制度の名称	**商店街にぎわい創出事業（被災商店街等再建支援事業）【新規】**
支援の種類	補助金
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した商店街等の復旧・復興に向け、商店街等が実施するイベントや祭りなど、にぎわい創出のための取組に対しての補助事業となります。 【補助額】 上限額 100 万円（下限額 30 万円） 【補助率】 直接被害を受けた商店街等：定額補助（10/10） 間接被害を受けた商店街等：補助率 2/3 【対象経費】 謝金、旅費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費など
活用できる方	商店街振興組織及び商店街振興組織と民間事業者の連携体
注意事項	募集期間：令和８年 11 月 26 日（木）まで ※事業実施期間は、令和８年 12 月 28 日（月）から令和９年３月 12 日（金）までの予定です。 ※申請に必要な書類や応募要領などの詳細については、九州経済産業局のホームページをご確認ください。
お問合わせ先	九州経済産業局流通・サービス産業課 ℡：092-482-5456 中小企業経営支援課 商業課 ℡：03-3501-1511

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年8月27日（木）15：00時点

1　対応状況

本庁舎被害状況　→　発災時と変更なし
　地階　：　壁・天井の一部崩落、配管の破損による水漏れ、免振装置のずれ・潰れ
　１階　：　庁舎入り口で床がめくれている
　階段　：　壁亀裂
　各階　：　ひずみのため、ドアの閉開が困難
（庁舎インフラ）
　電気　　：　問題なし
　ガス　　：　配管破損の可能性があるため使用不可　→　配管に異常なしを確認　→九州ガスの復旧待ち
　上水道　：　配管破損の可能性があるため使用不可　→　庁舎西側：　8/8～全て使用可能
　　庁舎東側：　8/10～全て使用可能
　エアコン：　全館空調は、ガス・水道の供給が止まっているため使用不可　→　8/24より稼働中
　トイレ　：　東側１階のみ使用可能
　　東側２～６階は、使用不可　→　8/10～全て使用使用可能（手洗いも可能）
　　西側トイレは全て使用不可　→　8/8～全て使用可能（手洗いも可能）
　エスカレーター：使用可能。１階ロビーの高天井の点検後再開予定（8/10～稼働予定）　→8/10から稼働中
　エレベーター：東側EV→稼働中
　　西側EV→レールの歪み補修及び免震装置の補強が必要。→　8/27 午後から2台とも稼働中
（庁舎内安全確認）
　1・2階天井・壁　：　8/8（土）多目的ホール・1階ロビー天井・壁の安全点検を実施予定　→8/8点検実施、安全確認済
　北側玄関　：　8/5 入口のジョイントカバーを固定し転倒防止措置を実施。
　南側通路　：　8/4 通路ひさしの基礎が一部損傷しているため、転倒防止措置を実施。
　守衛室前　：　8/6 入口の転倒防止柵を設置。
（その他）
　7/30　屋外に仮設トイレ10基を設置（北側喫煙所横）　→　8/18 撤去（本庁舎西側トイレ復旧により）
　7/31　市民の安全確保のため、吹き抜けの下部にあたる１階部分に通行禁止エリアを設定　→　8/10解除
　8/1　本庁舎駐車場で車中泊されている方向けに、日中、市民交流エリアをクーリングシェルターとして開放→9/7閉鎖
　8/6　移動式トイレカー北側玄関前に３台設置（岡山県奈義町より支援）→8/10 鏡コミセンに2台、鏡中に1台を移動

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年8月21日（金）15：00時点

2　今後の対応

○本庁舎の方針、今後の対応について

◎地階免振装置の現地確認
7/29 午前：前田建設工業（施工業者）に現地確認
午後：久米設計（設計・施工管理業者）と前田建設工業により現地確認
7/30 午前：久米設計（本社）及び前田建設工業（熊本営業所）による現地確認
午後：国土技術政策総合研究所（国土交通省所管）による現地確認
7/31 午後 ：一般社団法人日本免震構造協会（元・国土交通省住宅局所管の公益法人）、国土技術政策総合研究所、東京科学大学（吉敷教授）、福岡大学（高山教授）による現地確認

※上記の専門家の意見及び調査結果を参考に、本庁舎の【市としての方針】・【今後の対応】を以下のとおり決定する。

【市としての方針】
・現状を踏まえ、災害対応を優先した復旧・復興を進める必要があることから 、 当面の間は建物の状態（損傷が進展しないこと）をモニタリングしつつ、安全性を高めるための応急補修を行いながら本庁舎を使用する。

【今後の対応】
・損傷箇所の応急補修を行い、建物の耐震性を高める。応急補修の期間は４から６か月程度掛かる見込み。
・最終的には、本復旧工事を実施することで、従前の耐震性能以上を確保する 。 本復旧の期間は、設計も含めると２年程度かかる見込み。

※地階について、職員の目視によるモニタリングを実施中
※応急補修工事については、工事発注に向け準備中

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【被災・り災証明の申請受付状況について】

- オンライン申請：令和８年８月３日（月）13：00より受付開始（7/31夕方HP、8/3午前インフォカナルで配信）
  ・オンライン申請状況→ り災証明　12,769 人　被災証明　8,231 人　（10月29日受付分までの集計）
  ※詳細は別紙参照

  ※オンライン申請方法がわからない方については、窓口にて対応。

- 窓口申請：令和８年８月１０日(月)9：00～申請受付開始（8/4～HP、インフォカナルで周知）

- 申請窓口：本庁、各支所（５支所）、日奈久出張所
  ・窓口申請状況→　り災証明　10,332 人　被災証明　8,559 人　（10月29日受付分までの集計）
  ※詳細は別紙参照

  ※本庁会場については、１F・多目的ホールで受付。
  ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。
  （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　対応状況

【り災証明書（２次申請）について】

- 申請受付開始日：令和８年９月１９日（土）９：００より受付開始
  （９月１８日災害対策本部会議終了後、市ホームページ、インフォカナルにて配信）

- 申請方法　　：電話により申請
  ※受付電話番号　０９６５－３７－７２２０（住家被害認定調査対策本部）

- 申請受付時間　：午前９時から午後４時まで

※調査日程については、調査に居住者の立ち合いが必要なため、申請いただいた後、
後日、申請された方に電話をし、相談のうえ決定します。

- 申請件数　　：　２，２５１件 ※詳細は別紙参照

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【り災証明発行に係る住家被害認定調査について】

- 調査実施：8/6 午前9時から他自治体の応援職員を中心に全壊建物の調査を開始（8/11まで市内全域を調査）
  実績→　874件（8月15日受付分までの集計）　※非住家含む　※詳細は別紙参照
  8/12 午前9時から他自治体の応援職員を中心に申請に基づく建物の調査を開始

- 応援体制：他自治体からの職員派遣（10月30日）→　大阪府8名、岡山県5名、長崎県19名、大分県10名、鹿児島県6名、山口県4名、沖縄県6名、熊本県20名、北九州市15名、

計　９３　名

【り災証明書の調査進捗状況について】（10月29日現在）

調査希望件数：　12,168件　　※マンションなどを部屋数で計上した件数なども含む
調査済み件数：　11,643件　　※マンションなどを部屋数で計上した件数なども含む
判定済み件数：　11,302件　（全壊1,351件、大規模半壊248件、中規模半壊589件、半壊1,538件、準半壊2,225件、一部損壊5,351件）

【り災・被災証明書の発送状況について】（10月29日現在）

り災発行件数：　22,413 件
被災発行件数：　16,178 件

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月23日（金）15：00時点

2　今後の対応

○り災証明に係る家屋調査予定期間

調査区分	実施期間	状況
全壊家屋調査	8月6日 ～ 8月10日	完了
申請による調査（1次）	8月12日 ～9月末（概ね終了）	申請が続いており 継続中
２次調査	9月19日～11月末（見込み）	実施中

○今後の家屋調査体制（2次）

住家被害認定調査推進室の設置
　令和８年１０月１３日　（※　兼務辞令発令　　２１名）

調査班数
　令和８年１０月１３日～　１８班　　７２人　（対口支援＋熊本県＋委託事業者＋市職員）
　令和８年１１月１日～　　２５班　１００人　（予定）

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

○市県民税の減免

令和８年熊本地震により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害 の程度に応じて、７月２８日以降に納期限が到来する令和８年度の市・県民税の税額を減免します。

＜対象となる税額＞
【令和８年７月２８日以降に納期を迎える市・県民税】
・特別徴収…７月分（納期限：令和８年８月１０日（月））以降の税額
・普通徴収…第２期（納期限：令和８年８月３１日（月））以降の税額

＜申請受付＞
申請期間：令和８年１１月４日（水）～令和９年３月３１日（水）
受付時間：9：00～16：00

＜申請場所＞
本庁舎2階 市民税課窓口（13番）

【周知】被災者応援ガイドブック、市ホームページ、インフォカナルなど

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

＜制度内容＞

① 損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例

令和7年度中の合計所得金額	損額の程度	
	半壊・中規模半壊・大規模半壊	全壊
５００万円以下	２分の１	全部
７５０万円以下	４分の１	２分の１
１，０００万円以下	８分の１	４分の１

※り災証明の申請をもって減免申請とみなすため、申請は不要です。

※令和8年熊本地震により居住する住宅に被害があった世帯の構成員は、令和8年度の市・県民税が減免となる可能性があります。

※令和7年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

＜制度内容＞

② 納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分

令和7年度中の合計所得金額	損額の程度	
	１０分の３以上１０分の５未満	１０分の５以上
５００万円以下	２分の１	全部
７５０万円以下	４分の１	２分の１
１，０００万円以下	８分の１	４分の１

※令和8年熊本地震により所有する住宅（所有者本人は居住せず、扶養する親族が居住する住宅に限ります）又は家財が被害を受けた場合、令和8年度の市・ 県民税が減免となる可能性があります。
※令和7年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。
※申請は、窓口のみ。（オンライン申請は行いません。）

※申請にあたっては、以下の書類が必要です。
1　減免申請書
2　住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類
3　保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類
4　被害を受けた家財の明細書
5　家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

○固定資産税の減免

令和８年熊本地震により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害 の程度に応じて、７月２８日以降に納期限が到来する令和８年度の固定資産税 の税額を減免します。

＜対象となる税額＞
【７月２８日以降に納期を迎える令和8年度分の固定資産税】
・第２期（納期限：令和８年７月３１日）以降の税額

＜申請期間＞
令和８年１０月１９日（月）～ 令和９年３月３１日（水）

＜受付場所＞
本庁舎２階：資産税課

【周知】被災者応援ガイドブック、市ホームページ、インフォカナルなど

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

①　家屋（住家）の損害にける減免適用区分と申請書類

資産区分	損害の程度	減免割合
家屋（住家）	全壊のとき	全部
	全部 大規模半壊のとき	10分の６
	中規模半壊・半壊のとき	10分の４

申請に必要な書類

り災証明の申請をもって減免申請とみなすため、**申請は不要です**。

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

② 家屋（住家以外）の損害にける減免適用区分と申請書類

資産区分	損害の程度	減免割合
家屋 （住家以外）	家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
	当該家屋の６／１０以上	１０分の８
	当該家屋の４／１０以上６／１０未満	１０分の６
	当該家屋の２／１０以上４／１０以上	１０分の４

※申請は、窓口またはオンラインにて受付。

※申請に必要な書類
- 減免申請書
- 被害状況が分かる写真
- 家屋本体の修理に要する見積書又は領収書

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

③　土地の損害にける減免適用区分と申請書類

資産区分	損害の程度	減免割合
土地	当該土地の面積の8/10以上	全部
	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	１０分の８
	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	１０分の６
	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	１０分の４

※地盤が崩壊した土地や岩石等が大量に流入した土地が対象

※申請は、窓口のみ。（オンライン申請は行いません。）

※申請に必要な書類
- 減免申請書
- 被害状況が分かる写真

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【財務部】

令和8年10月16日（金）15：00時点

2　今後の対応

④　償却資産の損害において必要な申請書類

資産区分	損害の程度	減免割合
償却資産	全壊、流出、埋没等による除却	全部
	10分の６以上	10分の8
	10分の4以上10分の６未満	10分の6
	10分の2以上10分の４未満	10分の4

※申請は、窓口またはオンラインにて受付。

※申請に必要な書類
- 減免申請書
- 被害状況がわかる写真
- 償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書
- 償却資産申告書の控え

り災・被災証明申請について

	り災			被災			合計	1次調査	証明書発行件数	
	窓口申請	オンライン申請	計	窓口申請	オンライン申請	計		調査済件数	り災証明	被災証明
7月計	0	61	61	0	2	2	63			
8月計	6,034	9,577	15,611	4,608	6,213	10,821	26,432	4,253	4,722	7,311
9月計	2,497	1,915	4,412	2,364	1,390	3,754	8,166	5,241	12,860	6,479
10月1日(木)	121	62	183	104	35	139	322	3	461	226
10月2日(金)	131	60	191	111	31	142	333	4	319	177
10月3日(土)	窓口休み	79	79	窓口休み	41	41	120	8	窓口休みのため発行なし	
10月4日(日)	窓口休み	63	63	窓口休み	40	40	103	4	窓口休みのため発行なし	
10月5日(月)	137	75	212	121	39	160	372	14	374	148
10月6日(火)	116	67	183	78	33	111	294	12	556	78
10月7日(水)	104	55	159	111	22	133	292	20	741	154
10月8日(木)	97	47	144	81	30	111	255	23	314	175
10月9日(金)	78	35	113	91	27	118	231	23	133	114
10月10日(土)	窓口休み	43	43	窓口休み	21	21	64	15	窓口休みのため発行なし	
10月11日(日)	窓口休み	45	45	窓口休み	18	18	63	12	窓口休みのため発行なし	
10月12日(月)	窓口休み	27	27	窓口休み	12	12	39	24	窓口休みのため発行なし	
10月13日(火)	98	39	137	131	19	150	287	38	122	171
10月14日(水)	84	5	89	78	3	81	170	35	88	93
10月15日(木)	99	24	123	86	21	107	230	47	116	96
10月16日(金)	60	28	88	63	13	76	164	29	125	85
10月17日(土)	窓口休み	34	34	窓口休み	23	23	57	49	窓口休みのため発行なし	
10月18日(日)	窓口休み	33	33	窓口休み	17	17	50	66	窓口休みのため発行なし	
10月19日(月)	85	42	127	70	24	94	221	51	100	85
10月20日(火)	51	31	82	61	12	73	155	47	263	186
10月21日(水)	87	24	111	59	10	69	180	41	46	59
10月22日(木)	56	1	57	66	0	66	123	46	214	107
10月23日(金)	70	14	84	57	12	69	153	40	98	107
10月24日(土)	窓口休み	23	23	窓口休み	25	25	48	52	窓口休みのため発行なし	
10月25日(日)	窓口休み	30	30	窓口休み	10	10	40		窓口休みのため発行なし	
10月26日(月)	52	68	120	61	24	85	205		234	116
10月27日(火)	88	84	172	59	38	97	269	24	130	70
10月28日(水)	107	72	179	62	25	87	266	34	186	85
10月29日(木)	80	6	86	37	1	38	124	36	211	56
10月30日(金)										
10月31日(土)										
10月計	1,801	1,216	3,017	1,587	626	2,213	5,230	797	4,831	2,388
※								1,352		
合計	10,332	12,769	23,101	8,559	8,231	16,790	39,891	11,643	22,413	16,178

※は、マンションなどを部屋数で計上した件数

（参考）全壊建物調査と申請に基づく調査件数（校区ごと）

	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見	坂本町	千丁町	鏡町	東陽町	泉町	合計	1次調査 調査済件数	2次調査 申請件数	2次調査 調査済件数
8月計	211	144	617	155	208	306	481	181	72	56	17	122	133	159	110	26	354	863	33	5	4,253	4,253	0	-
9月計	313	172	874	191	266	225	685	387	201	112	46	234	122	175	97	17	339	713	35	37	5,241	5241	968	110
10月1日(木)			1								1			1							3	3	113	18
10月2日(金)	1		1	1															1		4	4	95	16
10月3日(土)			4									1		1	2						8	8	39	16
10月4日(日)				1		2				1											4	4	27	20
10月5日(月)	2		2	1	5		3		1												14	14	101	20
10月6日(火)							1								6			5			12	12	71	20
10月7日(水)			5	2	3											5		5			20	20	61	21
10月8日(木)	3				5		3										2	4	4	2	23	23	64	23
10月9日(金)	1		5	2				2	2	6								5			23	23	74	14
10月10日(土)	2		3				1	2					1				6				15	15	16	19
10月11日(日)	1	1		1		1	3	5													12	12	10	20
10月12日(月)			1	4	2	1	3	4				1	2					6			24	24	11	18
10月13日(火)	5		5	1			5	2	2	1			2	9	1		1	4			38	38	68	21
10月14日(水)	3		11		1	4		6	3				2			3	2				35	35	59	24
10月15日(木)	2	3	5	1	4	5	3	2				3	3					11	5		47	47	52	21
10月16日(金)	2	2	4	2	1	1	4			2	1	1		1	2		4	2			29	29	47	26
10月17日(土)	4	2	4	1	1	6	4	8	2	4		1	1	2	5			4			49	49	5	28
10月18日(日)	2	1	10	7	9	1	13				1	2					6	14			66	66	5	32
10月19日(月)	5	2	10			5	2	10	3		1	4	2	2				5			51	51	72	37
10月20日(火)	1	1		1	4	1	4	7	2					1	3		5	13		4	47	47	39	28
10月21日(水)			5	5	4	2	6	2		4		2	1	1			2	7			41	41	38	33
10月22日(木)	3	2	8	5	3		4	3	5					3	1		4	5			46	46	30	37
10月23日(金)	2	1	2	3	2		4	7	4			2	4				3	6			40	40	24	54
10月24日(土)	3	1	4	4	6	7	4	6	1	2	1	3			1		3	6			52	52	7	48
10月25日(日)							台風接近のため現地調査休止														0	0	1	0
10月26日(月)							台風接近のため現地調査休止														0	0	33	0
10月27日(火)	6		2				7		1					5			3				24	24	45	27
10月28日(水)	7	3		9				1					4				4		6		34	34	43	38
10月29日(木)							18										10	8			36	36	33	30
10月30日(金)																					0			
10月31日(土)																					0			
計	579	335	1,583	397	524	567	1,258	635	299	188	68	376	277	360	228	51	748	1,686	84	48	10,291	10,291	2,251	819
*	146	156	213	37	33	49	133	54	19	16	2	30	20	20	58	1	89	272	1	3	1,352	1,352		
総計	725	491	1,796	434	557	616	1,391	689	318	204	70	406	297	380	286	52	837	1,958	85	51	11,643	11,643		

※は、マンションなどを部屋数で計上した件数など

（参考）り災・被災証明書発行数

	証明書発行数												
	り災証明									被災証明			合計
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊				郵送分	即時発行	計	
						郵送分	即時発行	計	計				
８月計	151	10	23	72	102	2,307	2,057	4,364	4,722	2,550	4,761	7,311	12,033
９月計	840	138	304	800	1,565	7,902	1,311	9,213	12,860	4,234	2,245	6,479	19,339
10月1日(木)	39	5	29	49	40	221	78	299	461	123	103	226	687
10月2日(金)	24	4	14	52	27	124	74	198	319	67	110	177	496
10月3日(土)			窓口休みのため発行なし										
10月4日(日)			窓口休みのため発行なし										
10月5日(月)	43	5	11	92	43	91	89	180	374	27	121	148	522
10月6日(火)	44	3	23	69	90	257	70	327	556	6	72	78	634
10月7日(水)	33	10	32	132	156	315	63	378	741	44	110	154	895
10月8日(木)	17	3	9	22	32	171	60	231	314	95	80	175	489
10月9日(金)	8	4	3	13	19	42	44	86	133	23	91	114	247
10月10日(土)			窓口休みのため発行なし										
10月11日(日)			窓口休みのため発行なし										
10月12日(月)			窓口休みのため発行なし										
10月13日(火)	5		11		4	45	57	102	122	40	131	171	293
10月14日(水)	6			8	8	20	46	66	88	15	78	93	181
10月15日(木)	2	2	3	1	13	42	53	95	116	10	86	96	212
10月16日(金)	15	2	7	6	7	51	37	88	125	22	63	85	210
10月17日(土)			窓口休みのため発行なし										
10月18日(日)			窓口休みのため発行なし										
10月19日(月)	11	2	3	9	4	25	46	71	100	15	70	85	185
10月20日(火)	4	1	4	4	5	217	28	245	263	125	61	186	449
10月21日(水)	1	1				6	38	44	46		59	59	105
10月22日(木)	6		2	10	32	138	26	164	214	41	66	107	321
10月23日(金)	1				1	53	43	96	98	50	57	107	205
10月24日(土)			窓口休みのため発行なし										
10月25日(日)			窓口休みのため発行なし										
10月26日(月)	4		6	18	28	142	36	178	234	55	61	116	350
10月27日(火)	4	1	4	9	18	46	48	94	130	11	59	70	200
10月28日(水)	6	1	2	10	13	86	68	154	186	25	60	85	271
10月29日(木)	5	1	4	12	27	109	53	162	211	19	37	56	267
10月30日(金)													
10月31日(土)													
計	1,269	193	494	1,388	2,234	12,410	4,425	16,835	22,413	7,597	8,581	16,178	38,591

（参考）寄附について

	入金件数（件）	入金額（円）
8月計	523	106,008,326
９月計	124	56,516,890
10月1日(木)	4	106,644
10月2日(金)	3	3,970,000
10月3日(土)		
10月4日(日)		
10月5日(月)	3	639,700
10月6日(火)	2	5,010,000
10月7日(水)	1	14,036
10月8日(木)	1	100,000
10月9日(金)	2	2,100,000
10月10日(土)		
10月11日(日)		
10月12日(月)		
10月13日(火)	2	1,010,000
10月14日(水)	3	199,000
10月15日(木)	1	100,000
10月16日(金)	2	13,275,385
10月17日(土)		
10月18日(日)		
10月19日(月)	5	1,198,903
10月20日(火)	6	203,876
10月21日(水)	3	395,160
10月22日(木)		
10月23日(金)	5	3,221,117
10月24日(土)	1	10,000
10月25日(日)		
10月26日(月)	3	320,000
10月27日(火)		
10月28日(水)	3	160,000
10月29日(木)	1	12,541
10月30日(金)	2	20,000
10月31日(土)		
計	700	194,591,578

八代市
YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【市民環境対策部】

令和8年10月30日（金）15:00時点

1　被害状況

【八代市斎場】
　火葬棟、待合棟・・・断水により一部使用制限あり

【八代市環境センター】
　焼却施設、資源化施設・・・断水等により運転停止
　管理棟、緑地広場、駐車場・・・一部使用制限あり

【し尿処理施設】
　浄化槽汚泥処理施設（建設部所管）・・・使用制限なし

【最終処分場跡地】
　水島多目的運動公園、平和町運動公園、
　郡築公園・・・使用制限なし

【樹木剪定くず処理施設】
　八代ソイル・・・使用制限なし

【旧施設】
　清掃センター、衛生処理センター：使用制限なし（一般利用なし）

【コミセン】修繕必要１６コミセン

【市営墓地】上片墓園・・・一部地盤の亀裂等

2　今後の対応

○八代市斎場
　井戸水の飲用制限中
　　復旧工事を予定（年内）

○八代市環境センター
　構内道路、緑地広場等の段差・亀裂
　　処理施設：応急処置を施し搬入再開
　　緑地広場：使用制限中
　　　復旧工事を予定
　　　（仮復旧：年度内、本復旧：R9年度）

　焼却施設：焼却炉(2基のうち2基)運転中

○コミュニティセンター
　16のコミセンで50か所破損･不具合あり(軽微含む)
　　既決予算での対応済み:11か所
　　補正予算(緊急施工等)対応:14か所
　　※R9予算対応(予定)9か所

○仮設トイレ
　　設置箇所を暫時移設・撤去実施中

○上片墓園
　墓園内通路における亀裂補修
　　隣接する農業用水路の修繕工事完了後、着手予定（R9年度）

令和8年10月30日(金) 午後3時00分

【市民環境対策部】

第58回 災害対策本部報告

1. 所管施設の被害状況について【市民活動政策課、環境施設課、環境課】

⑴ コミセン：別紙のとおり

⑵ 環境施設： 〃

2. ごみ収集、処理について【循環社会推進課、環境施設課】

⑴ ごみの収集：一般・資源ごみともに通常どおり実施

- 8/4(火)収集増強のため、全国都市清掃会議に依頼。
- 8/12(水)全都清の北九州市よりパッカー車、ダンプ等による避難所可燃収集開始。
- 8/17(月)全都清の大牟田市、佐伯市、佐世保市より集積所収集・搬出開始。
- 8/18(火)全都清の佐賀市より収集開始。
- 8/19(水)全都清の長崎市より可燃収集開始。
- 8/19(水)佐世保市により避難所資源物回収及び事業者ヤードへの搬送開始。
- 8/24(月)佐伯市の可燃集積所収集延長（8/26→ 9/16 まで)。
- 8/25(火)大牟田市の資源集積所収集延長（8/31→9/11 まで)。
- 8/27(木)北九州市の避難所可燃収集延長（8/29→9/12 まで)。
- 8/27(木)長崎市の可燃集積所収集延長（8/31→9/16 まで)。
- 8/28(金)佐世保市：パッカー1 台増（8/31～9/5)。車両 1 台延長(9/5→9/30 まで)。
- 8/31(月)佐賀市の収集応援終了。
- 9/3(木)有料指定袋の大袋について、一時的な使用量増による在庫減のため、R7 の仕様で追加発注。9 月中旬に納品。旧デザインの袋も通常通り使用可能な旨、市 HP により広報。
- 9/11(金) 大牟田市の収集応援終了（応援期間：8/17～9/11)。
- 9/12(土) 北九州市の避難所可燃収集応援終了（応援期間：8/12～9/12)。
- 9/16(水) 大分県佐伯市の可燃集積所収集応援終了（応援期間：8/18～9/16)。
- 9/30(水) 長崎市の可燃集積所収集応援終了（応援期間：8/19～9/30)。
- 9/30(水) 佐世保市の避難所資源収集応援終了（応援期間：8/18～9/30)。

※ 避難所・集積所のごみ収集応援は全て終了。

⑵ ごみの搬入（持ち込みごみ）

- 許可業者可。
- 8/3 (月)から一般受入の再開。市ホームページ等で周知済。

⑶ 緑地広場

- 7/29(水)から利用を停止中。市ホームページ等で周知済。

⑷ ごみの焼却

- 7/29(水)から断水等により稼働停止。
- 8/ 6(木)から焼却炉 2 基のうち 1 基の運転を再開。
- 8/ 9(日)から焼却炉 2 基目の運転を再開。
- 8/31(月)から市外の施設に処理委託（広域処理）開始。
  （①8/31(月)～鹿児島県霧島市、②9/1(火)～宮崎県都城市）
- 9/30（水）霧島市、都城市の処理委託（広域処理）終了。

■広域処理

累計	台数	搬入量[t]
霧島市	31	233.08
都城市	95	659.28
合計	126	892.36

3. 災害廃棄物の仮置場について【循環社会推進課】

- 10/1(木)から受付時「り災証明書（写し可)」、「被災証明書（写し可)」が必要。
  証明申請受付票、オンライン申請完了メール画面でも代用可。
  (9/24(木)八代市 HP、インフォカナルで周知済み。)

⑴ 水処理センター西側

- 8/3 (月)から開設。
- 7/31(金)に市ホームページ等で広報済。
- 8/26(水)：渋滞状況確認カメラを設置。8/27(木)稼働開始。

⑵ 鏡支所西側

- 8/10(月)から開設。
- 8/6 (木)に市ホームページ等で広報。

・ 8/9(日)水処理セとともにごみの仮置場への出し方について、市ホームページ等で広報。
・ 8/25(火)渋滞状況確認カメラを設置。8/24(月)に市 HP に URL を掲載。

⑶ 北新地グラウンド
・ 8/29(土)から開設。
・ 8/18(火)に市ホームページ等で広報済。
・ 8/26(水)渋滞状況確認カメラを設置。開設日の 8/29(土)から稼働開始。
・ 11/ 1 (日) より公費解体専用仮置場に移行 (予定)
※ 仮置き場 (3 か所) の前日までの累計は巻末に掲載

⑷ 市球技場 (水処理センター南側)
・ 9/15(火)公費解体専用仮置場として開設。
・ シルバーウイーク (9/19(土)～23(水)) においてボランティア車両の搬入を受入。

⑸その他
・ 台風 30 号接近に伴い、3 仮置場を以下のとおり変更
10/25 日 (日) 午前：開設 ・ 午後：閉鎖 (閉鎖後、場内台風養生実施)
10/26 日 (月) 終日閉鎖
(10/24 に市ホームページ・インフォカナル・市 LINE で周知)

4. 仮設トイレについて【環境課、環境施設課】

⑴ 避難所等への設置を協定事業者に依頼、国土交通省・経済産業省より支援
⑵ し尿汲み取りについて協定事業者と協議済
⑶ 7/29(水)から設置開始
⑷ 8/1 (土) 200 基中 140 基設置済 (別紙)。追加含む 60 基は手配済。
⑸ 8/2 (日)追加分 60 基手配済 (合計 260 基設置予定)。
⑹ 8/6(木) 260 基中すべて設置済。
⑺ 8/13(木)から仮設トイレの一部移設・撤去 (一部、トイレカー再配置) 開始。
※別添：仮設トイレ等の配置状況

5. 井戸水について【環境課】

⑴ 井戸水の水質検査や井戸の修繕に関する問い合わせ。
⑵ 水質検査は市内事業者、修繕は市管工事組合、九州さく井協会を案内。
⑶ 8/8(土)から り災証明の申請に併せた飲料水の状況調査を開始。
⑷ 8/11(火)井戸水の状況について該当校区の市政協力員へ緊急実態調査を依頼。
8/14(金)市政協力員による調査終了。
上水道の計画区域外 (麦島、植柳、高田、金剛、二見) の被害約 2,000 世帯 (約 2 割)
上水道の計画区域内の被害約 2,400 世帯 (約 1 割)
⑸ 8/19(水)井戸水対応チームによる被災井戸の不具合の原因調査 (洗浄等) を開始。
⑹ 8/20(木)井戸水対応チーム事務所開設。
⑺ 8/26(水)被災井戸の不具合原因調査 (洗浄等) の申込を市内全域に拡大。
⑻ 8/28(金)環境課内に地下水緊急対応タスクフォース配置。
⑼ 10/19(月)各コミセンで生活用水確保用資材 (ホース、ホースバンド等) 貸出し開始 (300 セット)
⑽ 10/26(月)要支援者及び要配慮者を対象に個別給水等の受付開始 (10/23 チラシ送付)

6. 公費解体について【循環社会推進課、環境施設課】

⑴ 公費解体について環境省と協議し、準備中。
⑵ 種類は緊急解体、自費解体、公費解体の 3 種。
⑶ 原則としてり災証明が必要。
⑷ 8 /19(水)都城市から職員 (2 名) による受援開始。
⑸ 8 /17(月)緊急解体を開始。
⑹ 8/28(金)循環社会推進課内に公費解体対応チーム配置。
⑺ 9/3(木) 市 HP に公費解体制度の概要を掲載。自費解体の電話による事前相談開始。
⑻ 9/18(金)市 HP に公費解体・自費解体の申請案内を掲載。
⑼ 9/18(金)より公費・自費解体申請の WEB 予約受付開始。
9/24(木)より公費・自費解体申請の電話予約受付開始。

⑽ 9/28(月)より公費・自費解体申請の受付開始（27 日(日)迄の予約数 878 件)。

7. 要給水支援者リストについて【市民活動政策課】

⑴ 健康福祉部の支援者リストを基に市政協力員に依頼し、8/3（月）から確認中。
⑵ 8/14(金)市政協力員調査終了。
8/16(日)要支援者リストを健康福祉部へ提出。

8. 総合窓口について【市民活動政策課】

⑴ 7/29(水)から臨時窓口設置。
⑵ 8/4(火)から本庁舎 1 階会議室 C へ移動
8/14(金)から本庁舎 1 階会議室 D へ移動
⑶ 8/10(月)から平日の 9 時～17 時で本格稼働開始（現在 5 人体制)。
⑷ 1 階の災害関係窓口の地図や案内を掲示済。
※前日までの累計は巻末に掲載

9. 市民課窓口業務について(戸籍、証明書、異動、マイナカード)【市民課】

⑴ 戸籍(BCP)以外も受付。窓口を縮小して対応。
⑵ 7/29（水）から被災者に対する手数料減免開始。
対象：住民票・印鑑証明書交付手数料（コンビニ除く)、マイナンバーカード等再交付手数料
⑶ 9/7（月）から窓口縮小を解除し、証明書発行窓口を再開。
⑷ 10/1(木）から延長窓口を再開。

10. イベント・行事について

⑴ 8/22(土)さわやかヤングステージの中止。
⑵ 8/23(日)川と海づくりデー（清掃活動）の中止。
⑶ 11/7(土)エコエイト環境フェスタの中止。

11. ペット関係について【環境課】

⑴ 全避難所で同行避難が当初から可能。
⑵ 8/12(水)から金剛コミセンを同伴避難できる避難所として開設。8/31(月)に閉鎖。

12. 災害時の人権擁護活動について【人権政策課】

⑴ 8/ 5(水)避難所における性暴力の防止に関する周知ポスター掲示。
⑵ 8/27(木)から、県による避難所等における性暴力被害防止に向けた巡回・周知啓発を実施（～10/29(木)・全 18 カ所　実施者：公益社団法人熊本被害者支援センター)。
⑶ 8/27(木)～9/13(日)人権セミナーやつしろ第 1 回オンデマンド配信　演題「災害と人権」。
※市ホームページ等で周知。YouTube で視聴可能。
⑷ 9/1(火)災害に伴う人権相談について市ホームページで周知。
⑸ 9/8(火)災害時における人権への配慮について、各避難所に周知ポスターを掲示並びに市ホームページで周知。

13.自治公民館について【市民活動政策課】

⑴ 9/15(火)被害件数 90 件（調査終了)。県へ情報提供済。
⑵ 9/25(金)現在：自主運営避難所以外の自治公民館への避難者数 2 名（ピーク時 215 名)。

令和8年10月30日(金) 午後3時00分

災害廃棄物仮置場来場台数▼

年月日	曜日	水処理センター	鏡支所	北新地	本庁舎1F会議室
R8.7.29	(水)	ー	ー	ー	34
R8.7.30	(木)	ー	ー	ー	99
R8.7.31	(金)	ー	ー	ー	79
R8.8.1	(土)	ー	ー	ー	ー
R8.8.2	(日)	ー	ー	ー	ー
R8.8.3	(月)	393	ー	ー	188
R8.8.4	(火)	314	ー	ー	117
R8.8.5	(水)	348	ー	ー	88
R8.8.6	(木)	ー	ー	ー	88
R8.8.7	(金)	396	ー	ー	121
R8.8.8	(土)	473	ー	ー	ー
R8.8.9	(日)	538	ー	ー	ー
R8.8.10	(月)	514	481	ー	211
R8.8.11	(火)	552	449	ー	ー
R8.8.12	(水)	567	ー	ー	143
R8.8.13	(木)	ー	450	ー	104
R8.8.14	(金)	569	410	ー	105
R8.8.15	(土)	606	ー	ー	ー
R8.8.16	(日)	580	459	ー	ー
R8.8.17	(月)	487	451	ー	121
R8.8.18	(火)	552	494	ー	115
R8.8.19	(水)	597	ー	ー	106
R8.8.20	(木)	ー	477	ー	91
R8.8.21	(金)	541	431	ー	88
R8.8.22	(土)	593	ー	ー	ー
R8.8.23	(日)	560	509	ー	ー
R8.8.24	(月)	484	456	ー	115
R8.8.25	(火)	516	464	ー	84
R8.8.26	(水)	597	ー	ー	80
R8.8.27	(木)		599	ー	86
R8.8.28	(金)	500	460	ー	79
R8.8.29	(土)	607	ー	329	ー
R8.8.30	(日)	680	468	342	ー
R8.8.31	(月)	446	401	ー	82
R8.9.1	(火)	476	392	95	68
R8.9.2	(水)	505	ー	306	61
R8.9.3	(木)	ー	400	128	71
R8.9.4 ※1	(金)	59	71	22	48
R8.9.5	(土)	557	ー	351	ー
R8.9.6	(日)	535	492	236	ー
R8.9.7	(月)	531	468	ー	89
R8.9.8	(火)	455	369	117	68
R8.9.9	(水)	526	ー	294	72
R8.9.10	(木)	ー	461	175	65
R8.9.11	(金)	525	382	114	61
R8.9.12	(土)	619	ー	396	ー
R8.9.13	(日)	609	525	225	ー
R8.9.14	(月)	464	414	ー	76
R8.9.15	(火)	428	336	107	66
R8.9.16	(水)	491	ー	250	40
R8.9.17	(木)	ー	454	155	50
R8.9.18	(金)	345	213	60	43
R8.9.19	(土)	541	ー	328	ー
R8.9.20	(日)	651	488	235	ー
R8.9.21	(月)	585	568	ー	ー
R8.9.22	(火)	612	541	342	ー
R8.9.23	(水)	623	ー	445	ー
R8.9.24	(木)	ー	411	173	69
R8.9.25	(金)	667	350	152	54
R8.9.26	(土)	658	ー	413	ー
R8.9.27	(日)	515	360	182	ー
R8.9.28	(月)	※2	※2	ー	71
R8.9.29	(火)	556	349	181	39
R8.9.30	(水)	682	ー	389	48

災害総合窓口受付状況▼

災害廃棄物仮置場来場台数▼

年月日	曜日	水処理センター	鏡支所	北新地	本庁舎1F会議室
R8.10.1	(木)	ー	316	121	35
R8.10.2	(金)	306	223	75	59
R8.10.3	(土)	428	ー	214	ー
R8.10.4	(日)	371	300	118	ー
R8.10.5	(月)	283	247	ー	77
R8.10.6	(火)	287	211	66	46
R8.10.7	(水)	277	ー	240	40
R8.10.8	(木)	ー	213	155	46
R8.10.9	(金)	295	215	89	56
R8.10.10	(土)	359	ー	273	ー
R8.10.11	(日)	442	340	162	ー
R8.10.12	(月)	369	336	ー	ー
R8.10.13	(火)	264	196	66	41
R8.10.14	(水)	272	ー	186	42
R8.10.15	(木)	ー	265	143	42
R8.10.16	(金)	260	151	85	46
R8.10.17	(土)	365	ー	219	ー
R8.10.18	(日)	429	299	130	ー
R8.10.19	(月)	246	187	ー	46
R8.10.20	(火)	290	183	92	35
R8.10.21	(水)	245	ー	188	29
R8.10.22	(木)	ー	320	134	33
R8.10.23	(金)	174	128	69	34
R8.10.24	(土)	273	ー	211	ー
R8.10.25 ※1	(日)	107	94	46	ー
R8.10.26 ※2	(月)	ー	ー	ー	33
R8.10.27	(火)	299	189	131	33
R8.10.28	(水)	311	ー	193	40
R8.10.29	(木)	ー	212	135	25
計		33,177	20,128	10,083	合計
合計		63,388			4,421

※1:午後受入休止
※2:天候不良により受入中止

(単位:台) (単位:件)

災害総合窓口受付状況▼

■仮設トイレ設置状況

令和8年10月30日（金） 午後3時00分

地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数
代陽	第一中学校	0基	太田郷	ハーモニーホール	0基	鏡	鏡小学校	0基
代陽	代陽コミセン	0基	植柳	植柳小学校	0基	鏡	鏡中	0基
代様	西中洲児童公園	0基	八千把	第四中学校	0基	鏡	鏡コミセン	5基
八代	八代小学校	0基	八千把	八千把コミセン	0基	鏡	文政小学校	0基
八代	八代コミセン	0基	八千把	海士江団地	0基	鏡	有佐小学校	0基
八代	築添団地	0基	八千把	会地公園	0基	鏡	郷開団地	0基
松高	松高小学校	0基	高田	流藻川団地	0基	鏡	楠団地	0基
松高	八代支援学校	0基	金剛	金剛コミセン	0基	鏡	下有佐児童公園	0基
松高	松高コミセン	0基	金剛	第六中学校	0基	鏡	有佐児童公園	0基
松高	松崎公園	0基	郡築	第七中学校	0基	鏡	外出児童公園	0基
松高	高島団地	0基	宮地	第八中学校	0基	鏡	北出児童公園	0基
松高	八代斎場	0基	宮地	宮地コミセン	0基	鏡	大環児童公園	0基
太田郷	トヨオカ地建アリーナ	5基	宮地	西宮団地	0基	鏡	貝洲児童公園	0基
太田郷	太田郷コミセン	0基	日奈久	日奈久小学校	0基	鏡	塩浜児童公園	0基
太田郷	第二中学校	0基	日奈久	日奈久コミセン	0基	鏡	内田児童公園	0基
太田郷	西片町団地	0基	二見	二見コミセン	0基	鏡	芝口農村公園	0基
太田郷	新八代駅がめさん公園	0基	千丁	千丁支所	0基	東陽	東陽コミセン（スポセン）	0基
太田郷	東中洲児童公園	0基	千丁	千丁コミセン	0基		八代港	0基
太田郷	井上児童公園	0基	鏡	鏡支所	0基		計	10基

■トイレカー等設置状況

地区	配置箇所	台数	配置内容	地区	配置箇所	台数	配置内容
代陽	代陽コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡支所	2台	コンテナトイレ
代陽	第一中学校	0台	トイレカー	鏡	鏡支所	0台	トイレカー
代陽	がらっぱ広場	0台	トレーラートイレ	鏡	鏡コミセン	0台	トイレカー
太田郷	太田郷コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡体育館	0台	トイレカー
太田郷	第二中学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	0台	トイレカー
植柳	植柳小学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	0台	トレーラートイレ
松高	松高コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡中学校	0台	トイレカー
八千把	第四中学校	0台	トレーラートイレ	鏡	文政小学校	0台	トイレカー
金剛	金剛コミセン	0台	トイレカー	鏡	有佐小学校	0台	トイレカー
昭和	昭和コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡ヶ池公園	0台	トイレカー
宮地	宮地小学校	0台	コンテナトイレ		エコエイト	0台	トイレカー
日奈久	日奈久小学校	0台	コンテナトイレ	麦島	麦島コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁支所	0台	コンテナトイレ	宮地	宮地コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	0台	トイレカー	龍峯	龍峯コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	0台	コンテナトイレ	計		2台	

災害廃棄物処理受入量及び計画量

〇定義

片付けごみにおける搬入車両1台当たりのごみ積載量は、推計値として、令和8年8月の処理実績（水処理センター、鏡支所の実績）の重量を当該仮置場での受入台数で割った0.163tを1台当たりのごみ積載量とする。

公費解体においては、実際搬入に用いられている車両は4トン車が多いため、1台当たりのごみ積載量を4tとする。

計画量については、環境省が参考（基礎数値）として用いている最終処理推計量（合計）を基に、平成28年熊本地震の実績及び環境省の資料により算出した割合（片づけごみ：公費解体＝1：9）により、それぞれの計画量を試算した。

〇月別受入量・計画進捗率

9月末現在

	8月			9月			受入量合計			計画量(t)（最終処理推計量）	進捗率（%）
	台数(台)		重量(t)	台数(台)		重量(t)	台数(台)		重量(t)		
	片付け	解体		片付け	解体		片付け	解体			
水処理センター	13,010	-	2,090	13,215	-	2,154	26,225	-	4,244		
鏡支所	7,459	-	1,254	8,044	-	1,311	15,503	-	2,565		
北新地グラウンド	671	-	107	5,871	-	957	6,542	-	1,064		
片付けごみ計	21,140	-	3,451	27,130	-	4,422	48,270	-	7,873	12,032	65.4%
公費解体計（市球技場等）	-	87	348	-	1,735	6,940	-	1,822	7,288	108,292	6.7%
合計	21,140	87	3,799	27,130	1,735	11,362	48,270	1,822	15,161	120,324	12.6%

公費解体・自費解体の申請・発注・完了状況（校区ごと） ★

令和8年10月28日(水)17:00時点

[件]

	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見	坂本町	千丁町	鏡町	東陽町	泉町	合計
申請等件数合計（①+②+③）	55	23	155	17	10	6	38	39	6	3	1	26	34	11	11	3	91	242	1	0	772
緊急公費解体																					
対象件数…①	29	6	49	2	3	1	9	9	1	1	0	4	5	0	0	0	17	59	0	0	195
発注件数	30	6	40	2	3	0	8	7	1	1	0	4	3	0	0	0	16	53	0	0	174
完了件数	8	5	22	1	1	0	3	1	1	0	0	3	2	0	0	0	12	27	0	0	86
公費解体																					
申請件数…②	25	16	105	14	7	5	29	30	5	2	1	21	29	11	11	3	71	181	1	0	567
発注件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
完了件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自費解体																					
事前相談件数	5	1	22	4	0	0	11	5	3	1	0	3	2	2	0	0	12	40	0	0	111
申請件数…③	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	0	10
完了（償還）件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【健康福祉対策部】

令和8年10月30日（金）12:00時点

被害状況

福祉施設・医療機関等の被害状況、実施状況

	被害状況	主な被害内容・実施状況
高齢者施設等	被害あり　174事業所中 人的被害　68事業所 物的被害　161事業所（重大52、軽微109）	・断水、壁や床のひび割れ、キャビネット等物品の倒壊など多数 ・重大な被害のあった施設　7施設（外壁ひび割れ、ひずみ、傾き、水漏れ、敷地内の液状化現象、地割れ）
障がい者福祉施設等	被害あり　34事業所中 人的被害　12事業所 物的被害　19事業所（物的軽微）　80万円以下 物的被害　6事業所（物的重大な被害）　80万円超	・断水、壁や床のひび割れ、器具・機器等の破損あり ・重大な被害のあった施設　6施設（建物基礎の割れ、事務室、居宅棟の床の歪み、ひび割れ）
児童福祉施設等	公立保育園（6園）　被害あり　5園 私立保育園（43園）　被害あり　32園 認定こども園（5園）　被害あり　5園 放課後児童クラブ（37クラブ）　被害あり　14クラブ 子育て支援センター（6カ所）　被害あり　1か所 こどもプラザ（2カ所）　被害あり　1か所 病児・病後児保育施設（3カ所）　被害あり　1カ所	・保育園各園に、外壁、室内の壁等へ亀裂、冷蔵庫等の機器の破損、備品の倒壊などあり 実施状況　・保育施設　全園（54園）実施 ・放課後児童クラブ　全クラブ（37クラブ）実施 ・子育て支援センター　全施設（6施設）実施 ・こどもプラザ　1施設実施　（1施設再開未定） ・病児・病後児保育施設　全施設（3施設）実施
医療機関等	被害あり　83機関	診療状況　医療機関（100機関）、歯科医療機関（55機関） 薬局（68機関）　すべて診療等実施

現在の対応状況　施設、事業所のライフライン等の状況を随時確認し、状況に応じた支援を実施

【給水支援】　給水対策部からの給水支援

【入浴等支援】　民間事業者による支援（危機管理教育研究所：福祉施設への入浴支援、（一社）能登乃國百年之計：入浴・洗濯等支援）

【人的支援】　介護職員等派遣（県）にて対応

【施設復旧】　社会福祉施設等災害復旧補助金活用にて対応

【在宅被災者等への健康支援の状況と今後の対応】

・健康相談、要支援世帯等の連絡への対応　保健師や医療・福祉支援チームが随時、訪問支援

・訪問支援（健康状態・生活環境等の確認）

対象		確認調査数	実施機関・団体	状況・対応
高齢者	85歳以上の高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯 （介護サービスなし）	2,268人	・保健師（他自治体等から応援協力）【※1】 ・地域包括支援センター ・熊本県被災高齢者等把握事業（日本介護支援専門員協会）	訪問調査済 ・支援が必要な方へ継続支援 ・避難所退所者の支援
	75～84歳の高齢者単身世帯 （介護サービスなし）	3,674人		
	65歳以上の高齢者 ※地域包括支援センター等対応	1,779人		地域包括支援センター対応継続
	高齢者の見守り活動	―	・セブンイレブン、ユウベル（株）、（株）西田、生活協同組合くまもと、郵便局（包括連携）	お届けサービス等を通じた高齢者の見守り、異変確認時の連絡等
障がい者	重度心身障がい児・者 医療的ケア児	101人	・熊本県被災障がい者把握事業（熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会）	訪問調査済 ・支援が必要な方へ継続支援
	在宅の障がい者・児（相談支援、物資支援等）	―	・基幹相談支援センターアクロス ・相談支援事業所 ・熊本地震被災地障害者センター（活動拠点：とら太の会）	・支援継続

対象		調査数	実施機関・団体	状況・対応
避難行動要支援者	60～64歳の単身世帯 （福祉サービスなし）	79人	・熊本県被災障がい者把握事業（熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会）	訪問調査済 ・支援が必要な方へ継続支援
	65～84歳の高齢者単身世帯 74歳以下の高齢者世帯、その他の世帯 （福祉サービスなし）	343人	・DWAT（災害派遣福祉チーム）	訪問調査済
	20～84歳の単身世帯（福祉サービスなし）	約700人	・市政協力員・民生委員による安否確認のみ	確認済
車中泊避難者	車中泊可能な公園（33か所）、ゆめタウン八代、県営八代運動公園、二中避難所の計36か所	2か所 4世帯9人	・保健師による巡回確認（8月4日）	健康状態確認、エコノミークラス症候群、熱中症対策の注意喚起
	夜間巡回により車中泊避難者に対し声かけ、エコノミークラス症候群、熱中症対策などをまとめたチラシを配布	ー	・警察による巡回	支援継続
	住宅課からの情報提供（8/21時点）による車中泊避難継続中の世帯確認	9世帯	・日赤による訪問支援（8月24日）	健康状態確認、エコノミークラス症候群、熱中症対策の注意喚起
市　民	スマートフォン等による健康状態の調査を実施	回答数 1,865世帯	・市 【※2】	健康状態に心配がある方に電話や訪問により対応

【※1】保健師等による高齢者世帯等への訪問支援実績

《1巡目》8月5日～30日（26日間）　※訪問人数には、高齢者世帯と同居の家族（高齢者以外）の人数も含みます。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在（ポスティング）	要支援者
75歳以上の高齢者単身世帯 85歳以上の高齢者のみ世帯	5,428人	3,721人	1,500人	146人

《2巡目》8月27日～9月16日（21日間）　※対象世帯への1巡目の訪問が完了したことから、8月27日より1巡目における要支援者、慢性疾患や不眠、食欲不振を訴えられた方、不在者を中心に訪問を開始。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在（ポスティング）	要支援者
1巡目の要支援者（146人）	146人	146人	0人	51人
1巡目の不在者（1，500人）	1,500人	786人	714人	60人

《避難所退所者》 9月16～17日　避難所の集約に合わせて退所された75歳以上の高齢者66人を訪問し、健康状態等の確認（完了）

《3巡目》 10月7日～　2巡目の不在者（714人）等を訪問支援　　熊本県被災高齢者等把握事業（熊本県介護支援専門員協会）により実施

対象	訪問人数	健康状態確認	不在（ポスティング）	要支援者
2巡目の不在者（714人）	496人	320人	176人	6人

《2巡目の要支援者（111人）の支援状況》　※要支援者については、継続して支援を行う

対象	訪問人数	健康状態確認	不在	要支援者
2巡目の要支援者（111人）	111人	85人	0人	26人

【※2】市民に対する健康支援

・全市民に対し、健康状態等の把握を8月17日から実施　（スマートフォン等による回答）
・避難所避難者、在宅避難者（訪問支援時）に配付　・市ホームページ、SNS等で周知
　健康調査回答　1,865件（世帯）
　　うち世帯員に健康状態の気になる方がおり、相談を希望する世帯　341件（18.3%）
　　健康状態が気になる方には電話や訪問にて対応　341件



【避難所における健康支援】

(1)健康・医療・衛生支援

健康、医療支援	・医療・保健・福祉支援チームによる巡回支援活動を継続 ・八代市医師会、八代郡市医師会による避難所巡回等による健康支援活動及び医療的支援について連携・協力 ・市保健師及び他自治体から保健師チーム応援協力による巡回支援 ・ジャパンハートによる避難所の健康支援(鏡コミュニティセンターほか)
福祉、衛生支援など	・DWATによる環境整備、福祉ニーズにかかる個別支援等を実施 ・JDAT、八代歯科医師会、八代歯科衛生士会の歯科チームによる巡回支援・口腔体操を実施 ・派遣栄養士チームによる巡回支援(食環境整備、要配慮者への個別対応)を継続 (9/20現在:延べ254回実施) ※9/18 避難所栄養調査実施 ・JRATによる生活不活発病予防のための環境整備、体操を実施
感染対策	・避難所運営、巡回支援等による感染対策 (感染症患者が発生した場合) ・八代保健所へ報告、相談 ・地域の中核病院(熊本総合病院・熊本労災病院)による支援

(2)福祉避難所の要配慮避難者の受入れ

受入施設: 保寿寮、康和苑、キャッスル麦島、希望、熊本めぐみの園

現在の状況: 9人 (要配慮者7人 、介助者2人)

【熊本県による医療・保健・福祉の支援活動】

・八代保健所により「 八代地域保健医療福祉連絡会 」 設置予定 (地域の関係機関を中心に、中長期的な課題を共有し、相互の連携を図る)

・「 熊本こころのケアセンター 」を熊本大学病院内に10月15日開設 (被災者及び支援者の心のケアを中長期的に支援)
被災者への相談支援、支援者への支援、人材育成、普及啓発など

・「熊本県復興リハビリテーションセンター」を設置予定 (被災者の生活が不活発になることの予防や孤立防止に向けた支援)

【被災者の健康支援等における取組】

・八代市支え合いセンターにおいて、建設型応急住宅、みなし仮設住宅、在宅被災者に対し、生活再建に向けた総合的な支援を行う。
・避難所おいては、保健師等の巡回による健康支援を行うとともに、関係部署等が連携し生活再建に向けた支援を行う。

【在宅被災者】
高齢者・障がい者等の要配慮者等を
これまでの訪問支援等で状況把握

支援が必要な方

【避難所避難者】
・市保健師、応援保健師チームによる
健康支援（巡回支援）
・市医師会、郡市医師会による健康支援
・福祉支援チーム（DWAT等）による支援
・避難所対策ミーティングの開催

出口支援

個別に対応

【市民】
スマートフォンによる健康状態調査

世帯員に健康状態の気になる方
がおり、相談を希望する世帯

支援が必要な在宅被災者

みなし仮設住宅 建設型応急住宅

自宅

電話・訪問等により対応
支援が必要な方には継続支援

総合的な被災者支援、生活再建支援

健康支援・生活支援

【八代市地域支え合いセンター】 10月15日開設
（運営：八代市社会福祉協議会）

生活支援相談員等による被災者の見守り、巡回訪問などを通じて、各種専門機関等と連携して、生活再建と自立を支援する

・総合相談受付、アウトリーチによる課題発見
・訪問活動等による生活状況確認、見守り活動
・健康づくり支援、サロン活動の実施
・コミュニティづくりのコーディネート

連携
つなぎ

【庁内の関係部署】
・健康推進課
・高齢者支援課
・介護保険課
・障がい者支援課
・生活援護課
・こども家庭支援課
・こども未来課
・住宅課　など

連携
つなぎ

【機関・団体】（専門機関等）
・地域包括支援センター
・相談支援事業所
・福祉サービス事業所
・民生委員児童委員　など

【被災者支援制度・事業】

〈被災者の生活支援〉

（1）こどもの居場所の設置（学校再開により8月27日終了）

セーブ・ザ・チルドレンの協力により、こどもの居場所を設置
実施期間：8月12日から8月27日まで12日間 （夏休み期間中、平日のみ） 9時～16時
場所：昭和小学校体育館　　送迎バス運行（トヨオカ地建アリーナ⇔昭和小学校）
利用児童：4歳～小学生6年生 のべ239人

（2）公衆浴場の無料入浴支援（県事業）

市内施設：5施設 日奈久温泉センター ばんぺい湯、坂本憩いの家 元湯、東陽交流センター せせらぎ、
さかもと温泉センター クレオン、八代温泉 さくらの湯
市外施設：13施設（10月29日現在）

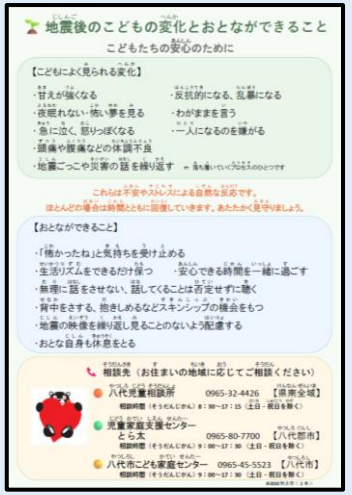
（3）ホテル等避難（県事業）

8月3日より、被災しホテル等への避難を希望する方が対象（県申込フォームより申請）、コールセンター開設
実績：415世帯 831人（うち利用中:143世帯 260人）（八代市分 10月29日現在）
八代市内のホテル等利用中 100世帯 195人

ホテル等避難者の健康状態は、県コールセンターで確認し、市へ情報提供後、対応
今後の生活再建、支援情報の提供については、市から電話確認

（4）災害時における子どもたちの心のケアに関するチラシの配布

・こどもたちが安心して生活を送るため「地震後のこどもの変化におとながができること」の
チラシにより、子どもの心のケアと相談窓口を案内
・幼稚園、保育所、小・中・支援学校を通して、児童、生徒のいる家庭に対し配付


地震後のこどもの変化とおとながができること
こどもたちの安心のために
【こどもによく見られる変化】
・甘えが強くなる
・反抗的になる、乱暴になる
・夜眠れない・怖い夢を見る
・わがままを言う
・急に泣く、怒りっぽくなる
・一人になるのを嫌がる
・頭痛や腹痛などの体調不良
・地震ごっこや災害の話を繰り返す
これらは不安やストレスによる自然な反応です。
ほとんどの場合は時間とともに回復していきます。あたたかく見守りましょう。
【おとなができること】
・「怖かったね」と気持ちを受け止める
・生活リズムをできるだけ保つ
・安心できる時間を一緒に過ごす
・無理に話をさせない、話してくることは否定せずに聴く
・背中をさする、抱きしめるなどスキンシップの機会をもつ
・地震の映像を繰り返し見ることのないよう配慮する
・おとな自身も休息をとる
相談先（お住まいの地域に応じてご相談ください）
八代児童相談所 0965-32-4426 【県南全域】
児童家庭支援センター とら太 0965-80-7700 【八代郡市】
八代市こども家庭センター 0965-45-5523 【八代市】

〈支援金の給付・貸付〉

（5）災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給

【災害弔慰金】

令和8年熊本地震により亡くなられた方（災害関連死を含む）の遺族に対し弔慰金を支給

対象者	支給額
死亡者が世帯の生計維持者の場合	500万円
その他の場合	250万円

【災害障がい見舞金】

令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給

対象者	支給額
障がいを負った方が世帯の生計維持者の場合	250万円
その他の場合	125万円

【災害見舞金（重傷者）】

地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1か月以上の入院治療を要する方に支給

対象者	支給額
世帯で1人の場合	3万円
同一世帯内で2人以上の場合	5万円

（6）被災者生活再建支援金の支給

申請件数：基礎支援金：758件【全壊：700件　（複数世帯：402件　単数世帯：298件）】
【大規模半壊：57件（複数世帯：　35件　単数世帯：　22件）】
【半壊解体世帯：1件　（複数世帯：　0件　単数世帯：　1件）】
加算支援金：　51件【全壊：38件　大規模半壊：5件　中規模半壊：8件】

・被災され居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援
・本市で受付・確認後、（公財）都道府県センターへ送付、センターにおいて審査後、支給

【対象世帯】
① 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

【支援金の内容】
・基礎支援金：　住宅の被害程度に応じて支給する支援金　　・加算支援金：　住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【支給額】

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額
複数世帯（被災時世帯の人数が2人以上）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	１００万円	建設・購入	２００万円	３００万円
			補修	１００万円	２００万円
			賃借	５０万円	１５０万円
	大規模半壊世帯	５０万円	建設・購入	２００万円	２５０万円
			補修	１００万円	１５０万円
			賃借	５０万円	１００万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	１００万円	１００万円
			補修	５０万円	５０万円
			賃借	２５万円	２５万円

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額
単数世帯（被災時世帯の人数が１人）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	７５万円	建設・購入	１５０万円	２２５万円
			補修	７５万円	１５０万円
			賃借	３７.５万円	１１２.５万円
	大規模半壊世帯	３７.５万円	建設・購入	１５０万円	１８７.５万円
			補修	７５万円	１１２.５万円
			賃借	３７.５万円	７５万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	７５万円	７５万円
			補修	３７.５万円	３７.５万円
			賃借	１８.７５万円	１８.７５万円

（7）災害援護資金の貸付　申請件数：54件

災害により、負傷または住居・家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金を貸付
※世帯人員ごとの前年の総所得金額が、一定の範囲内ある世帯が対象

【貸付限度額】

区　分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合
家財や住居に損害がない	—	150万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)※1	270万円 (350万円)※1
住居の全壊	250万円 (350万円)※1	350万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別の事情がある場合は（　）内の額

【利率】　年1%（保証人ある場合及び据置期間中は無利子）
【据置期間】　3年（特別の場合5年）　【償還期間】10年（据置期間を含む）　【償還方法】元利均等償還
【申請期限】　11月2日(月)　※2月1日(月)までに申請期限を延長

〈医療・福祉サービス〉

（8）医療機関等への受診　　※令和9年2月末まで実施予定（期間延長）

・マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証、介護保険証がなくても、医療機関等の受診や介護サービスの利用が可能 （氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申出）
・公費負担医療（指定難病、自立支援医療など）： 緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診可能
・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、医療保険の窓口負担や介護サービスの利用料の支払いが不要 （該当者は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口で申告）

（9）障害福祉サービス等の利用料の免除など

・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、利用料が免除
　障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、短期入所 等）、障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援 等）
・利用している障害福祉サービス等事業所へ申告

（10）障害児通所支援の取扱い

・定員を超過して被災障がい者等を受け入れた場合も、定員超過利用減算を適用しない取り扱いが可能
・受給者証の支給量の範囲内であれば、利用日や利用回数は保護者との十分な協議の上、事業所の判断で柔軟に調整

〈その他〉

（11）ボランティアの無料入浴

9月14日より、八代市内においてボランティア活動行う個人・団体に対し、公衆浴場を無料開放
実施場所： 東陽交流センター せせらぎ 、さかもと温泉センター クレオン 、坂本憩いの家 元湯
無料入浴券の配布場所： 八代市災害ボランティアセンター、市健康福祉政策課（本庁舎2階）

（12）災害義援金　受付開始：7月31日

・実績（10月30日12時現在）　個人 2,473件　法人・団体 523件　合計 520,786,379円

・熊本県より第1次配分　八代市への配分　16億6990万円
・10月14日　八代市災害義援金品配分委員会を開催（第1次配分基準と支給方法を審査）

【第1次配分】・9月16日までにり災証明の交付を受けた世帯
・10月28日から　住家被害対象世帯へ通知発送、人的被害対象者の申請受付
・11月以降に順次支給

第1次配分の対象と支給額

被害区分		対象数（9月16日時点）	【市】配分額	【県】配分額	【計】支給額	（参考）配分率
人的被害	死亡・行方不明	19件	10万円	100万円	110万円	1.0
	重傷	0件	1万円	10万円	11万円	0.1
住家被害	全壊	750件	10万円	100万円	110万円	1.0
	大規模半壊	93件	7万5千円	75万円	82万5千円	0.75
	中規模半壊	207件	5万円	50万円	55万円	0.5
	半壊	515件	3万円	30万円	33万円	0.3
	準半壊	887件	1万円	10万円	11万円	0.1
	一部損壊	9,690件	5千円	5万円	5万5千円	0.05
合計		12,161件				

【市】第1次配分見込総額　166,995,000円（全体の約36%の配分）　※配分率は10月14日時点
【県】第1次配分見込総額　1,669,950,000円（全体の約32%の配分）

※9月17日以降にり災証明書の交付を受けた世帯には、県の第2次配分があり次第、支給予定

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【経済文化交流対策班】

令和8年10月30日（金）16：00時点

1　被害状況

（１）公共施設

【勤労者向け施設（ 4施設）】被災無：0施設　被災有： 4施設（被害額　2施設：971千円[10月30日現在]）
安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。
【観　光　施　設（24施設）】被災無：7施設　被災有：17施設（被害額　7施設：79,228千円[10月30日現在]）
安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。
【文　化　施　設（ 2施設）】被災無：0施設　被災有： 2施設
安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。
【スポーツ施設　（24施設）】被災無：6施設　被災有：18施設（被害額　9施設：261,576千円[8月19日現在]）
安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

（２）文化財施設　被害件数：63件　被害総額：30,682,400千円[10月5日現在]
【八代城跡】（被害額　15,000,000千円）　【松 浜 軒】（被害額　7,000,000千円）
【妙 見 宮】（被害額　3,000,000千円）　【そ の 他】（被害額　5,682,400千円）

（３）商工業事業者　被害事業者数：2,019事業者　被害総額：29,819,010千円[9月16日現在]
【八代商工会議所】（被害額　1,554事業者：　22,443,350千円）
【八代商工会　　】（被害額　　465事業者：　7,375,660千円）

2　今後の対応

（１）公共施設
１．被害状況の把握：専門業者及び職員により、順次施設の安全点検を実施いたします。
２．利用の再開　　：点検の結果、安全が確保された施設につきましては、準備が整い次第、順次利用を再開いたします。
３．被害施設の復旧：復旧が必要と判断された施設につきましては、安全が確保されるまで、引き続き利用を停止いたします。
４．施設の再開　　：各施設の利用再開については、決まり次第、本市ホームページ及びSNS等にて随時周知いたします。

（２）文化財施設
１．被害状況の把握：指定文化財の被害状況調査完了（指定文化財[260件]　被災なし：199件　被災あり：61件）

（３）商工業事業者
１．被害状況の把握：八代商工会議所　被害状況調査完了（対象事業者数[1,810事業者]　被災なし：256事業者　被災あり：1,554事業者）
八代商工会　　被害状況調査完了（対象事業者数[　612事業者]　被災なし：147事業者　被災あり：　465事業者）

経済文化交流部所管施設
（位置図）



★銚体育館
★銚文化センター
★千丁東グラウンド
★千丁体育館
八代市テニスコート★
総合体育館
弓道場
市民プール
★東陽スポーツセンター
東陽運動公園
★泉運動広場
★河俣山村広場
八代市観光物産案内所
アウトドアステーションやつしろ
松中信彦ミュージアム
八代よかとこ物産館
サンライフ八代★
お祭りでんでん館★
ハーモニーホール★
婦人の家★
職業訓練校★
八代市
観光案内所★
★遥拝八の字広場
日奈久温泉センターばんぺいゆ
東湯
日奈久観光交流施設ゆめ倉庫
おりや★
百済来スポーツセンター★


サンライフ被災状況（１）


サンライフ被災状況（２）


観光物産案内所（新八代駅）
被災状況



観光案内所（八代駅）
被災状況


でんでん館
被災状況

令和六年二月

熊本県 県南広域本部 土木部

令和８年１０月３０日 15:00

経済文化交流対策部　報告資料

１　支援物資取り扱い

・食料・水・生活必需品・その他避難所運営に必要とされる資機材
　→　HP による募集を中止
・避難所における必要物資の電子申請化（ゲンサイクロスの活用）
・物資対応職員の設置
・物資受け入れ拠点
　→　熊本交通運輸㈱鏡町倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
　→　㈱MATSUKI 郡築倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
　→　㈱MATSUKI 郡築倉庫の運用に伴いトヨオカ地建アリーナ（大アリーナ）の配送拠点は廃止
・物資配送業務の委託
　→　支援物資の配送を包括連携協定事業者に委託。

２　イベントについて

・第５９回八代くま川祭り（7/31・8/1）
→　イベント中止
・第３９回やつしろ全国花火競技大会（10/17）
→　大会中止
・西日本大学ソフトボール選手権大会（8/10～8/13）
→　大会中止
・八代市文化祭（9/8～11/1）
→　イベント中止
・第８１回熊本県民スポーツ大会（9/5～11/22 の間での延べ 14 日間）
→　参加辞退
・第２１回八代市民体育大会
→　大会中止
・第３6 回みなと八代フェスティバル 2026（10/4）
→　イベント中止
・令和８年妙見祭及び関連行事
→　中止とする行事
　1）神幸行列（11/22 お下り・11/23 お上り）
　2）御夜（前夜祭）
　3）ちびっこ妙見祭
　4）ユネスコ無形文化遺産登録 10 周年記念事業
※神事の一部及び代替行事の実施については、今後の復旧状況を見極めながら慎重に検討を進めていく。

３　経済文化交流部所管施設の再開について

（観光施設）
１）日奈久温泉センター「ばんぺい湯」（8/4 再開済）
２）八代よかとこ物産館（8/3 再開済）
３）八代市観光物産案内所（9/18 再開済）
（勤労者施設）
１）八代高等職業訓練校（8/31 再開済）
２）八代市働く婦人の家（10/1 再開済）
３）サンライフ八代（10/1 再開済）
（文化施設）
１）鏡文化センター（10/1 再開済）

２）お祭りでんでん館（11/3 再開予定）※展示棟のみ
（スポーツ施設）
１）河俣山村広場（9/7 再開済）
２）泉運動広場（9/7 再開済）
３）八代市テニスコート（10/1 再開済）
４）八代市弓道場（10/1 再開済）
５）八代市千丁体育館（10/1 再開済）
６）八代市千丁テニスコート（10/1 再開）
７）八代市千丁東グランド（10/1 再開済）
８）八代市千丁西グランド[一部トイレ使用不可]（10/1 再開済）
９）八代市鏡テニスコート[ナイター使用不可]（10/1 再開済）
10）八代市東陽スポーツセンター[ステージ使用不可]（10/1 再開済）
11）八代市東陽運動公園（10/1 再開済）

＜休止施設＞
・勤労者施設（桜十字ホールやつしろ）
・観光施設（八代市観光案内所他 7 施設）
・文化施設（お祭りでんでん館）
・スポーツ施設（トヨオカ地建アリーナ他１１施設）

4　八代港の状況について
・熊本県第 10 回災害対策本部会議資料より
被害状況
コンテナターミナルにおいて、ガントリークレーン損傷、レールの曲がり、ヤードの液状化が発生。くまモンポートなど外港地区全体において、岸壁エプロンの亀裂、ふ頭用地沈下等が発生。その他大島地区臨港道路の液状化、内港地区の岸壁亀裂等が発生。
・八代港外港地区において、穀物運搬船の利用再開（8/12 現在）及び貨物船の利用再開（8/17 現在）
・八代港国際コンテナ定期航路運航及び再開状況（報道情報をもとに整理[10/23 15:00 現在]）
→　台湾航路：11/30 航路再開予定（愛媛オーシャンライン）
→　韓国航路：11/5 航路再開予定（シノコー成本）
→　韓国航路：博多港を八代港の代替港として運用（高麗海運）
→　神戸航路：10/26 航路再開（井本商運）
・八代港復旧設計方針が示される。

5　ふるさと納税の状況について

（10/30　8:30 現在）

	単位	今回寄附額	前回寄附額	累　計　額
１）災　害　支　援				
ふるさと納税 災害支援サイト	13 サイト	2,308,500 円	420,864,755 円	423,173,255 円
寄附代理受付 自治体	104 自治体	35,000 円	232,774,554 円	232,809,554 円
企業版ふるさと 納税支援サイト	219 企業	2,784,000 円	440,423,000 円	443,207,000 円
２）企　業　支　援				
日本製紙八代工場 支援ＣＦ	－	3,178,500 円	135,449,555 円	138,628,055 円
市内事業者支援	－	29,100,400 円	1,634,180,709 円	1,663,281,109 円

3）文　化　財　支　援				
文化財復興プロジェクトＣＦ	－	575,500 円	37,148,968 円	37,724,468 円

［報道資料］
八代妙見祭保存振興会

八代妙見祭「復興祈願行事」 概要

今年の八代妙見祭及びユネスコ登録10周年の記念事業を含む関連行事につきましては、7月に発生した熊本地震による被災状況や安全面を考慮し、中止という苦渋の決断をいたしたところでございます。
発災以降、関係機関のご尽力により、一歩ずつではありますがインフラや地域の復旧は進みつつあるものの、市民の皆様におかれましては、今なお不安と不便な環境の中、心身ともに深い疲労を抱えながらの生活を強いられておられます。
しかしながら、このような困難な時期だからこそ、地域の復興を祈り、市民の皆様が少しでも笑顔を取り戻して前を向く契機としたい、また、長年受け継がれてきた伝統文化の灯を絶やすことなく次世代へ継承したいという強い思いから、八代妙見祭の代替として以下のとおり復興祈願行事を執り行う運びとなりました。

1. 復興祈願ライトアップ　～八代城跡の石垣に灯す、心をひとつに復興へのさきがけ～

目 的

不安な日々を送る市民の皆様へのお見舞いと、前を向くきっかけとなるよう、八代の象徴である八代城跡から「希望の灯り」を届けます。

【投影期間・時間】
令和８年11月1日(日)～12月1日(火) 17時30分～21時
（八代妙見祭の祭礼期間）
【投影場所】 八代城跡 西面石垣(お祭りでんでん館側)
【表示内容】 復興に向けた文字メッセージ(静止画)
【主催】 八代妙見祭保存振興会



（イメージ）

2. 復興祈願行事　～復興へ心ひとつ～ 2DAYS

詳細は別添チラシのとおり

日頃の八代妙見祭へ感謝の気持ちを込めて、震災からの復興を願い、市民の心を一つにつなげる特別な2日間とします。

① 第1日目 「復興祈願でんでん祭 ～つなごう笑顔、八代の絆～」

目 的

市民の皆様が笑顔になれる賑わいの場を創出するとともに、八代妙見祭をはじめ、震災により発表の機会を失った地域の民俗芸能等に披露の場を設け、伝統文化の継承を図りながら、地域への愛着と安らぎを醸成し、明日への活力と復興への絆を深めます。

【日時】 令和8年11月22日(日) 9時～17時30分
【会場】 お祭りでんでん館
【主催】 八代妙見祭保存振興会・八代市民俗文化財保存連合会・八代市
【主管】 復興祈願でんでん祭実行委員会
【主な内容】
市内民俗芸能の披露、市外民俗団体の応援公演、妙見祭体験コーナー、笠鉾公開組立、
復興マルシェ など

② 第2日目 「復興祈願妙見奉納祭 ～未来への祈り～」

目 的

八代妙見祭の本祭当日にあたり、八代神社(妙見宮)に集い、復興を厳かに祈願するとともに、来年への確かな歩みへとつなげる日とします。また、地域の皆様と子どもたちが笑顔で楽しめる空間を創り、八代神社と八代妙見祭への親しみと愛着を深めることで、その歴史文化を次世代へと継承していく契機とします。

【日時】 令和8年11月23日(月・祝) 11時～17時30分
【会場】 八代神社境内
【主催】 八代妙見祭保存振興会・八代神社
【主管】 復興祈願妙見奉納祭実行委員会
【主な内容】
復興祈願祭(神事)、妙見祭出し物奉納(獅子舞、亀蛇の演舞)、市外民俗団体の応援披露、
復興祈願スカイランタン、妙見マルシェ など

問合わせ先	■ 復興祈願行事に関すること ： 八代妙見祭保存振興会 TEL070-5819-8246 ■ 神事に関すること ： 八代神社 TEL0965-32-5350

※今後の余震の発生状況や天候等により、内容等を変更又は実施を中止する場合があります。









八代妙見祭復興祈願行事

復興祈願 でんでん祭

～つなごう笑顔、八代の絆～





開催日時 令和8年11月22日(日) 9:00～17:30

場　所 八代市民俗伝統芸能伝承館「お祭りでんでん館」

会場に駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

ステージ

11：00～

オープニング
・秀岳館高校　雅太鼓

市内伝統芸能
・砥原子ども会おざや名所
・二見雨乞い踊り
・植柳盆踊り
・八代三中箏曲部

妙見祭出し物
・子供獅子
・木馬
・笠鉾
・亀蛇（親子ガメ）

＼市外から復興応援／
市外伝統芸能
・長崎龍踊り
・天草ハイヤ節
・山鹿灯籠踊り

※出演順不同

芝生広場テント他

ホイホイ体験としめ縄作り
10：00～
しめ縄に願いごとやメッセージをつけて、ひもで飾ります。
※しめ縄作りは11：30まで

オリガメを作ろう
10：00～



清流高校生が制作！
妙見祭カルタで遊ぼう
10：00～

妙見○× クイズ大会
豪華景品をゲットしよう!!

展示棟

笠鉾菊慈童公開組立（解説あり）
9：00～12：00

木馬体験
9：00～10：30
木馬に入って記念撮影しよう！

獅子舞体験
10：30～12：00
楽器をたたいたり、
獅子頭を持ったりしよう！

妙見クイズ
妙見パズル


でんでん丸


お祭り博士

でんでんマルシェ

熊本の美味しいものが大集合！




八代三中箏曲部


秀岳館高校雅太鼓


植柳盆踊り


二見雨乞い踊り


砥原子ども会おざや名所

＜主催＞八代妙見祭保存振興会・八代市民俗文化財保存連合会・八代市　＜問合せ＞復興祈願でんでん祭実行委員会　TEL070-5819-8246

㊐

令和8年

11月23日(月・祝)

11:00～17:30

復興祈願 妙見奉納祭

～未来への祈り～



場　所

八代神社(妙見宮)境内



復興への願いをみんなで灯そう 参加者募集！

●受付場所 八代神社境内　●募集数 当日先着50基限定

●参加費 1基1,000円

安全のため、火気を使用しないランタンを使用します。

【スケジュール】

14：00 ～ 参加申込の受付開始・メッセージ書き
16：00　受付締切(募集数に達し次第終了)
17：00　参加者集合・整列
17：15　一斉打ち上げ(リリース)
17：30　ランタン回収・参加者へプレゼント

駐車場

宮地小グラウンド／市立病院跡地
(熊本総合病院附属クリニック横)

※雨天等により、駐車場をご利用できない場合があります。公共交通機関でのご来場にご協力ください。

・復興祈願祭(神事)

八代神社の早期復興と地域の安寧を願い、八代妙見祭の奉納団体代表者が一堂に会して行う特別な神事。

・出し物奉納(獅子舞・亀蛇)

・長崎龍踊りの特別演舞

鶴鳴高等学校による復興応援の特別演舞。


龍踊り

妙見マルシェ

飲食・ゲームなど

美味しいもの、子どもから大人まで楽しめるお店が集まります。



出店者情報・最新情報はこちら▶

時間	内容
11：00	復興祈願祭（神事）
11：30	獅子舞
12：30	亀蛇演舞
13：00	長崎龍踊り
17：15	復興祈願スカイランタン打ち上げ（リリース）
17：30	フィナーレ（ナイアガラ花火）


獅子


亀蛇

※今後の余震の発生状況や天候等により、内容の変更又は開催を中止する場合があります。

＜主催＞八代妙見祭保存振興会・八代神社　＜問合せ＞復興祈願妙見奉納祭実行委員会　TEL070-5819-8246

妙見祭公式ホームページ
https://myouken.com/

被災からの
再出発に向けて

仮設商店街
事業者向け説明会

令和８年熊本地震により被災した事業者の事業再開を支援するため、
鏡地域・日奈久地域での**「仮設商店街」**の整備を進めています。
つきましては、事業者の皆さまを対象に、説明会を開催します。

※本事業は、令和８年１２月補正予算の成立を前提として実施する予定です。



鏡地域

日時 令和８年 **11月12日(木)**
14時30分～16時00分

会場 **鏡文化センター 視聴覚室**
（八代市鏡町内田468-1）

対象 店舗等に被災を受けた
旧郡部地域 の事業者

日奈久地域

日時 令和８年 **11月13日(金)**
10時00分～11時30分

会場 **日奈久ゆめ倉庫**
（八代市日奈久上西町508-1）

対象 店舗等に被災を受けた
旧八代市地域 の事業者

説明会の主な内容

- 仮設商店街の整備概要
- 今後のスケジュール
- 質疑応答　など



説明者など

- 独立行政法人
  中小企業基盤整備機構
- 八代市役所 商工政策課



申し込み方法など

申込不要（当日、直接会場へお越しください。）

無料 **無料**

お問い合わせ 八代市 商工政策課 0965-33-8513

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【農林水産対策部】

令和8年10月30日（金）12：00 時点

1　被害状況

【農業振興課】

被害件数：１，０２２件（８月５日より調査を開始。なお、報告件数は今後の調査進捗により変動）実線囲み：報告対象 / 点線囲み：参考値（報告対象外）
被 害 額：８８．５億円（共同利用施設：１９．０億円、非共同利用施設：６９．５億円）

共同利用施設

・集出荷施設・・・・・・　２３件　　・機械器具・・・・・９件　　小計：３３件　　1,902,623千円
・処理加工施設・・・・・・・１件

非共同利用施設

（園芸施設）
・ハウスの傾き・・・・・・１３件
・ハウスの基礎割れ・・・１４９件
・ハウスの歪み・・・・・・２３件
・ハウスガラス割れ・・・・・２件
・液状化・・・・・・・・・２６件
・地盤沈下・・・・・・・・１１件

（園芸施設付帯設備）
・オイルタンク損壊・・・・１３件
・育苗ベンチ転倒・・・・・・２件

小計：２３９件　4,451,800千円

（小屋、納屋）
・倒壊・・・・・９０件
・半壊相当・・１１９件
・一部損壊・・１７６件

※いぐさ生産者の小屋の倒壊が多数

小計：３８５件 1,547,310千円

（鶏舎）
・一部損壊・・・・２件
（牛舎）
・一部損壊・・・・１件
小計：３件　8,000千円

（農業用機械）
・全損・・・・・８８件
・半壊・・・・１１６件
・一部損壊・・１４９件
・転倒・・・・・・８件

小計：３６１件 941,040千円

（農作物）
・梨落下・・１件

小計：１件　1,248千円

（参考）
・油漏れ事案・・１１件
（植柳、高田、昭和、千丁、鏡）

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【農林水産対策部】

令和8年10月30日（金）12：00 時点

1　被害状況

【農地整備課】
農地の地割れや畦畔の転倒及び雑石積崩壊
・農地　1,501か所　被害額 1,483,165千円
ため池・頭首工の損傷
・頭首工　5か所　被害額　80,000千円
用排水路の側壁転倒
・用水路　1,707か所　被害額 13,711,400千円
・排水路　1,415か所　被害額　5,638,950千円
農道の路面亀裂
・農道（橋梁含 352か所　被害額　646,977千円
樋門の開閉不能などの損傷
・農地保全施設　10か所　被害額　50,000千円
海岸施設のひび割れや段差
・海岸保全施設　505か所　被害額 12,222,000千円
排水機場内舗装、樋管の破損やポンプ不具合
・排水機場　25機場　71箇所　被害額 15,112,000千円
生活環境施設
・農村運動広場　2箇所　被害額 10,000千円

【水産林務課】
〇林業関係
・林道施設（落石、崩土等）　73件　21,000千円
・林産施設（施設内作業場 液状化）　18件　1,779,930千円
・作業道施設（崩土）　2件　500千円
〇水産業関係
・漁港施設（沈下、ひび割れ）　3件　671,000千円
・共同利用施設（沈下、ひび割れ）　2件　200,000千円
・養殖施設（施設損壊、養殖魚へい死）　2件　120,000千円

【農林水産政策課】
（支所管内）
・市有施設（建物）
八代市定住センター　屋根瓦、天井破損・落下　1件　20,665千円
・市有施設（農村公園）
新牟田一農村公園　グラウンド亀裂等　1件　300千円

八代市
YATSUSHIRO

【農林水産対策部】

2　今後の対応

【農林水産政策課・農業振興課】
・８月２７日に示された国の補助事業の実施準備
・９月２４日から「営農再開ワンストップ相談窓口」を開設
・災害復旧関連事業に係る要望受付会を開催
　期日:１０月１３日（火）～１０月１６日（金）
　場所:ＪＡやつしろ北部営農購買センター
　　※「営農再開ワンストップ相談窓口」でも受付中

【農地整備課】
・用水路　1,707か所中、応急対応済　幹線水路：　5か所
　支線水路：700か所
　営農に影響があるため用水路の応急対応を優先的に実施。

・排水路　1,415か所中、応急対応済　8カ所
　家屋が隣接する等の危険個所については実施済。

・排水機場
　北新地排水機場、昭和第二排水機場、三番割排水機場
　日奈久干拓排水機場
　⇒県・市において、大雨に備えた仮設ポンプを設置済。

【今後】
　災害復旧（補助）申請を10月26日から年内完了を予定。
　申請件数　2,924件

【水産林務課】
〇林業関係
・林道施設　73件中52件修繕完了
・林産施設　民間施設につき自己復旧（補助にて対応）
・作業道施設　修繕にて対応（業者に依頼中）
〇水産業関係
・漁港施設　大鞘漁港、二見漁港の2漁港は災害査定の準備中（コンサルタントに委託済）
　植柳漁港については修繕にて対応
・共同利用施設　（荷さばき施設）応急修繕にて対応
　被災度区分判定後に大規模改修、改築等を検討する　。
　応急修繕完了
　（増殖センター）漁協にて修繕実施。国の1/2補助のほかに県と市で1/10の上乗せ補助を行う。
・養殖施設　自己復旧

【農林水産政策課】
（支所管内）
・市有施設（八代市定住センター）　屋根の応急対策を実施
・市有施設（農村公園）　修繕にて対応

農林水産部所管　被害状況

区分	10/26現在（前回報告）			10/30現在		
	件数	被害額（千円）	完了件数	件数	被害額（千円）	完了件数
農作物	1	1,248	0	1	1,248	0
集出荷貯蔵施設	23			23		
処理加工施設	1	1,902,623	0	1	1,902,623	0
機械器具（共同）	9			9		
ハウス（非共同）	239	4,451,800	0	239	4,451,800	0
機械器具（非共同）	361	941,040	0	361	941,040	0
農舎	385	1,547,310	0	385	1,547,310	0
畜舎	3	8,000	0	3	8,000	0
市有施設（建物）	1	20,665	0	1	20,665	0
市有施設（農村公園）	3	10,300	0	3	10,300	0
農地（田）	1,462	1,413,065	0	1,462	1,413,065	0
農地（畑）	39	70,100	0	39	70,100	0
農道	352	646,977	0	352	646,977	0
用水路	1,707	13,711,400	0	1,707	13,711,400	0
頭首工	5	80,000	0	5	80,000	0
排水路	1,415	5,638,950	0	1,415	5,638,950	0
排水機場	71	15,112,000	0	71	15,112,000	0
海岸（排水樋門含む）	515	12,272,000	0	515	12,272,000	0
林道	73	21,000	52	73	21,000	52
林産施設（原木流通施設）	1	32,500	0	1	32,500	0
林産施設（木材加工施設）	17	1,747,430	0	17	1,747,430	0
作業道	2	500	0	2	500	0
漁港	3	671,000	0	3	671,000	0
漁業協同利用施設	2	200,000	0	2	200,000	0
養殖施設	2	120,000	0	2	120,000	0
計	6,692	60,619,908	52	6,692	60,619,908	52

避難所集約後の食料提供対応

農林水産対策部

市から要請し、夕食に炊き出しによる食料の提供を実施中。（11 月 1 日より夕食は弁当の提供）

提供食料	朝食・昼食	：	避難所集約前の食料（パックご飯、アルファ米、缶詰、カップ麺などの保存食） グリーンコープ様からの支援食料
	夕食	：	炊き出し（～10/31）　→　弁当（11/1～）

○食料提供対象者

・提供対象者

1　避難所の避難者

2　八代市に住民登録のある在宅等避難者

① 断水等により食料を調達しても調理することができない人
② 道路・交通事情等により小売店等へ行くことができない人
③ 自宅・避難場所周辺の小売店等が被災し利用できない。
④ 高齢・障がい・けが等により自分で食料を購入できない人
⑤ 乳幼児の養育等により、食料の購入に行くことが困難な人
⑥ 車両、公共交通機関等が使用できず、食料を購入することが困難な人
⑦ その他、災害の影響により自力で食料を確保することが困難な人

・適用開始日・提供方法

令和８年９月４日（金）～

左記対象者を掲示・周知し、対象者のみ提供

９月１１日（金）～

◆ 「在宅避難者支援カード PASS」を提示された方に提供

◆ PASS は左記の対象者要件を満たし、在宅避難者支援カードを記入された世帯に交付



PASS イメージ

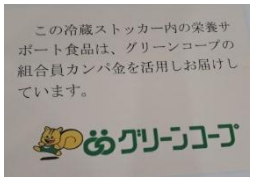
・対象食料

1　炊き出し　2　配布物資（食料）→1 日分/1 回を限度

※ 市政協力員、ボランティア団体等からの相談があった場合は、上記を原則としつつ可能な限り柔軟に対応する。

○グリーンコープ様からの支援

- 一社 CON（ｺﾈｸﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ）様から支援されるストッカーを各避難所に設置
- 食料はグリーンコープ様が支援（納豆、切り干し大根、ﾖｰｸﾞﾙﾄ、牛乳等）
- 実施期間： ストッカー設置 ：９月１日（火）～３日（木）
  食料支援（初回）：９月１５日、１７日、１８日、２１日
  以降週１回程度補充





○炊き出しの実施

・要請先：（一社）地域活性化プロジェクト縁 GIN
・提供内容：栄養価に偏りがないよう、野菜を含めた食事を提供。全避難所同メニュー。
・実施時期：９月　４日（金）～（半分程度の避難所にグループ分けし交互に実施）
　　１１日（金）～１０/３１（土）（全ての避難所（一部避難所を除く））



9/6、9/7
提供食事

・提供対象者：前ページ提供対象者
・炊き出しを配布できない人
　①上記対象者の条件に該当しない人（救助を必要としないと認められる人）
　②持ち帰りを希望する人（保健所の指導）
　③アレルギー等食事に特別な配慮を必要とする人
　④提供予定数量に達した後に来所した人

※ ②～④の人には食料物資を配布



9/5　麦島コミセン



9/8
提供食事

○弁当の提供

・実施時期：11 月１日（日）～　全ての避難所
・提供内容：日替り弁当

市発注の炊き出し実績一覧　　（単位:食）

		八代トヨオカ地健アリーナ	代陽コミセン	桜十字ホールやつしろ	太田郷コミセン	第二中学校	太田郷小学校	千丁コミセン	八千把コミセン	麦島コミセン	高田コミセン	日奈久コミセン	鏡小学校	鏡中学校	鏡コミセン	希望の里たいよう	日ごと合計
9/4～30		4,470	1,068	2,151	1,675	2,654	1,112	1,189	1,164	1,745	136	1,062	1,553	1,694	1,634	46	23,353
10//1～10/5		984	146	434	257	411	234	205	225	343	-	168	315	311	315	-	4,348
10/6	火	195	27	86	49	80	47	41	45	67	-	33	62	61	62	-	855
10/7	水	195	27	86	49	80	47	41	45	67	-	33	62	61	62	-	855
10/8	木	195	27	86	49	80	47	41	45	67	-	33	62	61	62	-	855
10/9	金	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/10	土	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/11	日	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/12	月	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/13	火	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/14	水	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/15	木	189	22	85	50	73	47	28	42	57	-	43	57	56	59	-	808
10/16	金	248	15	84	44	60	40	28	38	49	-	43	53	54	56	-	812
10/17	土	248	15	84	44	60	40	28	38	49	-	43	53	54	56	-	812
10/18	日	271	-	84	44	-	-	28	38	49	-	43	53	54	56	-	720
10/19	月	271	-	84	44	-	-	28	38	49	-	43	53	54	56	-	720
10/20	火	271	-	84	44	-	-	28	38	49	-	43	53	54	56	-	720
10/21	水	271	-	84	44	-	-	28	38	49	-	43	53	54	56	-	720
10/22	木	271	-	84	44	-	-	28	38	49	-	43	53	54	56	-	720
10/23	金	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/24	土	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/25	日	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/26	月	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/27	火	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/28	水	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
10/29	木	247	-	82	38	-	-	27	39	48	-	39	51	49	60	-	680
小計		10,942	1,479	4,600	3,003	3,936	1,896	2,098	2,357	3,367	136	2,204	3,181	3,301	3,360	46	
合計		45,906															

八代市
YATSUSHIRO

避難所での夕食が炊き出しからお弁当に変更になります

これまで
炊き出し



これから
お弁当



開始日 令和8年11月1日(日)
夕食より

避難所での夕食について、これまでの炊き出しを終了し、令和8年11月1日(日)夕食より、お弁当に変更します。
みなさまに、安心・安全な食事を提供できるよう、取り組んでまいります。

⚠ お弁当配布時の注意事項

1. お弁当は避難所内でお召し上がりいただきます。
2. お弁当の持ち帰りはできません。
3. 食物アレルギー等への個別対応はできません。

お問い合わせ
八代市フードバレー推進課
☎ 0965-33-8780

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年10月30日（金）16：00時点

1　被害状況

●被害状況

基本情報（令和8年10月30日9時現在）　※詳細　P.4

被害状況件数（件）　総数3,457件（主な施設　河川78件、海岸7件、道路2,541件、橋梁62件、下水道・集落排水365件　ほか）

被災額　7,579,370（千円）

道路全面通行止め情報　市道59件 、国・県道0件(県HP防災情報くまもと)

●対応状況

【住宅課】

・建設型応急仮設住宅　※詳細　P.5～12

建設数・・・・・・・・市内11ヵ所、建設戸数372戸　※随時設置個所・戸数を増やす予定（調整中）

建設内訳・・・・・・（仮称)鏡わかあゆ仮設団地（60戸）,（仮称）がめさん公園内仮設団地（44戸）,(仮称)古城町仮設団地（29戸）
（仮称）沖町仮設団地（31戸）、毘舎丸仮設団地（18戸）、鏡町仮設団地（17戸）
植柳上仮設団地（34戸）、（仮称）海士江仮設団地（35戸）、（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34戸）
（仮称）　大還児童公園内仮設団地（19戸）、(仮称)やまびこ公園内仮設団地（51戸）

入居確定団地・・・・　毘舎丸仮設団地（18戸）、鏡町仮設団地（17戸）、（仮称）海士江仮設団地（35戸）、
（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34戸）

入居募集団地・・・・　2次申込期間：R8.10.1（木）～10.16日（金）（終了）　申請件数・・・・43件
植柳上仮設団地（25戸分）、（仮称）沖町仮設団地（31戸）
3次申込期間：R8.10.7（水）～10.20（火）（終了）　申請件数・・・・116件
（仮称）がめさん公園内仮設団地（44戸）,（仮称）古城町仮設団地（29戸）,(仮称)鏡わかあゆ仮設団地（60戸）

入居鍵引渡し・・・・ 10.5(月)9:00～　毘舎丸仮設団地（18戸）入居済（18世帯、32人）
10.16(金)10:00～　鏡町仮設団地（17戸）入居済（17世帯、51人）
10.30(金)10:00～　植柳上仮設団地（23戸）入居済（23世帯、41人）
11.1(日)10:00～　鏡ヶ池仮設団地（33戸）

・自宅敷地内への建設型応急住宅　※詳細　P.13
9. 1～ 9.25　1次募集（終了）　最終件数90件（うち90件（240人）県へ申請中）　入居済（0世帯、0人）
10.16～10.30　2次募集　申請件数37件（うち27件（56人）県へ申請中）　入居済（0世帯、0人）

・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）　※詳細　P.14
申請件数・・・・・・・10月29日現在514件（うち490件県へ申請中）入居済（352世帯、774人）

【営繕課】

・住宅の応急修理制度　※詳細　P.15
相談・受付・・・・・・10月29日現在　相談件数1,893件、申請受付415件）

【建設政策課】

・屋根等へのブルーシートの展張の緊急修理制度の運用状況（事業完了期限の延長　8月27日→12月27日）
申請・設置・・・・・・10月29日現在　申請件数1,711件、設置済件数1,582件

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年10月30日（金）16：00時点

2　今後の取組み

【土木課分】

1．主な被害内容（業務内容）

・道路、水路復旧等
被害数　2,134箇所　対応済み　372箇所
被害が全域に及んでおり、八代地区土木災害協力会との災害協定の基、旧八代市区間を9つにエリア分けして、応急対応を実施中。

2．今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・339件
〇9～12月災害査定予定
〇災害査定後、随時工事発注予定

3．懸案事項等

〇新八千把橋（古閑下町、水無川に架かる橋梁）については、橋梁下部工損傷により、全面通行止めをおこなっている。
災害査定後、橋梁及び取付道路を復旧する必要があり、長期間に及ぶ可能性あり。
〇家屋や塀の倒壊による通行規制箇所が多く存在しているため、所有者での撤去や、公費解体での撤去等によるいち早い作業が望まれる。

【下水道建設課分】

1．主な被害内容（業務内容）

・マンホールや管渠の異状等約24.5kmの被災が判明。下水道の利用には支障なし。

2．今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・105件
〇9月以降から査定資料作成、10月～12月災害査定予定
〇災害査定後、随時工事発注予定

3．懸案事項等

〇8月21日に発生の県道八代港大手町線 ゆめタウン前の雨水管の破損に起因する道路陥没は、8月31日までに応急復旧を完了し、同日19時から交通規制解除。

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年10月30日（金）16：00時点

2　今後の取組み

【住宅課分】

1．主な被害内容（業務内容）

〇市営住宅被害状況（8月26日現在）

・流藻川団地・・・・・・・・３階建　５号棟・８号棟　~~井戸水の断水~~（仮復旧済）　　準平　便槽破損１０か所
・麦島団地・・・・・・・・・１号棟、４号棟、５号棟、７号棟　~~井戸水の断水~~（仮復旧済）
・郷開団地・・・・・・・・・~~埋設ガス管破損（全棟）~~（仮復旧済）
　A棟・B棟傾き（建物の壁を下げ振り・床を水平器により測定、壁は最大1/63（1.6/100、約0.91度）の傾きあり）
・日奈久団地・・・・・・・建物傾斜（１・４号棟）
・麦島団地・・・・・・・・液状化に伴う敷地破損
・渕之本団地・下岳上団地・屋根瓦破損

2．今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

〇住まいに関する相談窓口

・8月17日～　　開始（本庁１階会議室C、住宅課）
・8月24日の週～　避難所等巡回相談開始

〇みなし仮設住宅

・申請受付（本庁１階会議室C、住宅課）

〇建設型応急住宅

・申込み受付期間・・・・・・・・・・　8月28日～9月11日（1次（済））、10月1日～16日（2次（済））、10月7日～20日（3次）
　（本庁１階会議室Bで受付（紙・Web）
・入居者選定（県選定基準による）・　9月11日～
・入居・管理開始・・・・・・・・・・　10月5日～

〇自宅敷地内への建設型応急住宅の受付開始　10月16日～10月30日まで（本庁１階会議室B、住宅課で受付（紙・Web））

〇市営住宅（緊急入居対応）

・空き部屋修繕（緊急入居用）29戸予定（植柳上町第一団地　他9団地）

3．懸案事項等

〇みなし仮設住宅・・・・市内の賃貸住宅の提供可能戸数の減少（10月1日よりみなし仮設住宅の補修費支援開始（県すまい対策室）
〇建設型応急住宅・・・・整備戸数の上限が現在未定（市営団地やマンションの被害が多数あるため）
　整備可能な公有地について追加調査必要（公園用地を含め複数個所調査）
　入居開始後の見守り支援体制等

第58回　災害対策本部会議資料

令和8年熊本地震公共施設被災報告【建設部・各支所産業建設課】　　R8.10.30　9:00

前回　R8.10.26　9:00

部署別集計

担当課	件数		被災額（千円）			発注済		完了	
	前回	今回	前回	今回		前回	今回	前回	今回
土木課	2265	2275	5,552,850	5,562,550		62	62	235	244
都市整備課	43	43	271,600	271,600		12	12	3	3
下水道建設課	316	316	554,100	554,100		0	0	4	4
建設政策課	0	0	0	0		0	0	0	0
千丁支所	90	90	360,599	360,599		14	79	7	10
鏡支所	483	487	618,160	620,960		237	234	25	31
坂本支所	13	13	7,200	7,200		0	0	0	0
東陽支所	12	12	30,400	30,400		0	0	0	0
泉支所	61	61	159,300	159,300		0	0	0	0
住宅課	1	1	0	0		0	0	0	0
水道局	1	1	0	0		0	0	0	0
国・県・不明	158	158	12,661	12,661					
合計	3443	3,457	7,566,870	7,579,370		325	387	274	292

施設別集計

施設	件数		被災額（千円）	
	前回	今回	前回	今回
河川	80	78	113,291	112,091
海岸	7	7	0	0
道路	2529	2541	5,602,587	5,611,187
橋りょう	62	62	490,900	490,900
港湾	6	6	112,000	112,000
都市下水路	234	238	268,593	273,693
下水道・集落排水	365	365	606,550	606,550
公園等	38	38	316,500	316,500
民地堆積土砂	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0
行政施設その他	33	33	12,099	12,099
水道（水道局）	1	1	0	0
公営企業施設	43	43	42,550	42,550
不明	45	45	1,800	1,800
合計	3443	3,457	7,566,870	7,579,370

被災状況別集計

被災状況	件数		被災額（千円）	
	前回	今回	前回	今回
崩土・倒木	23	23	3,860	3,860
土砂堆積	10	10	5,600	5,600
亀裂	1181	1183	3,295,116	3,296,716
路肩崩壊	93	94	296,650	297,250
構造物破損	1063	1071	2,459,800	2,468,300
護岸崩壊	74	76	126,749	127,949
浮上・沈下	817	818	941,110	941,710
浸水	4	4	20,100	20,100
側溝等閉塞	9	9	8,900	8,900
建築物破損	38	38	39,450	39,450
電気設備故障	6	6	1,600	1,600
水道関係	0	0	0	0
その他	125	125	367,935	367,935
合計	3443	3,457	7,566,870	7,579,370

※被災状況は複数ある場合主な状況のみ

交通規制

規制状況	件数	
	前回	今回
全面通行止め	63	59

建設型応急仮設住宅_入居相談・申請状況

R8.10.21

日付	相談	申請計			備考
		窓口申請	Web申請		
10月1日	0	0	0	0	相談窓口：本庁1階会議室B
10月2日	0	1	2	3	相談窓口：本庁1階会議室B
10月3日	0	0	0	0	相談窓口：休日
10月4日	3	2	1	3	相談窓口：本庁1階会議室B
10月5日	4	6	1	7	相談窓口：本庁1階会議室B
10月6日	5	5	2	7	相談窓口：本庁1階会議室B
10月7日	6	5	0	5	相談窓口：本庁1階会議室B
10月8日	17	8	0	8	相談窓口：本庁1階会議室B
10月9日	20	11	4	15	相談窓口：本庁1階会議室B
10月10日	0	0	5	5	相談窓口：休日
10月11日	6	10	2	12	相談窓口：本庁1階会議室B
10月12日	5	3	2	5	相談窓口：本庁1階会議室B
10月13日	28	14	1	15	相談窓口：本庁1階会議室B
10月14日	20	11	6	17	相談窓口：本庁1階会議室B
10月15日	8	2	2	4	相談窓口：本庁1階会議室B
10月16日	12	7	5	12	相談窓口：本庁1階会議室B
10月17日	5	3	3	6	相談窓口：休日
10月18日	7	6	0	6	相談窓口：本庁1階会議室B
10月19日	7	6	3	9	相談窓口：本庁1階会議室B
10月20日	6	10	10	20	相談窓口：本庁1階会議室B
合計	159	110	49	159	

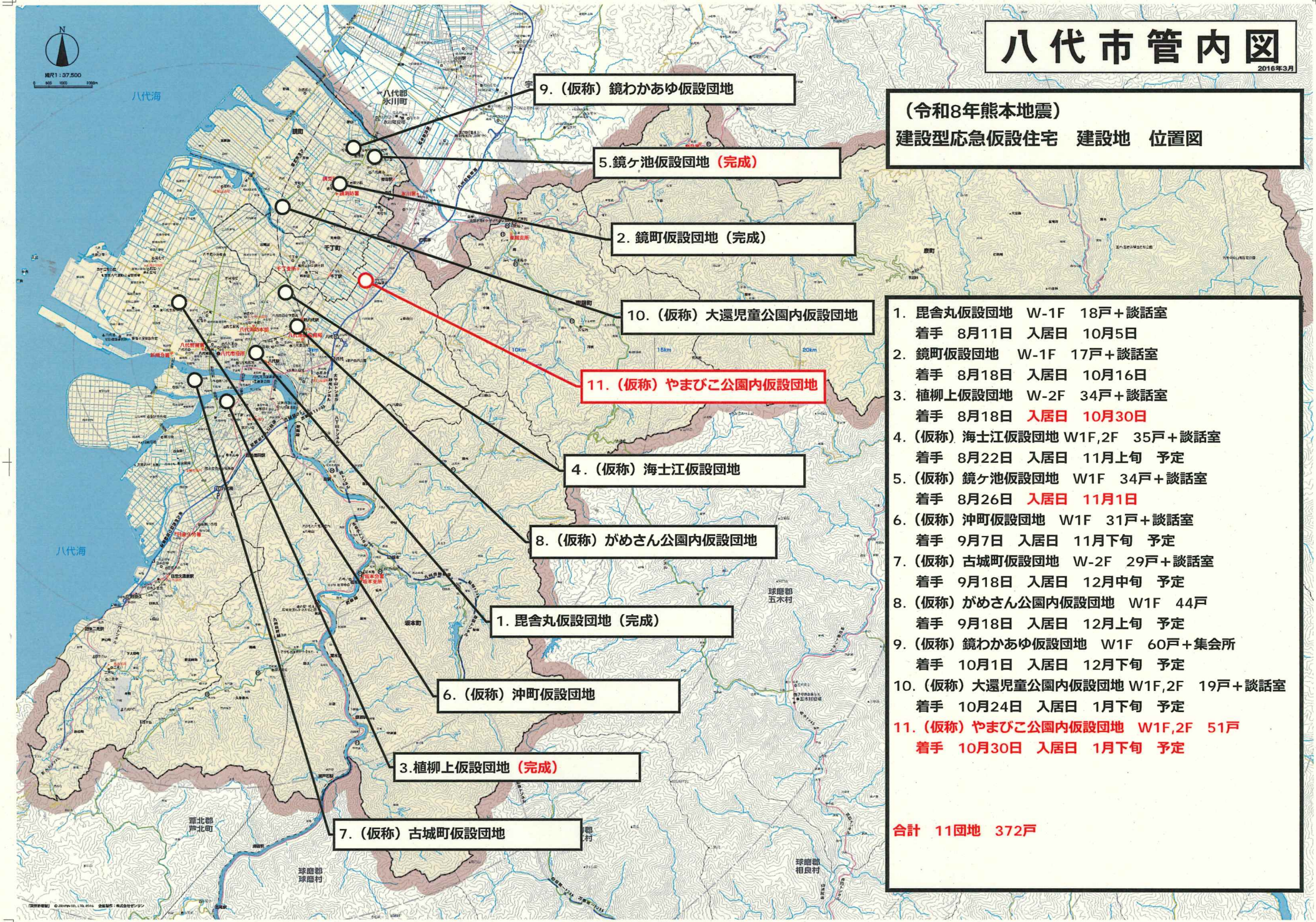
申請状況　R8.10.21

	植柳上	沖町	がめさん	古城	わかあゆ	合計
整備戸数	25	31	44	29	60	189
希望数	17	26	43	6	67	159
残数	8	5	1	23	-7	30
10月1日	0	0				0
10月2日	0	3				3
10月3日	0	0				0
10月4日	2	1				3
10月5日	2	5				7
10月6日	3	4				7
10月7日	0	0	2	0	3	5
10月8日	1	0	3	0	4	8
10月9日	0	1	3	1	10	15
10月10日	0	0	2	0	3	5
10月11日	1	0	3	2	6	12
10月12日	0	1	1	0	3	5
10月13日	3	0	4	0	8	15
10月14日	2	5	2	0	8	17
10月15日	1	2	0	0	1	4
10月16日	2	4	4	0	2	12
10月17日			4	1	1	6
10月18日			2	0	4	6
10月19日			3	0	6	9
10月20日			10	2	8	20

※以下の世帯については優先して選定することとします。

※入居は先着順ではありません。

優先順位	世帯の内容
1）最も優先度が高い世帯	・75 歳以上の高齢者だけで構成される 2 人以上の世帯 ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2）1）の次に優先度が高い世帯	・3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3）1），2）の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が 3 人以上いる世帯
4）1），2），3）の次に優先度が高い世帯	・75 歳以上の高齢者がいる世帯


八代市管内図
2016年3月
（令和8年熊本地震）
建設型応急仮設住宅　建設地　位置図
9.（仮称）鏡わかあゆ仮設団地
5.鏡ケ池仮設団地（完成）
2. 鏡町仮設団地（完成）
10.（仮称）大還児童公園内仮設団地
11.（仮称）やまびこ公園内仮設団地
4.（仮称）海士江仮設団地
8.（仮称）がめさん公園内仮設団地
1. 昆舎丸仮設団地（完成）
6.（仮称）沖町仮設団地
3.植柳上仮設団地（完成）
7.（仮称）古城町仮設団地
八代海
1. 昆舎丸仮設団地　W-1F　18戸＋談話室
着手　8月11日　入居日　10月5日
2. 鏡町仮設団地　W-1F　17戸＋談話室
着手　8月18日　入居日　10月16日
3. 植柳上仮設団地　W-2F　34戸＋談話室
着手　8月18日　入居日　10月30日
4.（仮称）海士江仮設団地 W1F,2F　35戸＋談話室
着手　8月22日　入居日　11月上旬　予定
5.（仮称）鏡ケ池仮設団地　W1F　34戸＋談話室
着手　8月26日　入居日　11月1日
6.（仮称）沖町仮設団地　W1F　31戸＋談話室
着手　9月7日　入居日　11月下旬　予定
7.（仮称）古城町仮設団地　W-2F　29戸＋談話室
着手　9月18日　入居日　12月中旬　予定
8.（仮称）がめさん公園内仮設団地　W1F　44戸
着手　9月18日　入居日　12月上旬　予定
9.（仮称）鏡わかあゆ仮設団地　W1F　60戸＋集会所
着手　10月1日　入居日　12月下旬　予定
10.（仮称）大還児童公園内仮設団地 W1F,2F　19戸＋談話室
着手　10月24日　入居日　1月下旬　予定
11.（仮称）やまびこ公園内仮設団地　W1F,2F　51戸
着手　10月30日　入居日　1月下旬　予定
合計　11団地　372戸

興善寺町
駐車場
WC
駐車場
JAやつしろ農業支所
ソーコ

0 10 20
S=1:500

N

7280 5460 5460 5460 4000 5460 5460 5460 5820 5460 5460 7280 7572
5460 5460 5460 5460 5820 7280 5460 5460 4000 5460 5460 5460 7280 2110
3640 3640 3640 3640 3640 4000 3640 3640 3640 3640 3640 4000 5460 5460 5460 7280 2110

13798 7280 6500 6370 6500 6370 6500 6370 7170

放流

浄化槽

浄化槽

備蓄倉庫　便所

5.5
(14φ)

駐車場
23台

14-5 14-4 14-3 14-2 14-1 2F
13-5 13-4 13-3 13-2 13-1 2F
12-4 12-3 12-2 12-1 2DK 3DK
9-4 9-3 9-2 9-1 2DK
10-3 10-2 10-1 3DK 2DK
11-4 11-3 11-2 11-1 2DK 3DK
8-4 8-3 8-2 8-1 3DK 2DK
7-3 7-2 7-1 2DK
6-3 6-2 6-1 2DK 3DK
3-4 3-3 3-2 3-1 3DK 2DK
4-3 4-2 4-1 3DK 2DK
5-3 5-2 5-1 2DK 3DK
2-4 2-3 2-2 2-1 3DK 2DK
1-2 1-1 2DK 3DK

4.00m 6.50m 2.10m 5.82m 2.00m 7.17m

駐車場
29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10
46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30

既存駐車場
51 50 49 48 47

既存駐車場
9 8 7 6 5 4 3 2 1

案内板

出入口

出入口

ゴミ置場
(10.2㎡以上)
0.2㎡×51戸

4754 7280 5460 5460 5460 4000 5460 7280
4808 7280 5460 5460 5460 4000 7280 5460 5460 4000 5460 5460 7280 7572

R8.10.29 現在

建設型応急仮設住宅の建設状況写真

3．（仮称）植柳上仮設団地（34 戸）■入居日：10 月 30 日



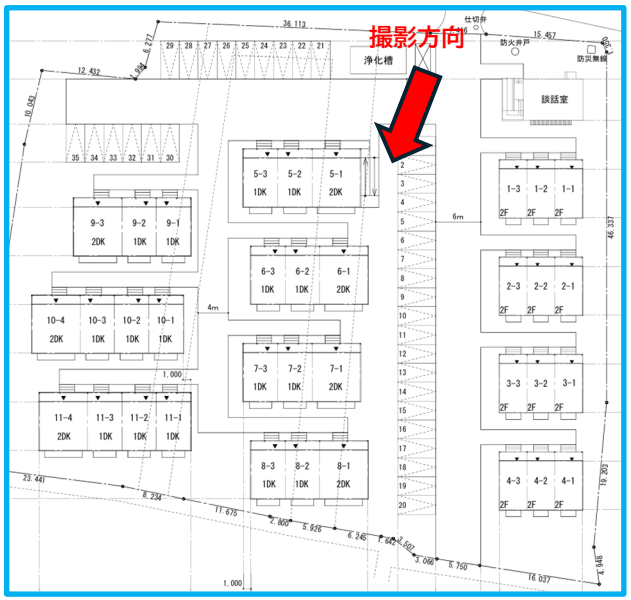
●団地配置図



4．（仮称）海士江仮設団地（35 戸）■入居予定日：11 月上旬



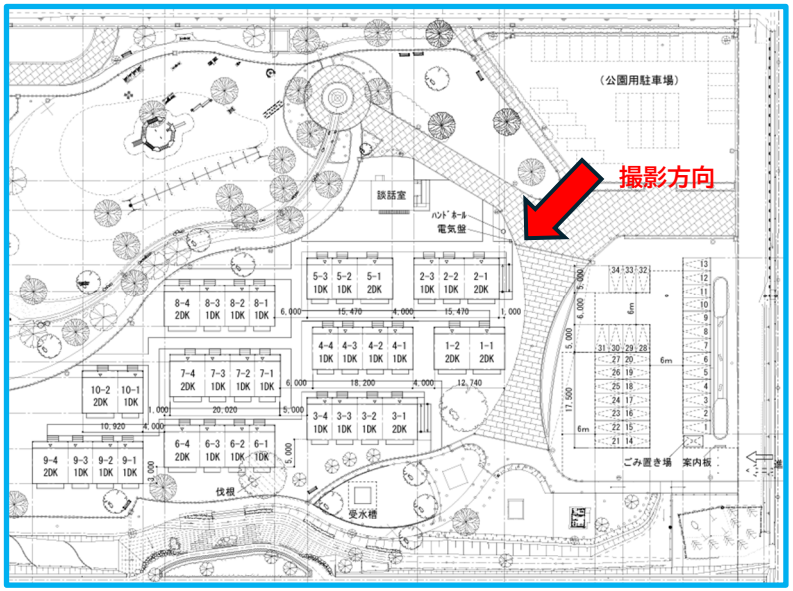
●団地配置図



5．（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34 戸）■入居予定日：11 月 1 日



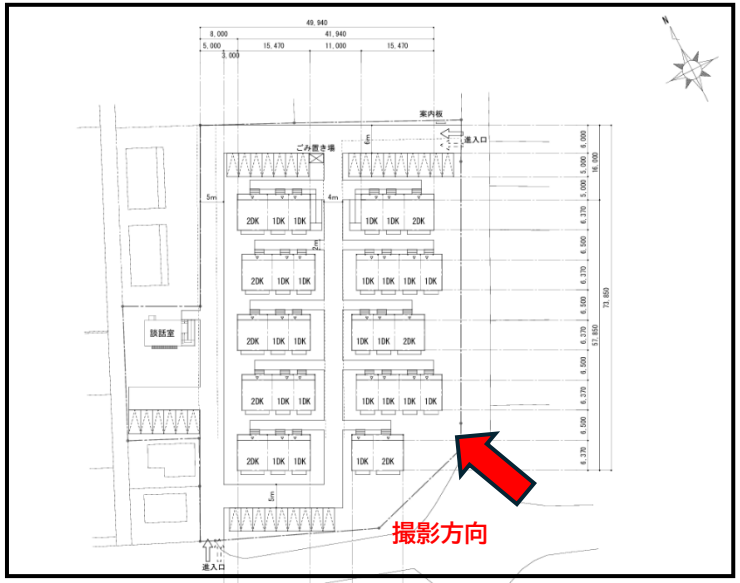
●団地配置図



6．（仮称）沖町仮設団地（31 戸）■入居予定日：11 月下旬



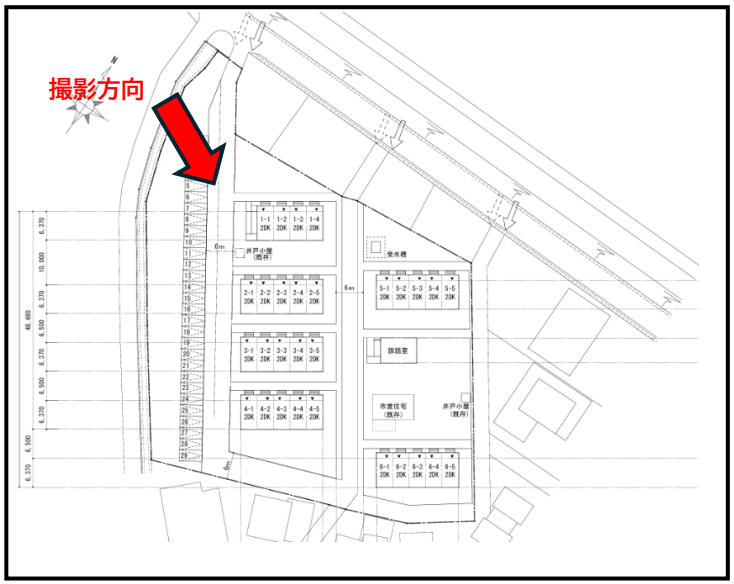
●団地配置図



7．（仮称）古城町仮設団地（29 戸）■入居予定日：12 月上旬



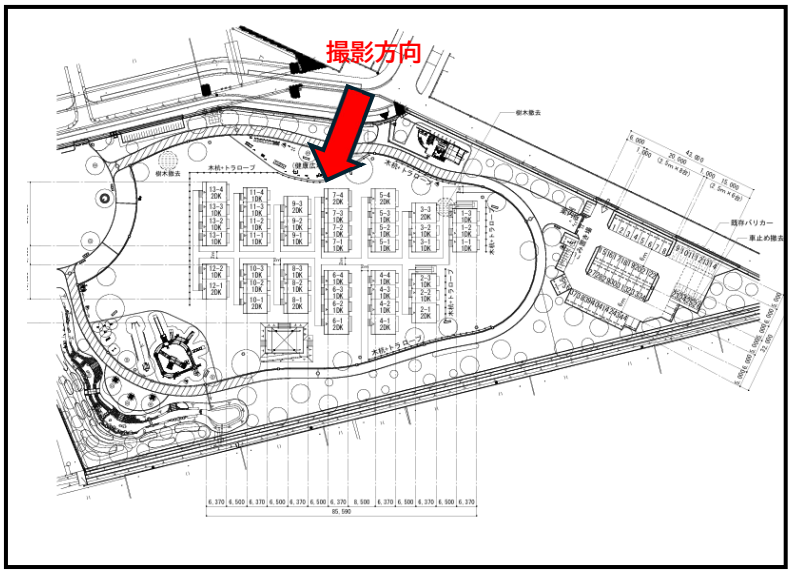
●団地配置図



8．（仮称）がめさん公園内仮設団地（44 戸）■入居予定日：12 月上旬



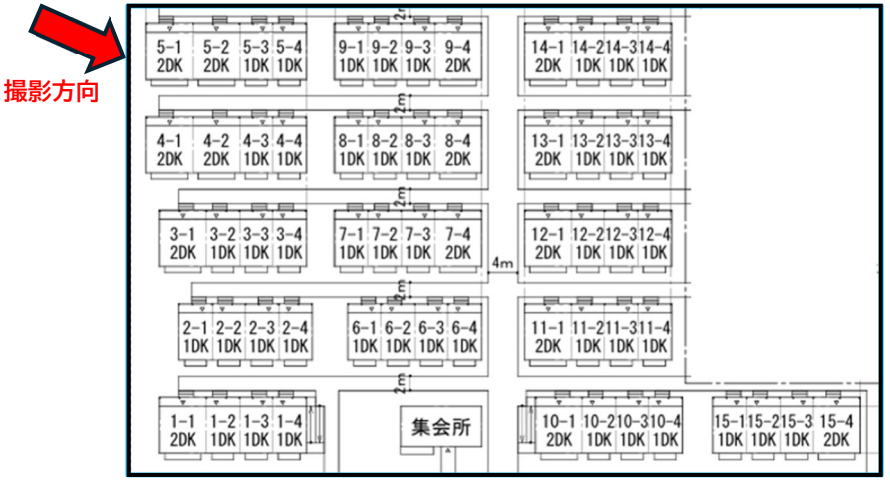
●団地配置図



９．（仮称）鏡わかあゆ仮設団地（60 戸）■入居予定日：12 月下旬



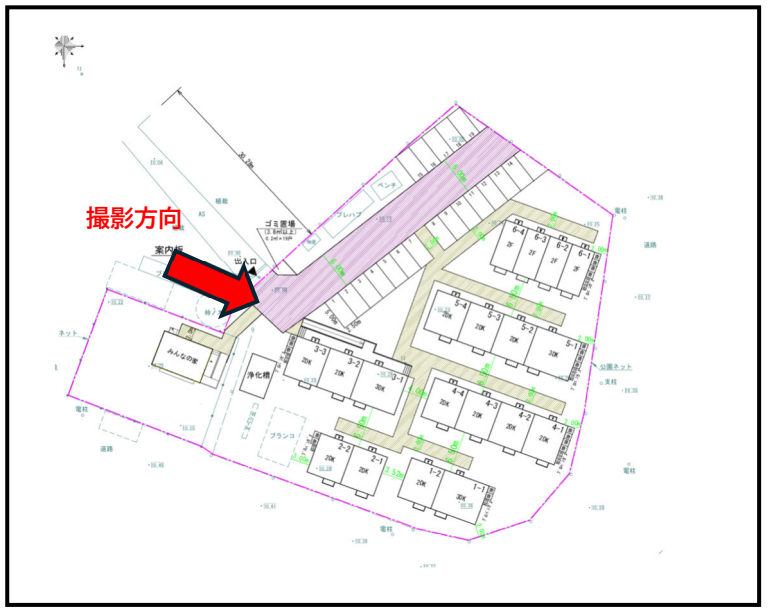
●団地配置図



１０．（仮称）大還児童公園内仮設団地（19 戸）■入居予定日：１月下旬



●団地配置図



敷地内建設型応急仮設住宅_相談・ニーズ調査状況

R8.10.29

日付	申請計			備考
	窓口申請	Web申請		
10月16日	3	0	3	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月17日	0	0	0	相談窓口：休日
10月18日	0	3	3	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月19日	3	1	4	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月20日	2	2	4	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月21日	0	1	1	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月22日	1	2	3	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月23日	2	2	4	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月24日	0	0	0	相談窓口：休日
10月25日	0	2	2	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月26日	1	4	5	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月27日	1	2	3	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月28日	0	2	2	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月29日	2	1	3	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
10月30日			0	相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
合計	**15**	**22**	**37**	

避難場所	件数
知人・親せき宅	2
被災した自宅	31
被災した敷地内（倉庫・車中泊等）	2
避難所	1
その他	1
計	**37**

自宅敷地内に居住する必要性	件数
作物等	26
その他の事情	11
未回答	
計	**37**

10/16以降分

県健康福祉政策課提出分（調査シート）	**13**
県へ設置要請書提出	**27**
設置件数	**0**

校区別	件数
宮地	2
鏡	18
松高	
千丁	6
太田郷	4
八千把	
日奈久	
二見	
高田	1
代陽	
八代	
龍峯	2
麦島	1
昭和	1
郡築	1
28 金剛	1
計	**37**

賃貸型応急仮設住宅_入居相談・申請状況

R8.10.29

日付	相談	申請受理	申請計	備考
9月15日	61	12	12	
9月16日	45	7	7	
9月17日	59	17	17	
9月18日	51	15	15	
9月19日	15	4	4	
9月20日	20	8	8	
9月21日	0	0	0	窓口休み
9月22日	0	0	0	窓口休み
9月23日	0	0	0	窓口休み
9月24日	52	26	26	
9月25日	42	17	17	
9月26日	17	3	3	
9月27日	20	8	8	
9月28日	42	18	18	
9月29日	45	10	10	
9月30日	43	16	16	
10月1日	40	16	16	
10月2日	42	17	17	
10月3日	0	0	0	窓口休み
10月4日	11	4	4	
10月5日	44	14	14	
10月6日	37	6	6	
10月7日	39	8	8	
10月8日	42	14	14	
10月9日	37	10	10	
10月10日	0	0	0	窓口休み
10月11日	15	6	6	
10月12日	12	0	0	
10月13日	29	15	15	
10月14日	33	14	14	
10月15日	30	20	20	
10月16日	37	11	11	
10月17日	0	0	0	窓口休み
10月18日	12	7	7	
10月19日	25	15	15	
10月20日	14	8	8	
10月21日	24	13	13	
10月22日	31	13	13	
10月23日	20	11	11	
10月24日	0	0	0	窓口休み
10月25日	13	5	5	
10月26日	30	9	9	
10月27日	36	15	15	
10月28日	18	4	4	
10月29日	16	6	6	
10月30日			0	窓口休み
10月31日			0	
11月1日			0	
合計	2321	514	514	

進達件数	491
入居済戸数	352
世帯人員数	774

住宅応急修理制度　事前相談・受付件数　　R8.10.29

	電話	来課	申請	計
9月1日	12	14		26
9月2日	13	17		30
9月3日	14	19		33
9月4日	7	18	1	26
9月5日	3	0		3
9月6日	2	18		20
9月7日	6	16		22
9月8日	10	22	2	34
9月9日	12	20	1	33
9月10日	3	21	1	25
9月11日	13	18	1	32
9月12日				0
9月13日	1	11		12
9月14日	14	23	4	41
9月15日	9	16	3	28
9月16日	10	27	8	45
9月17日	11	25	6	42
9月18日	11	20	4	35
9月19日	3	15	1	19
9月20日	0	0	0	0
9月21日	0	0	0	0
9月22日	0	0	0	0
9月23日	0	0	0	0
9月24日	6	29	11	46
9月25日	13	26	4	43
9月26日				0
9月27日	1	13	4	18
9月28日	6	14	17	37
9月29日	15	26	6	47
9月30日	9	11	8	28
10月1日	16	42	6	64
10月2日	18	29	6	53
10月3日				
10月4日	0	9	4	13
10月5日	10	45	9	64
10月6日	6	28	11	45
10月7日	4	23	11	38
10月8日	3	38	13	54
10月9日	9	30	14	53
10月10日				
10月11日	3	4	8	15
10月12日				
10月13日	8	26	23	57
10月14日	12	29	13	54
10月15日	8	33	15	56
10月16日	5	25	20	50
10月17日				
10月18日	2	11	7	20
10月19日	7	20	20	47
10月20日	4	26	16	46
10月21日	10	28	15	53
10月22日	5	22	22	49
10月23日	2	22	13	37
10月24日				
10月25日	0	5	9	14
10月26日	3	17	28	48
10月27日	2	17	23	42
10月28日	2	23	13	38
10月29日	1	22	14	37
10月30日				
10月31日				
	564	1,329	415	2,308

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【給水対策部】

令和8年10月30日（金）14：00時点

○上水道の被害状況及び応急復旧の状況

令和８年熊本地震により広範囲で水道管が損傷し、給水区域の全域で断水となった。７月２９日から修繕発注を開始し、損傷箇所の応急復旧を逐次実施。８月２６日に給水区域の全域で断水が解消した。

（１）断水解消の状況

区　　分	発災後断水した人口（戸数）	断水解消月日
八代市上水道（①） （旧八代市）	４０,４１３人（１７,８６７戸）	８月２５日
うち八代水系	３８,５２３人（１６,７９９戸）	８月２５日（うち郡築校区・昭和校区は８月１５日）
うち日奈久水系	１,８９０人（　１,０６８戸）	８月６日
生活環境事務組合上水道（②） （千丁町、鏡町、東陽町、泉町）	１６,２４８人（　７,２６９戸）	８月２６日（うち東陽町は８月５日、泉町は８月６日、千丁町は８月２５日）
上水道（①＋②）	５６,６６１人（２５,１３６戸）	８月２６日

(注)表中の人口（戸数）は令和７年度末の給水人口（戸数）を記載。

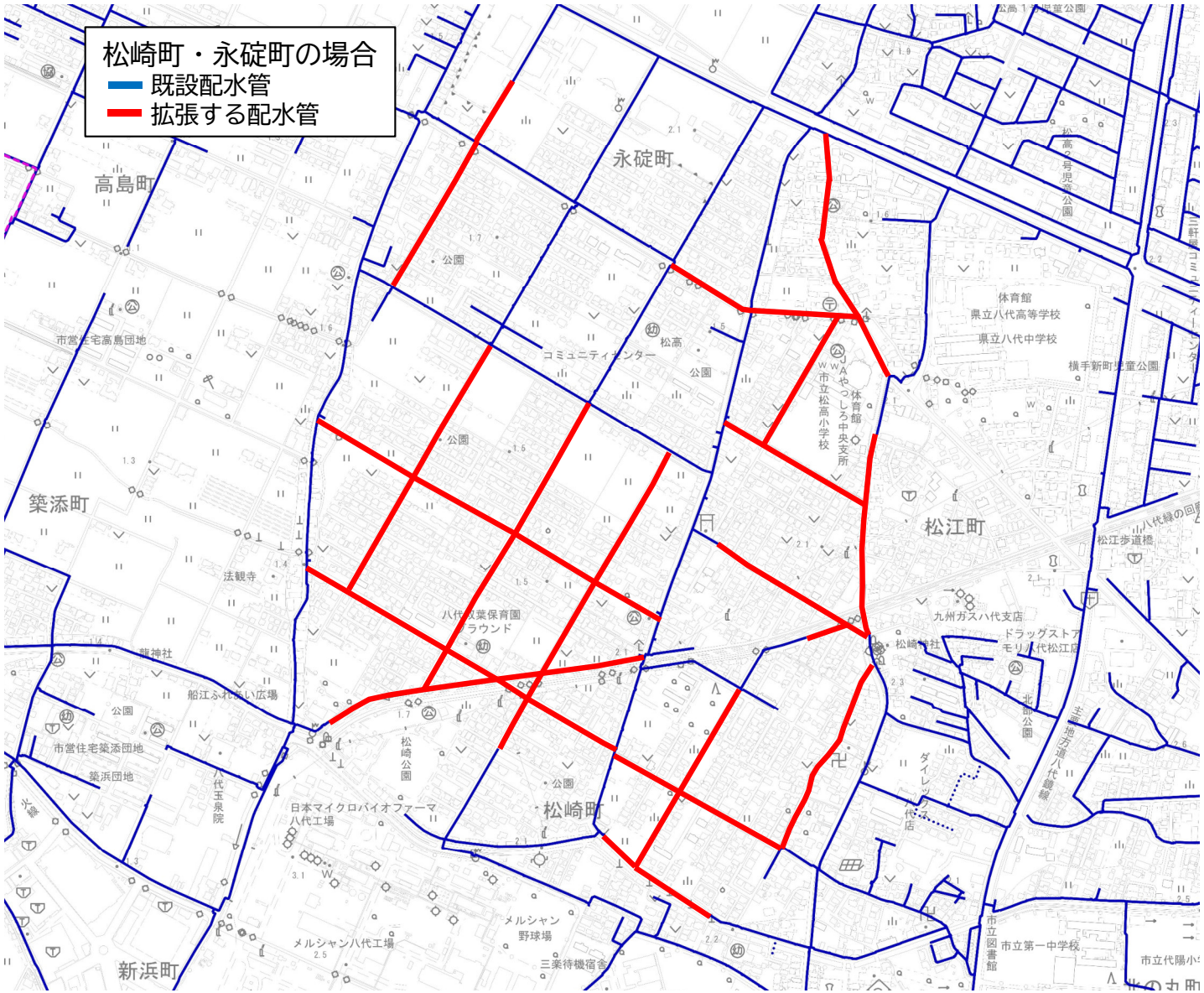
（２）八代市上水道区域の応急復旧の状況（修繕完了件数）

区　分	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
７月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
８月計	１６	３６	６２	１０	２１	２３	１７	１２	２４	１５	２３６
９月計	3	4	2	0	2	2	1	4	0	0	１８
合　計	１９	４０	６４	１０	２３	２５	１８	１６	２４	１７	２５６

○配水管未整備地区における配水管の拡張について

（１）現在までの状況
- 給水区域内には、これまで井戸から水を得ていた地区があり、それらの地区では配水管が未整備となっていた。
- 令和８年熊本地震で多くの井戸が損傷し、水が得られなくなったことに伴い、複数の未整備地区から配水管の布設要望が行われている。

（２）今後の取組
- 配水管の拡張事業として、右の図のように、配水管未整備地区の公道に配水管を布設していく。
- また、公道から分かれる私道で、沿道世帯から要望があったものについて、順次配水管を布設する。



○給水装置の工事（井戸から上水道への切替え）の状況

（単位：件）

区　　分	給水装置工事の申込み										左のうち給水装置工事完了
		八千把	松高	八代	代陽	太田郷	郡築	宮地	龍峯	昭和	
7月（7月29日・31日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	113	54	24	13	12	5	2	2	1	0	107
9月	150	50	35	30	13	13	5	4	0	0	138
10月（10月1日～10月29日）	111	41	26	22	6	8	6	1	0	1	60
計	374	145	85	65	31	26	13	7	1	1	305

○井戸の調査・洗浄の状況

（単位：件）

区　　分	受付数	踏査・調査件数		
			洗浄で改善	洗浄不要
9月29日現在	3,571	2,613	123	490
10月6日現在	3,660	2,894	200	570
10月13日現在	3,690	2,953	246	705
10月20日現在	3,726	3,208	279	709
10月26日現在	3,745	3,211	310	※ 641

※ 件数の減少は、踏査・調査における洗浄不要件数の重複を整理したことに伴い生じたもの。

○井戸の応急修理に係る相談・問合せ、支援事業の申請等の状況

（単位：件）

月　日	コールセンター		応急修理申請受付窓口		応急修理完　了
	洗浄受付	相談・問合せ	申請受付	相談・問合せ	
９月計	304	1,868	160	1,200	0
10月１日～10月15日	116	1,081	232	650	0
10月16日（金）	8	81	15	54	0
10月17日（土）	－	－	－	－	－
10月18日（日）	3	26	22	17	0
10月19日（月）	9	91	12	50	0
10月20日（火）	6	72	27	47	0
10月21日（水）	3	67	19	41	2
10月22日（木）	6	81	21	52	0
10月23日（金）	4	58	15	37	2
10月24日（土）	－	－	－	－	－
10月25日（日）	1	25	9	10	0
10月26日（月）	4	75	22	48	2
10月27日（火）	5	71	19	39	14
10月28日（水）	4	50	17	46	11
10月29日（木）	3	66	13	27	10
10月30日（金）					
10月31日（土）					
１０月計	172	1,844	443	1,118	41
合　計	476	3,712	603	2,318	41

○校区ごとの応急修理申請の状況

（単位：件）

月　日	八代	代陽	大田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	宮地	日奈久	昭和	二見	龍峯	坂本	千丁	鏡	東陽	泉	計
9月計	6	1	9	7	30	34	15	23	25	1	4	1					4				160
10月１日～ 10月15日	9	5	6	11	49	56	27	22	33	3	4	1					3	3			232
10月16日（金）			1	1	1	5	2	3	2												15
10月17日（土）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10月18日（日）	1			2	8	7	3	1													22
10月19日（月）	1	1	2	1		3	2		2												12
10月20日（火）			1	4	3	7	2	2	5	1							1	1			27
10月21日（水）	1		2		1	7	3	2	2		1										19
10月22日（木）			2	2	3	2	3		8	1											21
10月23日（金）					3	6	3	1	2												15
10月24日（土）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10月25日（日）						4	2		3												9
10月26日（月）	1	1	3	1	5	6		1	3		1										22
10月27日（火）	1		3		5	7	1		2												19
10月28日（水）	1	2	2		5	1	2	1	3												17
10月29日（木）			2		1	6	1	1	1	1											13
10月30日（金）																					
10月31日（土）																					
１０月計	15	9	24	22	84	117	51	34	66	6	6	1					4	4			443
合　計	21	10	33	29	114	151	66	57	91	7	10	2					8	4			603

○給水車による給水の実施状況

１０月２６日：１３.４ｔ（７台）　１０月２７日：２０.１ｔ（７台）
１０月２８日：２３.９ｔ（７台）　１０月２９日：２１.１ｔ（７台）

（１）給水場所の状況（９月１日以降）

・上水道が整備されていない前川以南（日奈久校区を除く）の地域において、水の確保が大きな課題となっていたことから、当該地域内の２３か所に仮設タンクを設置し、９月１日からよりきめ細かな給水を実施。
・９月２８日から給水場所２３か所のうち４か所（古城町お堂横、本野町公民館、高下西町第一公民館、高下西町第二公民館）を近隣の給水場所と統合（給水場所数：１９か所）。

（２）給水車の運用

・７月２９日から日本水道協会による応急給水支援が開始。本市に対しては、関東以西の多くの水道事業体から交代で給水車の派遣が行われ、最も多かった時には１日に６０台近くの給水車（陸上自衛隊の車両等を除く）による応急給水支援が行われた。
・発災時と比較すると、上水道の断水解消や、医療機関、福祉施設等の井戸の復旧等に伴い、応急給水支援の規模は縮小。
・応急給水の支援期間が約２か月となる中、日本水道協会からの給水車の派遣は９月末で終了。
・１０月１日から、市単独での給水車の運用を開始。給水車については日本水道協会からの無償貸出等により７台を運用。運転手及び補助員については民間委託。



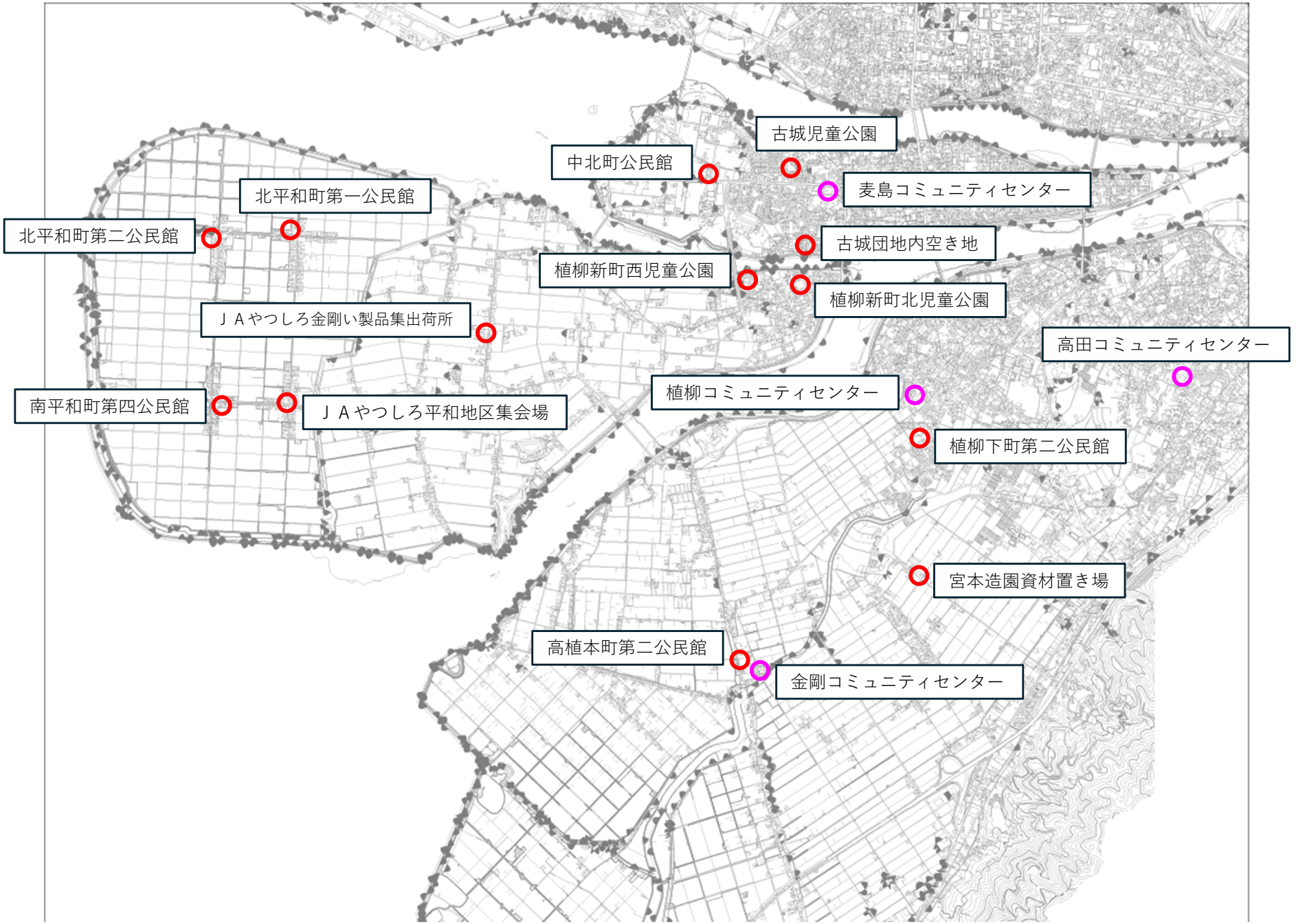
↑仮設タンク

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所ごとの給水の実施状況

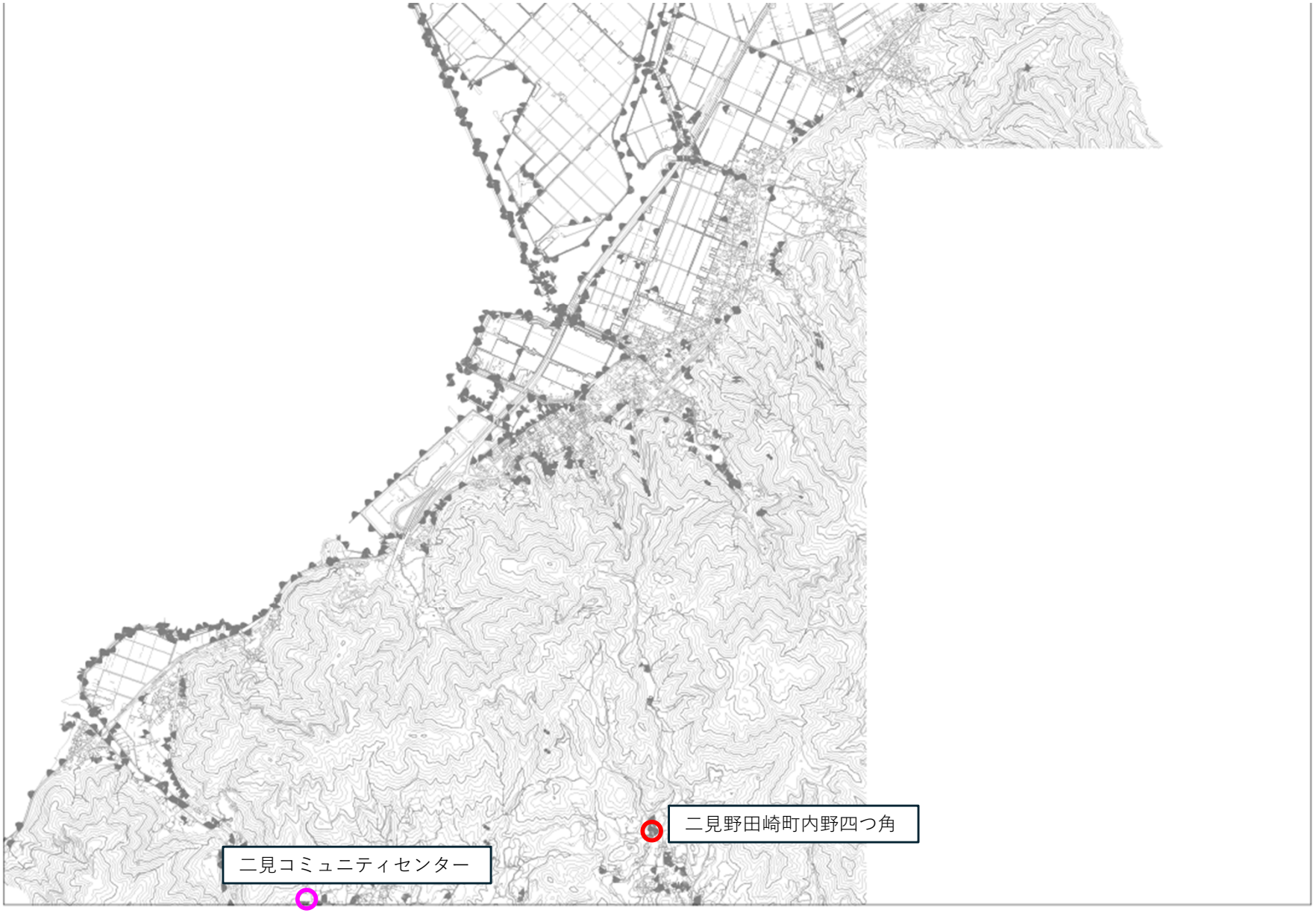
（単位：ｔ）

月　日	植柳校区		麦島校区						高田校区		金剛校区							二見校区	
	植柳コミュニティセンター	植柳下町第二公民館	麦島コミュニティセンター	古城児童公園	古城団地内空き地	中北町公民館	植柳新町北児童公園	植柳新町西児童公園	高田コミュニティセンター	宮本造園資材置き場	金剛コミュニティセンター	高植本町第二公民館	ＪＡやつしろ金剛い製品集出荷所	ＪＡやつしろ平和地区集会場	南平和町第四公民館	北平和町第一公民館	北平和町第二公民館	二見コミュニティセンター	二見野田崎町内野四つ角
10月８日（木）	0.8	0.1	2.8	0.5	0.3	0.2	0.2	0.0	0.3	0.5	2.5	0.2	0.5	0.8	0.2	0.2	0.7	0.3	0.5
10月９日（金）	0.8	0.8	3.7	0.3	0.4	0.5	0.5	0.0	0.0	0.7	3.5	1.3	0.9	0.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.0
10月10日（土）	0.8	0.1	2.0	0.0	0.0	0.2	0.7	1.1	0.3	0.2	1.9	0.2	1.2	0.0	0.1	0.0	0.3	0.4	0.2
10月11日（日）	0.4	0.2	2.8	0.4	0.7	0.7	0.7	0.0	0.1	0.6	2.2	1.3	1.1	0.4	0.1	0.5	0.3	0.7	0.3
10月12日（月）	0.8	0.8	2.7	0.0	0.0	0.9	0.0	0.3	0.3	0.7	2.7	0.5	0.7	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.4
10月13日（火）	0.8	0.0	2.2	0.4	0.2	0.0	0.8	0.5	0.2	1.1	2.2	2.4	0.7	0.3	0.2	0.0	0.5	0.2	0.2
10月14日（水）	0.5	0.7	2.3	0.0	0.2	0.4	0.0	0.0	0.3	0.4	2.3	0.2	0.9	0.0	0.5	0.7	0.3	0.5	0.9
10月15日（木）	0.9	0.1	2.4	0.5	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.5	2.0	0.7	0.5	0.3	0.1	0.0	0.8	0.0	0.3
10月16日（金）	0.7	0.6	1.5	0.8	0.2	0.3	0.7	0.2	0.2	0.8	2.3	2.4	0.7	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.3
10月17日（土）	0.5	0.6	1.6	0.0	0.0	0.7	0.4	0.2	0.3	0.4	3.1	0.2	0.8	0.6	0.0	0.1	0.4	0.7	0.3
10月18日（日）	0.6	0.6	2.2	1.6	0.0	0.0	0.7	0.5	0.2	0.6	1.8	0.8	0.8	0.0	0.4	0.8	0.7	1.4	0.8
10月19日（月）	0.5	0.2	2.1	0.5	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.4	2.7	0.6	0.7	0.5	0.0	0.3	0.3	0.3	0.4
10月20日（火）	0.5	0.2	1.8	0.1	0.2	0.6	0.0	0.0	0.6	0.5	2.4	0.7	0.8	0.5	0.2	0.9	0.4	0.3	0.4
10月21日（水）	0.6	0.6	2.1	0.3	0.0	0.5	0.6	0.6	0.8	0.4	2.7	0.9	0.8	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3
10月22日（木）	0.8	0.0	1.6	0.0	0.5	1.0	0.8	0.0	0.3	0.5	2.0	0.2	0.0	0.8	0.3	0.0	0.0	0.3	0.5
10月23日（金）	0.8	0.5	1.6	0.0	0.3	0.6	0.1	0.7	0.0	0.6	2.3	0.6	0.6	0.5	0.2	0.3	0.5	0.3	0.3
10月24日（土）	0.9	0.2	2.3	0.5	0.0	1.7	0.7	0.7	0.3	0.5	1.4	0.2	0.3	0.0	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4
10月25日（日）	0.5	0.5	2.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.4	0.4	0.2	2.2	0.2	0.7	0.4	0.0	0.0	0.5	0.4	0.8
10月26日（月）	1.0	0.0	1.2	0.7	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.3	2.2	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
10月27日（火）	0.5	0.0	1.5	0.1	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.2	1.6	0.2	0.7	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4
10月28日（水）	0.5	0.5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.9	2.5	0.8	0.9	0.0	0.2	0.0	0.6	0.2	0.8
10月29日（木）	0.5	0.0	2.7	0.0	0.3	0.4	0.5	0.0	0.8	0.3	2.2	0.3	1.2	0.0	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所①



○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所②



八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【教育対策部】

令和8年10月30日（金）16：00時点

1　被害状況

【人的被害】
小学生(3人)　公園の休憩所屋根の下敷きで救急搬送(1人)　背中火傷(1人)　足の裏を5か所切るけが(1人)
中学生(5人)　ガラスを踏み右足首3針縫うけが(1人)　弓道練習中(目のけが1人、足痛め1人、腰強打1人)　足を18針縫うけが(1人)
教職員(1人)　校内で転倒し足痛め(剥離骨折)
施設利用者(4人)　市公民館ホールステージ上にて高校生が転倒しすり傷(4人)

【施設被害】
小学校(24校)　被災あり２４校　龍峯小（半壊以上）　代陽小営繕員作業場半壊（隣接地へ影響あり）※8/21解体完了
中学校(15校)　被災あり１５校　壁面、モルタル亀裂、教室床のたわみ、校舎と渡り廊下のエキスパン損傷、校庭一部液状化など多数
支援学校(1校)　被災あり　１校　玄関前ピロティー、ベランダ等外部にクラック
幼稚園(2園)　被災あり　２園　にじいろ幼稚園（遊戯室の天井が数か所落下、使用不可。ピアノ転倒、各保育室の床傾斜）　あおぞら幼稚園（埋設管損傷）
給食センター(6センター)　被災あり６センター　中部セ（配管外れ・破損、タンク水漏）東陽セ（壁に亀裂）
公民館(1館)　被災あり　１館　ホール（照明、ステージ吊りもの破損）
赤星公園(1館)　被災あり　１館　水竹居（半壊、灯篭倒壊）
図書館(3館)　被災あり　３館　移動図書館車両破損、書棚の破損、外壁クラック
西宮集会所(1館)　被災あり　１館　1階外壁クラック10か所
博物館(1館)　被災あり　１館　展示ケース破損多数、断水、駐車場マンホール沈下、液状化の痕跡

【被害額】
概算1,598,176千円　学校園施設　：1,124,855千円(42校園)
社会教育施設：445,567千円（図書館3館243,180千円、八竜山自然公園506千円、博物館201,881千円）
給食施設　：27,754千円(6センター、4単独調理校)
※他施設確認中

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【教育対策部】

令和8年10月30日（金）16：00時点

2　対応状況

●社会教育施設は、施設内復旧まで当面休館　※復旧については別添資料による
・9/1図書館せんちょう分館、図書館かがみ分館再開（開架のみ）　10/1図書館本館再開（開架のみ）
・10/1博物館カフェ営業再開　・10月からの博物館再開館特別展は中止
・10/26さかもと青少年センター一般貸館再開　・12/1八代市公民館一般貸館再開予定

●文部科学省「文教施設応急危険度判定士」　8/5被害が大きい25施設を6班体制で調査実施。8/6被害が小さい17施設を3班体制で調査実施。
8/13構造判定で危険1校(龍峯小)。落下物判定で危険9校、千丁給食センター　→緊急復旧工事で対応。

●文部科学省「文教施設被災度区分判定士」　被災建物の主要構造部等の被害状況を調査し、補修・補強・改築等の復旧方法を判定するための支援。
10/7～10/24：被害が大きい19施設で建物調査実施。10/23～10/24：7施設で設備調査実施。

●文部科学省「学校支援チーム」支援活動　被災した児童生徒のケアや教職員への助言ほか学校再開に伴う様々な活動
熊本県：8/10～9/11情報連絡員
岡山県：8/4先遣隊3名 8/10第1陣5名(龍峯小・鏡小) 8/17第2陣5名(龍峯小) 8/24第3陣5名（第三中・他）8/31第4陣6名(鏡小)
9/7～11第5陣5名（鏡小・八千把小・二中・三中）
大阪府：8/17先遣第1陣3名 8/31第2陣3名(太田郷小) 9/7第3陣3名(太田郷小) 9/14～18第4陣3名(太田郷小)
北九州：8/31第1陣3名(鏡小・他)9/7第2陣3名（二中・五中）9/14～18第3陣3名(八千把小)
岩手県：9/7第1陣3名（二見小・松高小）9/14～17第2陣3名(八千把小)

●熊本県教育委員会登校支援活動　被災地域の児童生徒の登校時(一部下校含)の安全確保のため学校等が行う登校安全指導の支援を行う。
8/28～9/11龍峯小(バス乗降時見守り)・太田郷小(立番指導) 9/14～18学校支援チーム、市教委(太田郷小・鏡小・三中)

●2学期の授業開始(8/28金)に向けた対応　龍峯小の再開場所・通学手段・空調等　→8/1保護者説明会実施済(被害状況等) 8/10保護者説明会実施済(宮地小にて再開等)
全校・園の水やトイレ等　→給水支援(2校)、仮設トイレ設置(2校)
給食施設の給食提供等　→応急給食（パンまたは御飯、牛乳、常温保存喫食が可能なおかず、ゼリー等栄養補助食品）
9/24～10/2南部給食センター配送校9校へ弁当配送(民間委託) 10/5～他給食センターより通常給食配送

●学用品支援について：被災により学用品を喪失・損傷した児童生徒に対して学用品を支給し、就学の便を図る。23校70人申請あり(8/28現在)　→随時支給中

●各施設の給水状況
【学校・園】
上水道利用可能施設：31施設中31施設 →緊急復旧工事完了
井戸水利用可能施設：11施設中9施設(残りの2施設は井戸給水設備故障)　→給水支援中（弥次分校、第六中）
【給食センター】
上水道利用可能施設：4施設中4施設　→配管・設備等故障個所対応済
井戸水利用可能施設：2施設中1施設(残りの1施設は井戸給水設備故障)　→井戸給水設備新設工事中(南部給食センター)
※井戸掘削完了、水質検査及び配管接続作業、調理器具等通水点検を実施中

●学校施設遊具等の安全確認：全校・園の点検状況を確認済

●学校体育施設（体育館・運動場等)の貸出状況　一般貸出：　10/1再開(避難所や復旧中となっている学校を除く)　※避難所の開設状況等により、貸出は変更となる場合あり。

市内小・中・支援学校・幼稚園等の施設状況一覧 （R8.10.30現在）

8月28日(金)より2学期が始まりました。児童生徒の安全最優先のもと、施設点検やライフライン確保、給食体制の構築等を実施しています。
現在は本格復旧に向けた取り組みを進めています。

２学期スタート
8月28日（金）
「本格復旧」という新たなステージへ確実に前進しています。

【表の見方】 ○：確保・確認済（使用可能） △：対応・調整中 確認中：確認中 －：該当なし

1 各学校の対応状況

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
1	代陽小	○	○	○		○	○		○	中部給食セ		
2	太田郷小	○	○	○		○	○		○	中部給食セ		
3	植柳小	○	○	○		○	○		○	麦島給食セ		
4	松高小	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
5	金剛小	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
6	金剛小弥次分校	○	○	○		△	○	井戸設備の改修にてトイレ用水確保(給水車対応は終了) 仮設トイレ設置・ペットボトル水搬入 ※飲料水については、新規井戸掘削改修中	○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
7	高田小	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
8	八千把小	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
9	郡築小	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
10	八代小	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
11	宮地小	○	○	○		○	○		○	中部給食セ		
12	日奈久小	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
13	昭和小	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		

（前項からの続き）

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
14	二見小	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
15	龍峯小	－	－	－	応急危険度判定により、危険となったため立入禁止措置	－	－	－	○	中部給食セ		宮地小学校にて2学期再開
16	麦島小	○	○	○		○	○		○	麦島給食セ		
17	八竜小	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室		
18	千丁小	○	○	○		○	○		○	千丁給食セ		
19	鏡小	△	△	○	校舎地盤沈下に伴い1階のみ使用制限 体育館：内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		○	鏡小給食室		
20	有佐小	○	○	○		○	○		○	有佐小給食室		
21	文政小	○	○	○		○	○		○	文政小給食室		
22	東陽小	○	○	○		○	○		○	東陽給食セ		
23	泉小	△	○	○	4階塔屋：梁部分の破損に伴う使用制限	○	○		○	東陽給食セ		
24	泉第八小	○	○	○		○	○		○	泉第八小給食室		
1	第一中	○	△	○	弓道場：建物傾きに伴う使用制限 部室棟：屋根瓦落下改修済	○	○		○	中部給食セ		
2	第二中	△	○	○	屋外階段：建物傾きに伴う使用制限	○	○		○	中部給食セ		
3	第三中	○	○	○		○	○		○	麦島給食セ		
4	第四中	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
5	第五中	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
6	第六中	○	○	○		△	△	既設井戸破損が判明し、敷地内井戸より切替工事中 仮設トイレ設置・給水車対応手配継続、ペットボトル水搬入	○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
7	第七中	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
8	第八中	○	○	○		○	○		○	中部給食セ		
9	日奈久中	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
10	二見中	○	○	○		○	○		○	南部給食セ	井戸給水設備工事中、10/5他センターより通常給食配送	
11	坂本中	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室		
12	千丁中	○	○	○		○	○		○	千丁給食セ		
13	鏡中	○	△	○	体育館：内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		○	鏡中給食室		
14	東陽中	○	○	○		○	○		○	東陽給食セ		
15	泉中（泉小で記載）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	泉小で記載
1	支援学校	○	○	○		○	○		○	麦島給食セ		
1	にじいろ幼	○	△	○	遊戯室：天井ボード落下に伴う使用制限 倉庫：屋根の傾きに伴う使用制限	○	○		○	中部給食セ		
2	あおぞら幼	○	○	○		○	○		○	西部給食セ		
1	くま川教室（千丁テラス）	○	－	－	千丁支所内	○	○		－	－	－	
2	くま川教室（代陽テラス）	○	○	○	旧代陽幼稚園	○	○		－	－	－	

3 給食の対応状況

（1）調理場の現状

No.	調理場	配送校		食数	水	現状（R8.10.30現在）	通常給食開始見込
1	泉第八小給食室			5	○	被害なし	8月28日
2	坂本中給食室	2	八竜小、坂本中	61	○	被害なし	
3	東陽給食センター	4	東陽小、東陽中、泉小、泉中	174	○	配管・設備等 故障個所対応完了	8月31日
4	有佐小給食室			96	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月1日
5	文政小給食室			276	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月7日
6	鏡中給食室			425	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月8日
7	千丁給食センター	2	千丁小、千丁中	720	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月9日
8	鏡小給食室			392	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月14日
9	麦島給食センター	4	植柳小、麦島小、三中、支援学校	1,059	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月24日
10	西部給食センター	8	松高小、八代小、八千把小、郡築小、昭和小 四中、七中、あおぞら幼	2,525	○	配管・設備等 故障個所対応完了	
11	中部給食センター	8	太田郷小、宮地小、龍峯小、代陽小、一中 二中、八中、にじいろ幼	2,674	○	配管・設備等 故障個所対応完了	
12	南部給食センター	9	金剛小、弥次分校、高田小、日奈久小 二見小、五中、六中、日奈久中、二見中	1,134	井戸破損	井戸掘削終了、水質検査及び配管接続作業、調理器具等通水点検を実施中 9/24～10/2 弁当配送（民間委託） 10/5他センターより通常給食配送	11月30日

計9,541食

（2）応急給食

○主食（パンまたはご飯）、牛乳

○常温保存・喫食が可能な食品（カレー、ハンバーグ、親子丼　等）＋栄養補助食品（ゼリー、栄養バー　等）追加（9/7～）

社会教育施設の復旧状況一覧（災害対策本部用）　R8.10.30現在

【ステータスの凡例】
- ○：利用再開済（ 施設の利用を通常通り再開している。）
- △：一部利用可（一部の利用を制限している。）
- ■：復旧作業中（復旧工事・点検等を実施中）
- ×：未着手（現地確認・復旧作業に着手していない。）

【全体状況】対象施設数：15施設
- 利用再開済：9施設（60%）　/　一部利用可：5施設（33%）
- 復旧作業中：1施設（7%）　/　未着手　：0施設（0%）

No.	施設名	ステータス	主な被害状況	復旧状況・対応内容	利用再開の見込み	備考
1	八代市公民館	△	・音響反射板の損傷　・各種機材の横転　・連絡通路沈下 ・外構天井ボード破損　・建物周りの地面剝離等	・舞台・照明・音響設備の点検中 ・各種機材および備品の復旧対応中	12/1 一般貸館再開予定	・和室：コミセン避難者受入中 ・会議室：被害家屋調査拠点受入予定
2	赤星公園	■	・水竹居の館の倒壊危険　・工房クラック　・資料館内部散乱 ・六角堂屋根の欠損　・石灯篭の倒壊	・屋外・建造物：撤去または修繕・再設置調整中 ・屋内・工房：資料館（片付け・点検中）	未定	
3	さかもと青少年センター	○	・玄関屋根瓦の落下　・給食室食器の散乱　・室内道具のずれ（分館）	・復旧済み	10/26	・応援職員等の拠点として利用終了
4	八竜山自然公園	○	・事務所内、天文台ロビーが散乱 ・8/8夜より九州電力管理電線の故障に伴う停電	・8/19停電解消 ・事務所内、天文台ロビーの整理を行い、施設進入道路の安全を確認済	9/3	
5	二見自然の森	○	・被害なし		○	
6	西宮・上日置集会所	○	・室内の散乱　・建物に複数のクラック	・8/18室内の整理完了	8/18	・応急危険度判定調査により利用可能を確認済
7	深水社会教育センター	○	・被害なし		○	
8	鮎帰社会教育センター	○	・被害なし		○	
9	田上社会教育センター	○	・被害なし		○	
10	久多良木社会教育センター	○	・被害なし		○	
11	仁田尾社会教育センター	○	・被害なし		○	
12	八代市立図書館	△	・建物被害なし　・館内書籍等の散乱多数 ・自動ドアの損傷　・排煙窓ガラス及び書棚・移動棚等の破損	・空調テスト完了　・8/18返却ポスト再開済 ・一部貸出再開協議中　・10/1開架部分の貸出再開	10/1一部再開	開架：一般利用者が立ち入れる書架
13	八代市立図書館　せんちょう分館	△	・建物被害なし　・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済　9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架：一般利用者が立ち入れる書架
14	八代市立図書館　かがみ分館	△	・建物被害なし　・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済　9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架：一般利用者が立ち入れる書架
15	八代市立博物館~~未來の森ミュージアム~~	△	・室内設備・内装の損傷（タイル・壁・床等）、緑の丘の亀裂 ・給水配管断裂による漏水（空調・消火設備へ影響） ・博物館資料・備品の破損（展示・収蔵資料の一部破損〔詳細調査中〕、可動展示ケース多数破損、書棚等転倒・破損、4階収蔵庫棚の横ずれ）	・10/28給水配管修繕工事完了 ・9/7収蔵資料の安全対策及び転倒棚・破損ケースの撤去概ね終了 ・引き続き収蔵資料の詳細調査中 ・室内設備・内装、展示ケース、書棚等の復旧工事準備中	未定 （10/1カフェのみ営業再開）	・駐車場を応援職員用として利用中（警察車両10/25で終了）／国県の「文化財レスキュー事業」に協力（松井文庫所蔵品救出のべ46名、寺社資料のべ37名）

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部（坂本支所）】

令和8年10月30日(金)15:00時点

1　被害状況

（1）道路の落石等（市道）※すべて通行可
①早水・日光線：落石複数　②中津道・鎌瀬線：一部陥没　③木々子・板ノ平線：落石　④上深水・九折線：落石　⑤深水・走水線：落石
（2）住家等の損壊
①瓦ずれ、脱落：18戸　②建物損壊：小屋屋根崩落1件、小屋傾き1件　③石垣崩落：3件　④土地の亀裂：1件
（3）支所敷地の地盤沈下
正面玄関前及び診療所玄関前歩道の地盤沈下（最大4cm）により段差及び剥離が生じた。
（4）温泉センター施設の損壊
棟瓦脱落：約5m（応急補修済み）
（5）水道水の混濁
①西部地区簡水　76世帯196人　②藤本地区簡水　22世帯56人　③大門地区簡水　11世帯27人
④生名子地区飲供　3世帯4人　⑤古田地区飲供　11世帯23人
（6）百済来川護岸崩壊　約4m
（7）公共施設の損壊
①合志野団地石垣崩落　②坂本中学校敷地ブロック積亀裂
（8）河川への落石等
①下深水川護岸　直径約2m

※前回の報告から、新たな情報や変更などはなし

2　今後の対応

（1）応急復旧：落石除去、埋め戻し（概算額3,000千円）※補正額6,600千円
（2）個人対応（当事者による復旧）
（3）修繕：地盤均し（概算額2,000千円）※補正額1,078千円
（4）施設管理者（市）による修繕（概算額5,000千円）※補正額902千円
（5）備蓄飲料水配布（2Lペットボトル）
①210本送致　②108本配布　③30本配布　④12本配布　⑤36本配布
（6）修繕：河川管理者（県）または個人半額負担（概算額2,000千円）
（7）①建設部へ情報共有　②教育部へ情報共有
（8）応急復旧：落石除去（概算額600千円）※補正額600千円

◎その他
（ア）給水車による給水活動
7/30、7/31、8/2（藤本地区→西部地区→古田地区）
（イ）生活困難者への対応
7/31買い物困難者、移動困難者向け（備蓄食料2,700食分配布）
（ウ）温泉センターの営業再開
・8月3日(月)営業再開　8/8(土)レストラン再開　8/11(火)入浴支援開始
（エ）坂本診療所の診療再開　・8/4(火）再開
（オ）備蓄食料の融通　・二見コミセンへ（アルファ米500食ほか）
（カ）派遣応援職員用物資の搬入　・簡易ベッド＋簡易テント：200セット

第 58 回災害対策本部　千丁支所関係

千丁町：人口 7,207 名、3,066 世帯

１０月３０日時点

千丁支所：り災・被災証明の申請業務

営農再開ワンストップ相談窓口

軽トラ等の無料貸し出し窓口

支援物資の配布

罹災証明書の申請業務

１４時時点の受付数１組

＜前回からの新たな報告事項等＞　なし

令和８年 10 月 30 日 15:00 時点

支所対策部　鏡支所　対応状況　報告資料（第 58 回）

1. 鏡支所庁舎の状況

発災時～：停電、断水　※非常用電源により業務対応

・停電からの復旧：7/31・10 時頃

・仮設トイレ：7/31・12 時頃 2 基設置、午後 13 基設置

8/4・16 時半頃 2 基設置（ウォシュレット機能）

※8/11・バイオトイレカー1台（2基設置）　計 19 基設置（トイレカー4台）

9/4 時点：トイレカー3台（7 基）　※仮設トイレ 10 基は不使用

・インスタントハウス（展示用）1棟設置　旧鏡保健センター南側

・災害ゴミ仮置場（支所西側駐車場）：8/10 から開始

・8/11：上水道試験通水開始　※現時点において支所内の水道の通水は問題なし

・8/14：断水解消に伴い通水したが、一部配管より漏水が確認され、水道・トイレで使用できない箇所あり。 ※その他、庁舎破損個所についても再確認中

2. 避難所の状況

①鏡コミニュティセンター（開設時：電気無・水無・エアコン無）　停電解消

7/29・PM：仮設電源設置（ホールのエアコン使用可）・仮設トイレ（5 基）設置

※仮設トイレ 5 基→増設合計 11 基→15 基　8/2 シャワー設備設置（8/4 開始）

8/11 現在：トイレカー3 台（5 基）　※8/10：トイレカー2台（4基）→3台

避難者	7/29 夜	10/22 朝	10/23 朝	10/24 朝	10/25 朝	10/26 朝	10/27 朝
世帯	39	41	41	41	41	41	41
人数	88	55	55	55	55	55	55

・シャワー施設　※鏡コミセン駐車場　8/30～実施

	8/30	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
男性	6（1）	9（0）	8（0）	9（0）		9（1）	9（0）
女性	9（1）	11（0）	12（0）	14（1）	休止	12（0）	15（2）
計	15	20	20	23		21	24

◆移動式温泉施設「幻想の湯」　※8/7：18 時～開始　【8/27 終了】

・移動ランドリカー（洗濯機4台）　※鏡コミセン駐車場　8/22～実施　【9/30 終了】

	8/22	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30
計	15	9	13	10	9	15	14

②鏡小学校(開設時:電気無・水有・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:電気なし(発電機・ポタ電:ランタン・投光器)・水有・トイレ可

※7/31・AM:エアコンのある教室に移動 夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 6 基

8/2・PM:シャワー設備(2カ所)・室内仮設トイレ設置、体育館エアコン設置

室内ラップポントイレ 3 基(不使用)

8/8・9時～避難スペースを教室等から体育館へ移行(8/7 夜・説明会開催)

8/9・トイレカー(1 基)設置済み 8/12・多機能のトイレカー(1台で 4 基)設置予定

9/1・トイレカー2台→9/15・トイレカー撤去

避難者	7/29 夜	10/22 朝	10/23 朝	10/24 朝	10/25 朝	10/26 朝	10/27 朝
世帯	39	21	21	21	21	24	24
人数	88	51	51	51	51	54	54

③鏡中学校(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消しエアコン使用可

7/28・PM:23 時、避難者おらず一旦使用保留 →8/3 以降 再開予定

※8/2・15 時:仮設トイレ 5 基→増設合計 7 基 8/3・13時 避難所再開

室内ラップポントイレ 2 基

避難者	7/29 夜	10/22 朝	10/23 朝	10/24 朝	10/25 朝	10/26 朝	10/27 朝
世帯	39	30	30	30	29	29	29
人数	88	48	48	48	47	46	46

●閉鎖避難所の状況

・文政小学校 【8/31 閉鎖 ※鏡コミセンに集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	10	5	5	5	4	4
人数	25	12	12	12	4	4

・有佐小学校 【8/31 閉鎖 ※鏡中に集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	4	7	4	2	2	1
人数	5	14	8	4	4	3

3. 管内の被害状況

施設種別　毎件数	7/30	10/5	10/7	10/9	10/13	10/16	10/19	10/23	10/26	10/30
道路	199	319	322	322	323	326	326	326	326	329
橋梁	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17
河川	9	7	7	7	8	8	8	8	8	8
都市下水路	7	32	32	32	33	33	33	33	33	33
海岸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道・集落排水	33	55	55	55	55	55	55	55	55	55
公園	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
民地堆積土砂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政施設その他	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他公営企業施設	1	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	273	474	477	477	480	483	483	483	483	486

合計被害額	401,790	千円	→	619,960	千円
	7/30			10/30	

鏡産業建設課

◆応急対応　10/30 時点 239 件：市道（道路段差擦付け、陥没埋戻など）※依頼中含む

●罹災証明の受付状況　※8/10～

※10月分の受付状況

1 日：30 件　2 日：23 件　3・4 日（土・日）：受付なし。5 日：18 件　6 日：22 件

7 日：28 件　8 日：25 件　9 日：17 件　10～12 日（連休）：受付なし。13 日：31 件

14 日：22 件　15 日：21 件　16 日：15 件　17・18 日（土・日）：受付なし。

19 日：17 件　20 日：18件　21 日：27 件　22 日：14 件　23 日：13 件

24・25 日（土・日）：受付なし。　26 日：23 件　27 日：20 件　28 日：18 件

29 日：21 件　30 日：午前11件

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部】東陽支所

令和8年10月30日（金）16：00時点

1　被害状況

【１】インフラの被害
断　水：上水道設置地区全域（河俣・小浦以外）解消8/5～
【２】道路等の被害
県　道：氷川八代線倒木（処理済）
市　道：路面沈下・亀裂、落石
　　８路線　一部の路線で通行不可（う回路有）
林　道：落石
　　２路線　一部の路線で通行不可（う回路有）
農道等：路面亀裂他　４路線　通行可
農業施設等：排水路破損、灌水配管破損他

【３】施設の被害
九電関係：県道への倒木による電線切断　（応急処理済）
定住センター：瓦のずれ・落下、天井板落下（屋根仮復旧完了8/12）
市営住宅：瓦のずれ、落下　４件（仮復旧完了）
せせらぎ：エレベーター復旧、２階自動ドア不動、他（一部営業再開）
戦没者慰霊塔のひび割れ、傾斜
【４】家屋被害（個人対応）
屋根瓦のずれ、落下　概ね１００件　　ブロック塀倒壊　７件
【その他】
落石による車両破損１件（車庫内：個人対応）
東陽支所空調機故障：8/11
避難所：東陽スポセン　避難所集約により閉鎖：8/31

※前回の会議から新たな被害情報など特になし

2　対応状況

【１】避難所（東陽スポセン）に簡易トイレ５基設置　7/31　18:00
　　生活環境事務組合による応急給水：8/3～
　　避難所（東陽スポセン）前に仮設シャワー室の設置：8/5
【２】各部署において倒木、落石除去実施（一部残有）
【３】定住センター屋根および市営住宅屋根の応急復旧に着工8/4～
【その他】8月6日よりせせらぎ温泉の営業再開：被災者無料（10:00～17:00）　8/10～（10:00～20:00）
　　8月6日せせらぎ自家製パンの販売開始（9:00～17:00）　8月7日よりレストランの営業開始（11:00～15:00）

・今後も新たな被害状況･復旧状況の把握に努め継続して調査を行う。

八代市 YATSUSHIRO

【7月28日　震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部】泉支所

令和8年10月30日（金）15：00時点

1　被害状況

【1】人的被害　・・・　なし
【2】家屋被害　・・・　なし
【3】施設等被害
①観光施設（平家の里、緒方家、左座家など６カ所）
8/3(月)から営業再開
②道の駅秘境の郷いずみ
8/5(水)通水によりトイレのみ利用再開
8/6(木)物産館営業再開（AM9：00～PM5：00）
8/8(土)レストラン営業再開（AM11：00～PM5：00）

※前回の会議から新たな情報や変更点など特になし

【4】国道・県道被害　・・・　県土木維持管理課より情報提供なし

【5】市道・林道等被害
①市道・里道61カ所が落石や路肩崩壊、舗装亀裂等の報告　・作業完了　・・・ 31カ所　・作業対応中　・・・ 19カ所
・災害査定　・・・ 11カ所
②林道15カ所が落石や倒木、崩土、路面沈下等の報告　・作業完了　・・・ 12カ所　・作業対応中　・・・ 3カ所

【6】避難所対応
7/31(金)泉地区の避難所開設4カ所中、3カ所（泉コミセン、泉第八小学校、板木・保口集会所）を閉鎖
8/ 1(土)残り１カ所（旧泉第一小学校）を閉鎖
【7】その他
下岳地区住民に対し、泉小中学校寮のシャワー・洗濯機を8/5(水)から開放（AM9：00～PM4：00）　← 8/27(木)終了

2　今後の対応

・今後も新たな被害状況把握・復旧状況の確認など継続して調査を行っていく